

第3期

阿南市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

阿南市

はじめに

子どもたちは、地域社会の希望であり、本市の未来をつくる力を持っています。本市の子どもたちが成長していく10年後、20年後に社会がどのように変化していくかを考え、子どもたちが幸せに暮らせることはもとより、保護者が安心して子育てができるよう地域社会全体で子どもの健やかな成長を支えることが必要です。



本市では、平成17年度に策定した「次世代育成支援事業計画」を起点とし、平成27年度からは、「子ども・子育て支援法」に基づき、計画期間を5年とする「子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定し、こどもの医療費助成の対象年齢拡充や保育料の無償化等にいち早く取り組むなど安心して子育てができる環境を整えることで、子育てに関する不安や経済的負担を軽減し、子ども・子育て支援を積極的に推進してまいりました。

しかしながら、家庭や地域社会の変容や保護者の就労の多様化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は著しく変化し続けており、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増加傾向にあり、地域全体での子育てを支える環境づくりが急務となっています。

このような状況を踏まえ、第1期計画からの基本的施策を継承しつつ、このたび「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生」を基本理念とする『第3期阿南市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。次代を担う子どもたちが夢と希望をもって成長できる環境を整え、すべての子どもとその家庭を切れ目のなく支援することで、「子育て日本一のまち」を目指し、この計画に基づきさまざまな施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました「阿南市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和7年3月

阿南市長 岩佐 義弘

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	1
3 計画の策定体制	4

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 阿南市の現状	5
2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査	21
3 子ども・子育て支援施策の取組状況	47
4 子ども・子育て支援の課題	52

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	55
2 計画の基本目標と体系	56

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実	58
基本目標2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援	61
基本目標3 すべての子どもの健やかな成長への支援	64
基本目標4 困難な状況を抱える家庭への支援	69
基本目標5 子育て環境の整備	72

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	74
2 量の見込みの推計について	75
3 量の見込みと確保の方策	76
4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	96
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	98

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	100

資料

1 策定体制	101
2 計画策定の経緯	103

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子化の進行とともに、核家族化の進展や社会状況の変化により家庭や地域の結びつきが変わる中、子育ての孤立感、不安や負担が増大するなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は複雑化し、子育てに関するニーズも多様化しています。

このような子育てに関する社会的な背景のもと、わが国では、平成24年に制定されたいわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づいた市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けなど、さまざまな取組を展開してきました。

さらにこの3法に基づいて、平成27年から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められています。

本市では、令和2年3月に「第2期阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援が総合的かつ効果的に提供できるように取り組み、地域のニーズに沿ったさまざまな施策を進めてまいりましたが、この度、令和6年度で最終年度を迎えることから、「第3期阿南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、関連する計画と連携しながら子ども・子育て施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組みます。

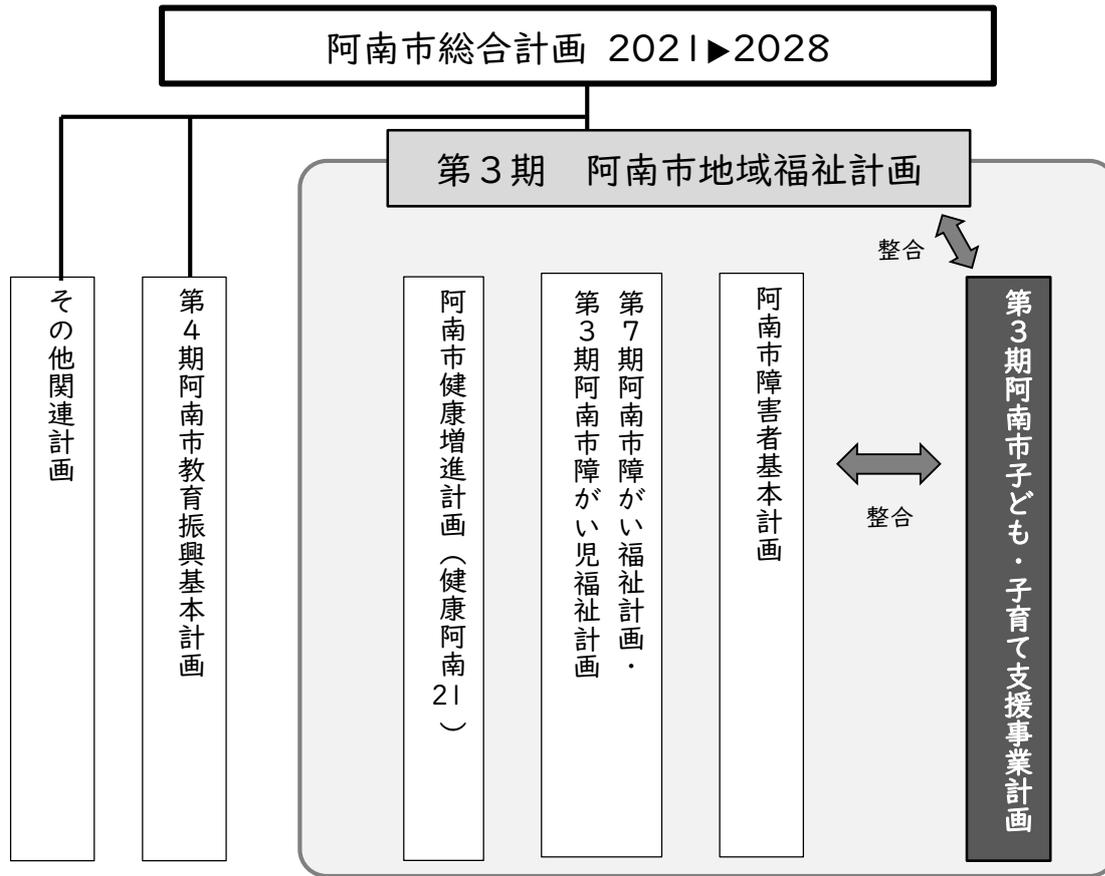
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」並びに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策の解消に向けた対策についての計画」を一体のものとして策定するもので、上位計画である「第3期阿南市地域福祉計画」の子ども・子育て支援に関する個別計画として位置付けます。また、「阿南市障害者基本計画」「阿南市教育振興基本計画」など関連する他の分野別計画との整合を図り、子どもの健やかな育ちと子育て家庭への包括的な支援につなげます。

「子ども」と「こども」の表記については、「子ども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等関連する文章、団体名等の固有名等については、元の表記を使用しています。

■各計画との関係



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
阿南市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画		第3期計画				

(3) SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

本市では、上位計画である「阿南市総合計画2021▶2028」において、SDGsの理念を取り入れ、各種施策の展開を通じて、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、地域課題の解決に取り組んでいます。

本計画の推進にあたっては、SDGsの視点を取り入れ、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。本計画と関連性が高い目標として、以下のSDGsの目標達成に貢献します。

■関連するSDGsの達成目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1（貧困）</p> <p>子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの将来が閉ざされることのないよう親の就労支援や経済的支援を進めます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3（健康と福祉）</p> <p>全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠前から妊娠・出産・出産後と続く切れ目のない支援を行います。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4（教育）</p> <p>豊かな成長を支える学びの場として、学校・家庭・地域において、希望を実現し、生きる力を育む教育環境を整えます。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5（ジェンダー平等）</p> <p>仕事と子育ての両立を図ることができるよう、男女共同参画、職場の環境づくりのための啓発に努めます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8（働きがい）</p> <p>仕事と子育ての両立を図ることで、女性が自らのキャリアを犠牲にすることなく、働く中で自己実現が図られるよう支援します。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10（平等）</p> <p>全ての子どもが権利の主体として、個人が尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別を受けない環境を整えます。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11（まちづくり）</p> <p>子育てを地域で支え、子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らすことができる環境の整備・まちづくりに努めます。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16（平和と公正）</p> <p>全ての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう環境整備を進めます。</p>

3 計画の策定体制

阿南市の子ども・子育て支援のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させることを目的として、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「阿南市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て会議における議論を中心に計画の策定を行いました。

計画の策定にあたり、以下の調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

①子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査

対象者：就学前児童・小学生児童の保護者

②子どもの貧困に関する調査

対象者：小学校5年生と中学校2年生及びその保護者

（富岡小は6年生、羽ノ浦中は3年生）

③子育て関連事業所・団体調査

対象者：保育園・保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、
子育て支援センター、児童館、児童養護施設、ボランティア団体

④教育関係機関・福祉関係機関調査

対象者：小・中学校、教育研究所、教育支援教室、青少年健全育成センター、
市社会福祉協議会、市内こども食堂、あなんパーソナルサポートセンター

さらに、阿南市保健福祉部こども支援課を中心に、国や徳島県との調整を図りつつ、庁内関係各課から意見の聴取及び検討を行うとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しています。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

1 阿南市の現状

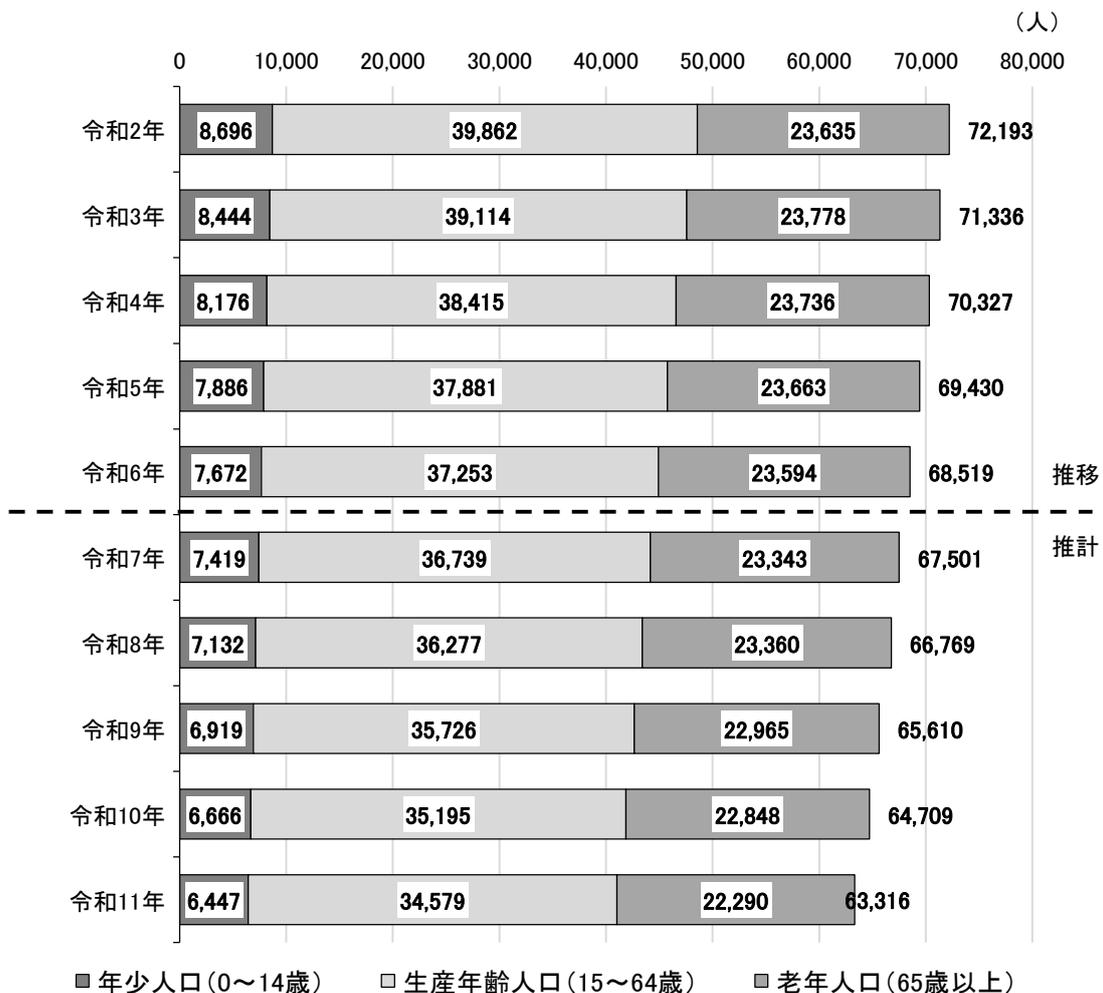
(1) 人口の動向

① 年齢3区分別人口の推移と今後の推計

本市の令和6年3月31日時点の人口は68,519人です。年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少しています。また、老年人口（65歳以上）についても、令和3年をピークに減少に転じており、人口減少と併せて少子高齢化も進行しています。

今後においては、いずれの年齢区分においても減少傾向で推移していくことが見込まれており、令和11年の人口は63,316人になると推計されます。

■ 年齢3区分別人口の推移と今後の推計



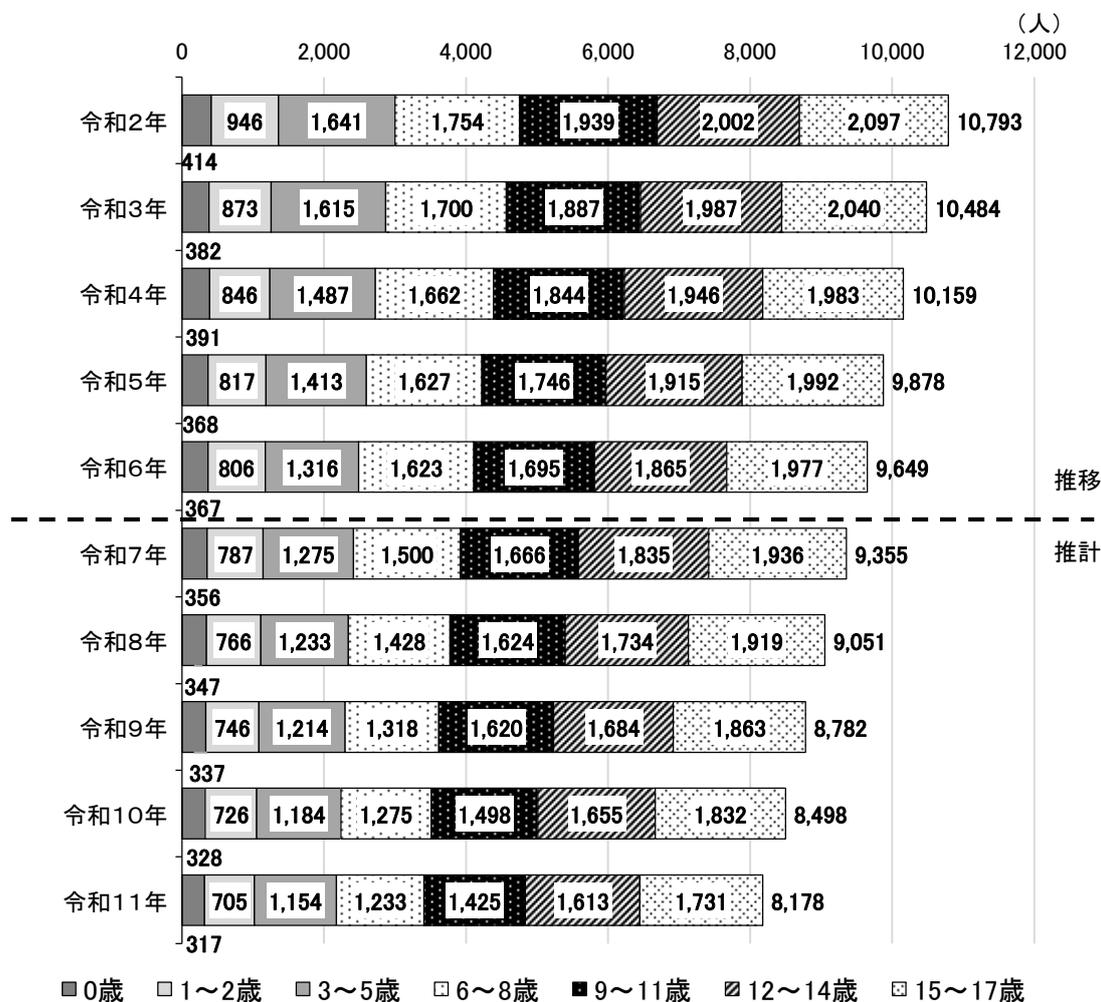
資料：令和2～6年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）

令和7～11年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

②子どもの人口（18歳未満人口）の推移と今後の推計

子どもの人口（18歳未満人口）をみると、令和6年3月31日時点では9,649人と、令和2年と比較して、1,144人減少しており、今後も更に減少していくことが見込まれます。

■子どもの人口（18歳未満人口）の推移と今後の推計



資料：令和2～6年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）

令和7～11年：阿南市住民基本台帳（各年3月31日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

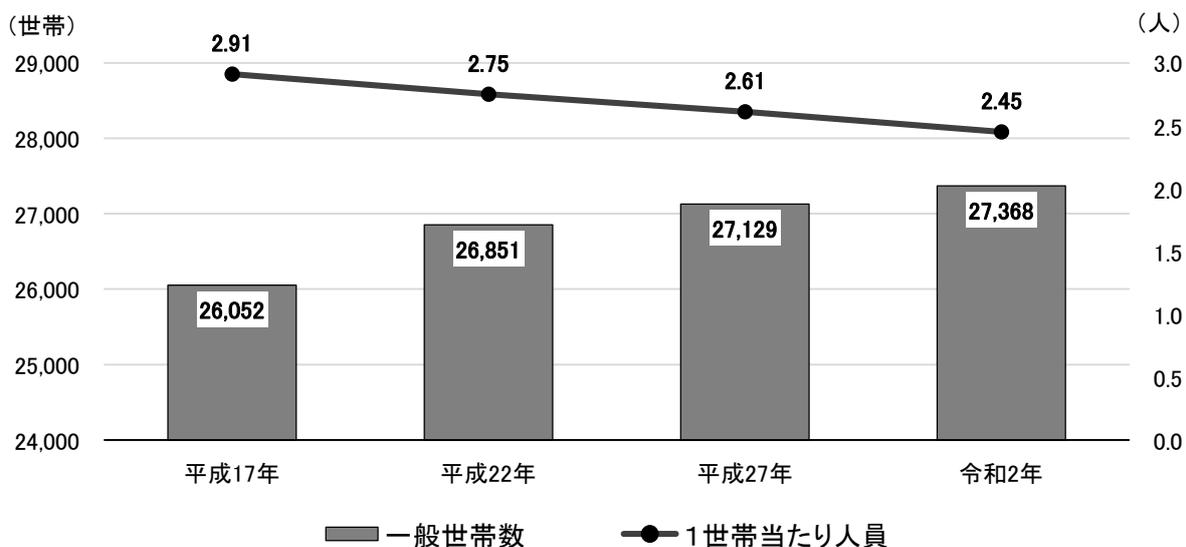
(2) 世帯の状況

①一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

国勢調査をみると、一般世帯数（世帯総数のうち、施設数等の世帯を除いた世帯）は増加している一方、1世帯当たり人員は減少を続けています。

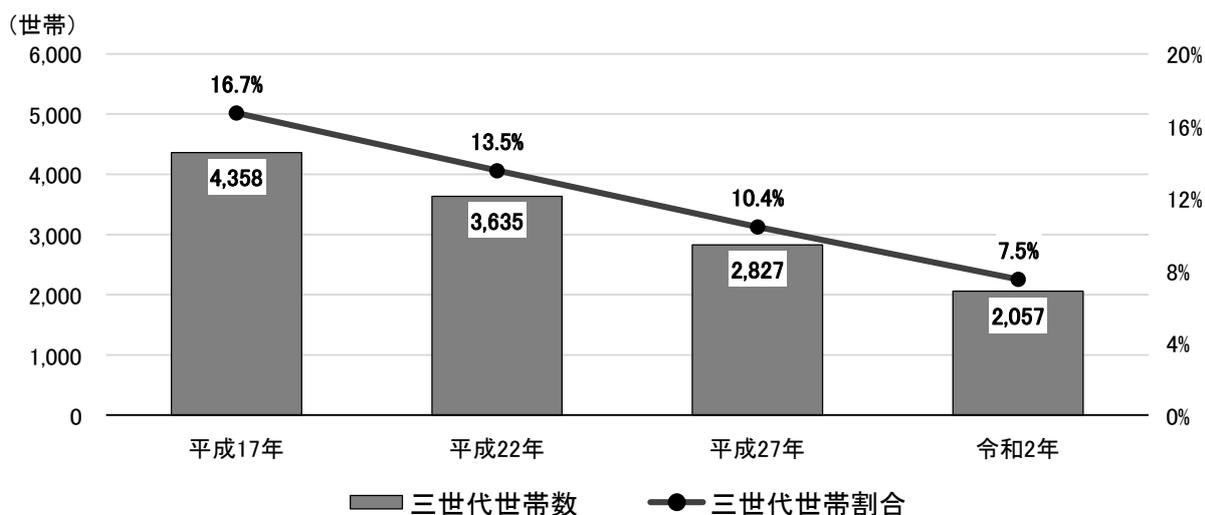
また、市内の三世帯世帯数は、平成17年には4,358世帯でしたが、令和2年には2,057世帯と半分以下に減少しており、一般世帯に占める割合も16.7%から7.5%に減少しています。

■一般世帯数、1世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

■三世帯世帯数及び一般世帯に占める割合の推移



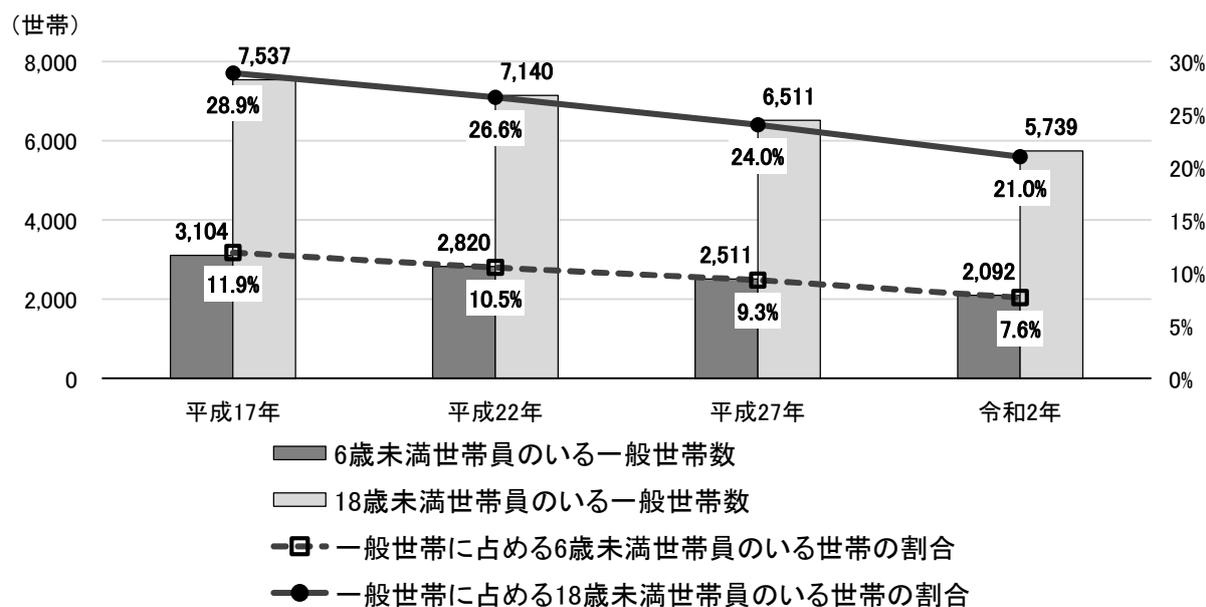
資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

②子どものいる世帯の状況

6歳未満世帯員のいる一般世帯数、18歳未満世帯員のいる一般世帯数はいずれも、平成17年以降減少を続けています。

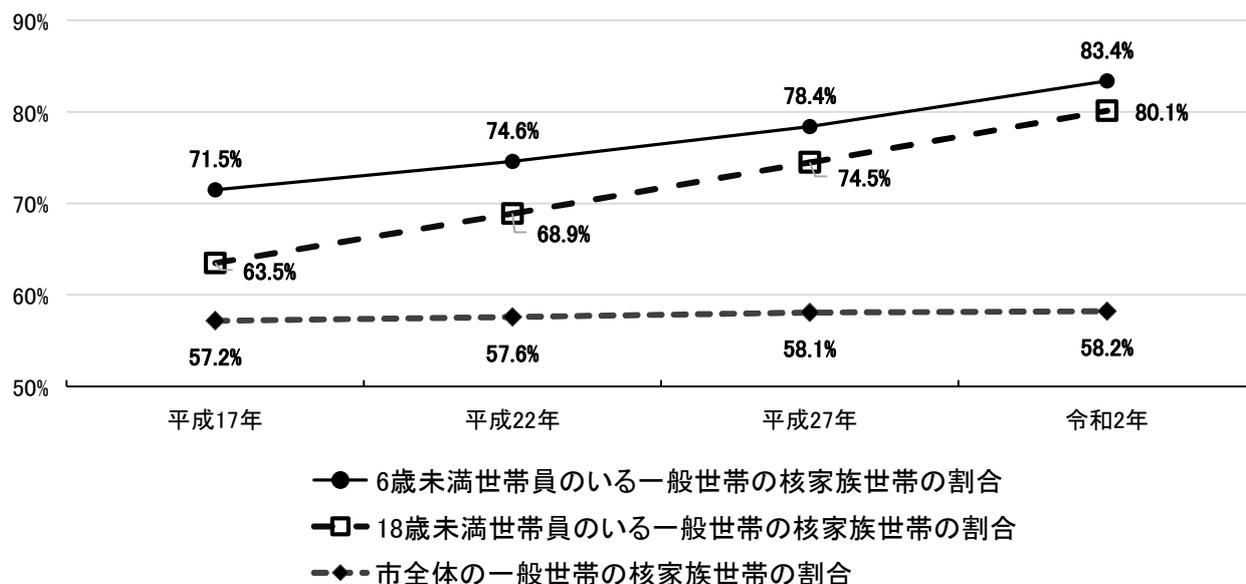
また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、微増で推移しており、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯については、核家族世帯が8割を超えており、子を持つ家庭の核家族化が進行していることがわかります。

■子どものいる一般世帯数及び一般世帯に占める割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

■一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

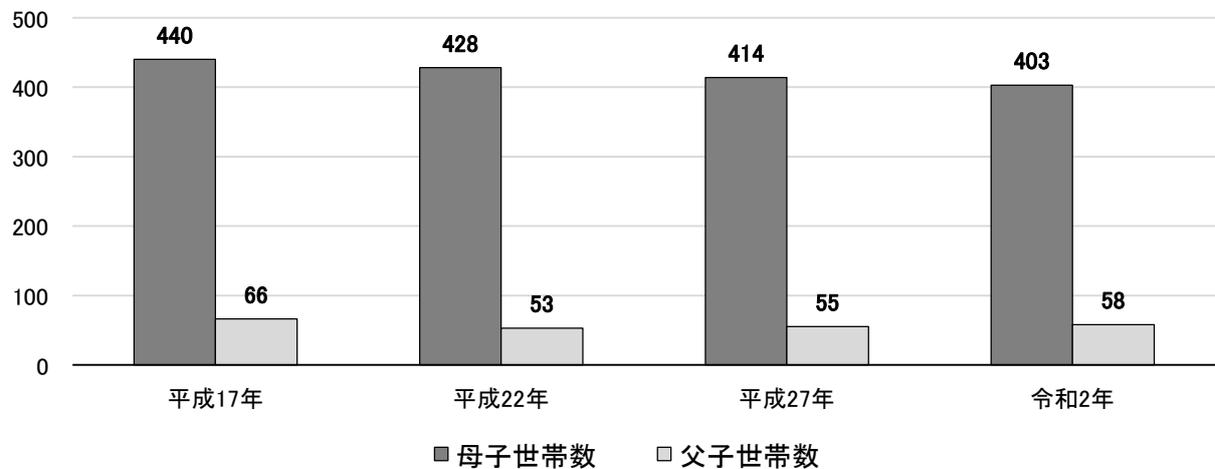
③ひとり親世帯の推移

母子世帯数は、平成17年以降減少しており、令和2年は403世帯となっています。また、父子世帯は若干の増減をしながら推移しています。

一般世帯に占めるひとり親世帯の推移をみると、すべての年において全国よりも高い水準で推移しており、徳島県と比較しても、同水準の平成27年を除くすべての年において高水準となっています。また、全国・徳島県・阿南市のいずれもひとり親世帯の割合は減少傾向にありますが、令和2年の阿南市の一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、平成17年の水準まで上昇していることがわかります。

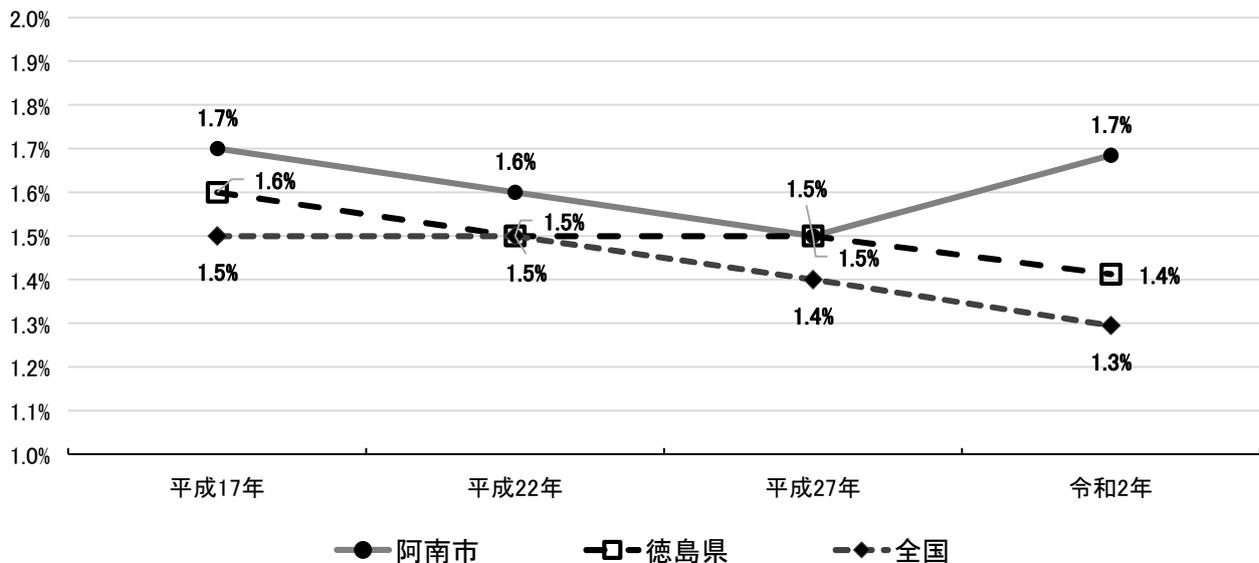
■母子世帯数・父子世帯数

(世帯)



資料：国勢調査（各年10月1日）

■一般世帯に占めるひとり親世帯の割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

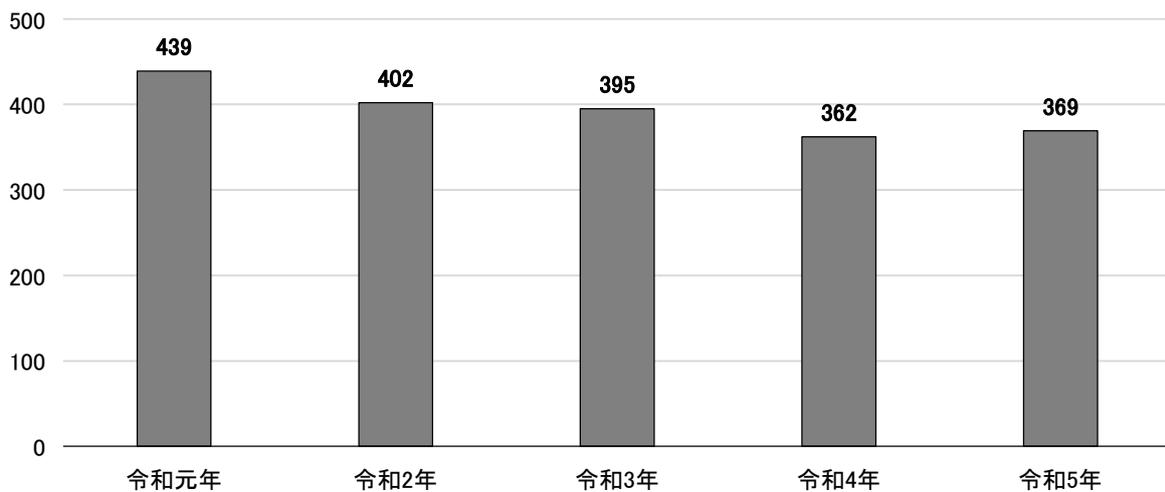
(3) 出生の状況

令和元年以降の出生数の推移をみると、令和4年まで減少が続き、令和5年は微増しています。令和2年までは年間400人以上の子どもが生まれていましたが、令和3年以降は400人を下回るようになり、令和5年は369人となっています。

合計特殊出生率は平成30年から令和4年で1.49と、全国(1.33)や徳島県(1.46)と比べて高い水準となっています。

■ 出生数の推移

(人)



資料：徳島県人口移動調査年報

■ 合計特殊出生率

	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
阿南市	1.51	1.57	1.61	1.49
徳島県	1.33	1.41	1.5	1.46
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

資料：人口動態統計特殊報告

(4) 就労の状況

①産業別（大分類）就業者

生産年齢人口の減少に伴って、就業者総数も減少傾向で推移しています。産業別就業者数の割合をみると、第一次・第二次産業については減少傾向にあり、第三次産業が増加しています。

■産業別（大分類）就業者割合

(単位：人)

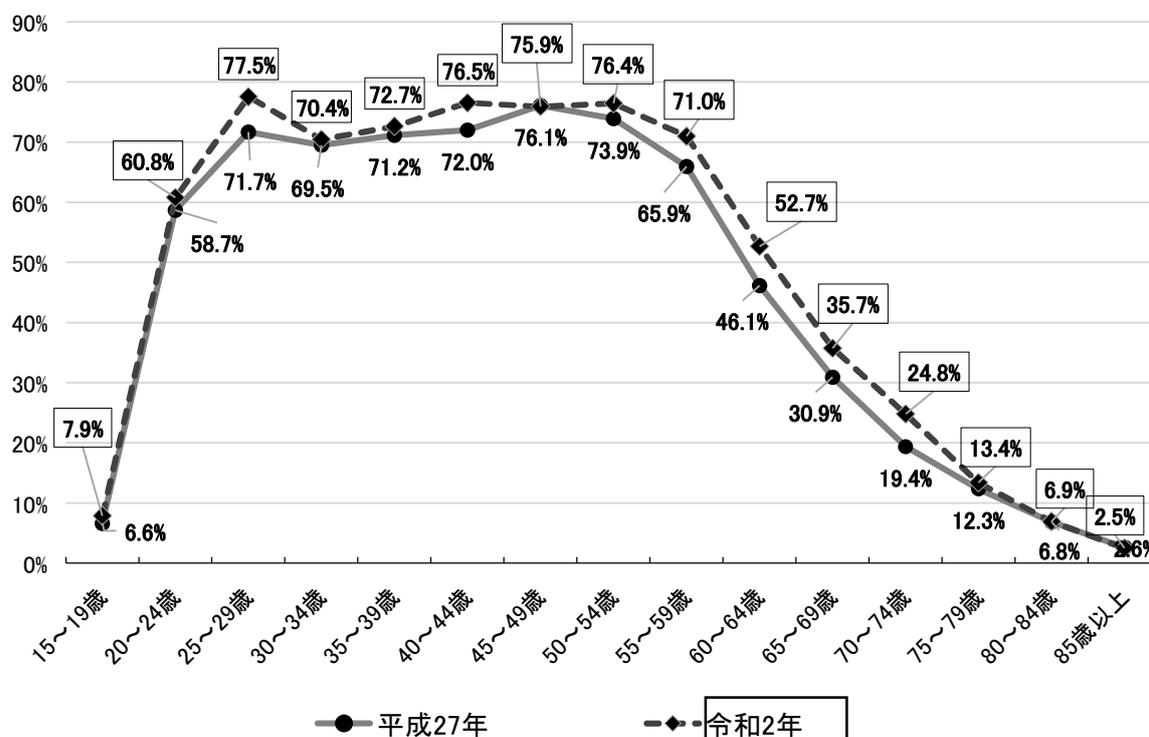
区分	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
平成17年	36,143	4,006	11.1%	11,201	31.0%	20,936	57.9%
平成22年	32,062	3,156	9.8%	9,719	30.3%	19,187	59.8%
平成27年	32,625	3,213	9.8%	9,902	30.4%	19,510	59.8%
令和2年	31,581	2,765	8.8%	9,351	29.6%	19,126	60.6%

資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

②女性の年齢階層別就業率

令和2年の女性の就業率はほとんどの世代において平成27年よりも高くなっています。特に、25～29歳の世代は77.5%と前回調査から5.8ポイント増加しています。

■女性の年齢階層別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）から算出

(5) 教育・保育施設の設置状況、利用状況等

① 幼稚園の設置状況、利用状況等

令和6年度において本市に設置されている幼稚園は、公立5箇所、私立2箇所の計7箇所となっています。この5年間に於いて幼稚園数の増減はありませんが、在籍児童数は減少しており、令和6年度は255人となっています。

■ 幼稚園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	公立	箇所	5	5	5	5	5
	私立	箇所	2	2	2	2	2
	計	箇所	7	7	7	7	7
定員数		人	635	635	635	635	410
在籍児童数		人	340	333	292	293	255
充足率		%	54%	52%	46%	46%	62%

資料：阿南市（各年度5月1日）

② 保育所（園）の設置状況、利用状況

令和6年度において本市に設置されている保育所は公立13箇所、私立6箇所の計19箇所となっています。施設数、児童数も減少しており、在籍児童数は令和2年度の1,168人から令和6年度には838人まで減少しています。

■ 保育所（園）の設置数・定員数・在籍児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	公立	箇所	17	16	16	16	13
	私立	箇所	6	6	6	6	6
	計	箇所	23	22	22	22	19
定員数		人	1,541	1,516	1,516	1,339	1,131
在籍児童数		人	1,168	1,125	1,045	905	838
充足率		%	76%	74%	69%	68%	74%

資料：阿南市（各年度5月1日）

③認定こども園の設置状況、利用状況

認定こども園とは、保護者が働いている・いないにかかわらず、小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設です。

令和5年度には新たに私立幼保連携型の私立認定こども園が開園し、施設数は8箇所となりました。また、児童数については、長時部（保育所部分）は増加傾向にあり、短時部（幼稚園部分）は横ばいで推移しています。

■認定こども園の設置数・定員数・在籍児童数の推移

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	幼保連携型（公立）		箇所	1	1	1	1	1
	幼保連携型（私立）		箇所				1	1
	幼稚園型（私立）		箇所	1	1	1	1	1
	保育所型（公立）		箇所	5	5	5	5	5
	計		箇所	7	7	7	8	8
（公立） 幼保連携型	長時部 （保育所部分）	定員数	人	70	70	70	70	70
		在籍児童数	人	56	53	49	45	37
	短時部 （幼稚園部分）	定員数	人	20	20	20	20	20
		在籍児童数	人	2	1	1	2	2
（私立） 幼保連携型	長時部 （保育所部分）	定員数	人				135	135
		在籍児童数	人				118	138
	短時部 （幼稚園部分）	定員数	人				15	15
		在籍児童数	人				3	6
幼稚園型	長時部 （保育所部分）	定員数	人	30	30	30	30	30
		在籍児童数	人	23	20	22	22	25
	短時部 （幼稚園部分）	定員数	人	120	120	120	120	120
		在籍児童数	人	115	115	115	111	114

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所型	長時部 (保育所部分)	定員数	人	639	639	639	639	539
		在籍児童数	人	510	484	465	461	464
	短時部 (幼稚園部分)	定員数	人	80	80	80	80	70
		在籍児童数	人	16	16	14	9	11
計	長時部 (保育所部分)	定員数	人	739	739	739	874	774
		在籍児童数	人	589	557	536	646	664
		充足率	%	80%	75%	73%	74%	86%
	短時部 (幼稚園部分)	定員数	人	220	220	220	235	225
		在籍児童数	人	133	132	130	125	133
		充足率	%	60%	60%	59%	53%	59%

資料：阿南市（各年度5月1日）

④地域型保育事業の実施状況

「地域型保育事業」とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、子どもたちの成長を支援するために、認可保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる事業です。

本市では「小規模保育事業」が実施されており、令和6年度の設置数は3箇所となっています。在籍児童数は年々増加しているだけでなく、令和5年度以降は定員を上回る在籍児童数があり、この保育事業の需要の高さがみてとれます。

■地域型保育事業の設置数・定員数・在籍児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業設置数		箇所	1	3	3	3	3
小規模保育事業	定員数	人	19	57	57	57	57
	在籍児童数	人	17	34	51	58	61

資料：阿南市（各年度5月1日）

⑤認可外保育施設の状況

本市には、企業主導型の認可外保育施設が2箇所設置されています。令和6年度の利用者は47人で、令和2年度から横ばい状態です。

■認可外保育施設数・児童数の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数	認可外保育施設	箇所	2	2	2	2	2
認可外 保育施設	定員数	人	52	52	52	52	52
	在籍児童数	人	49	52	49	48	47

資料：阿南市（各年度5月1日）

⑥待機児童数の推移

国が定めた基準による本市の待機児童数は、令和2年に6人発生しましたが、令和2年及び令和3年に小規模保育事業の施設整備を行い、新たな保育の受け皿を確保することができたため、令和3年以降は待機児童数0人となっています。

■待機児童数の推移

	単位	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機児童数	人	0	0	6	0	0	0

資料：阿南市（各年4月1日）

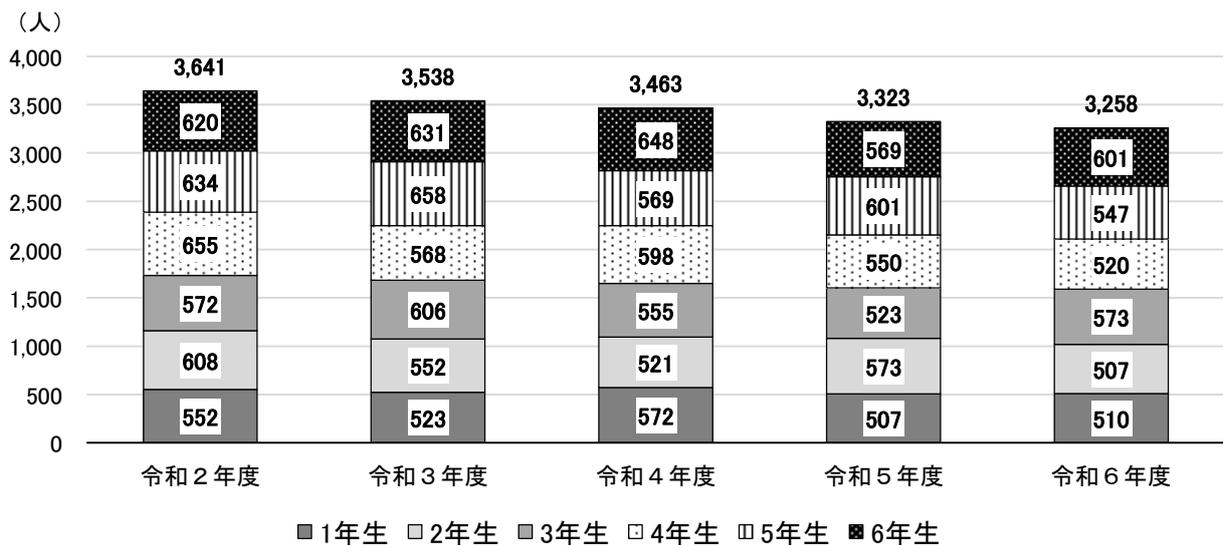


(6) 就学児童・生徒の状況

① 小学校、中学校

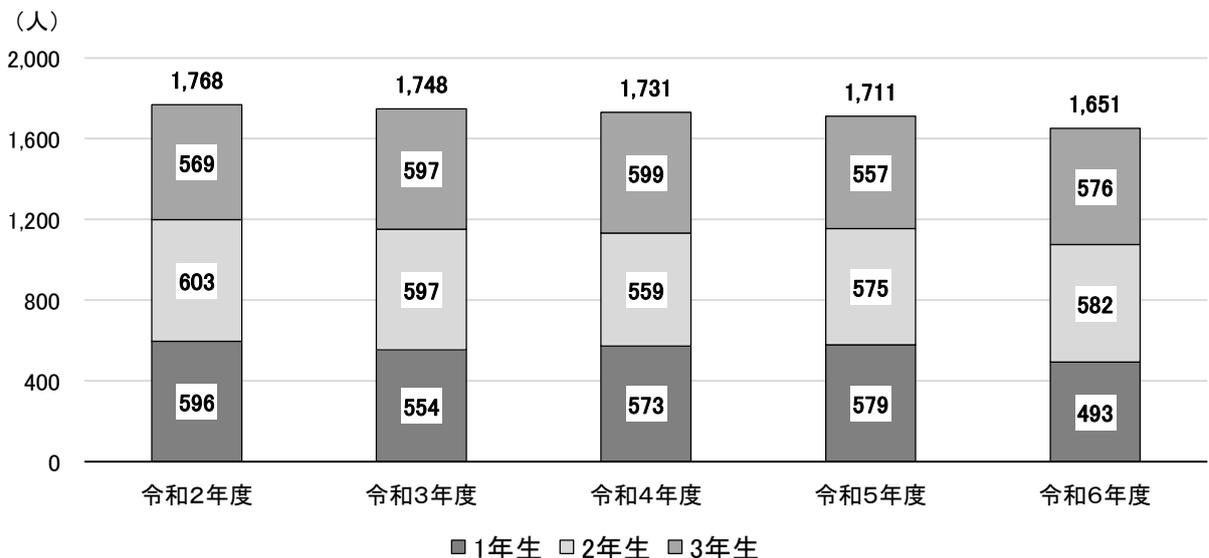
令和6年度現在、市内には小学校21校、中学校10校（市立9校、県立1校）が開設されています。児童・生徒数は緩やかに減少しています。

■ 市立小学校児童数の推移



資料：阿南市教育委員会（各年度5月1日）

■ 市立中学校生徒数の推移



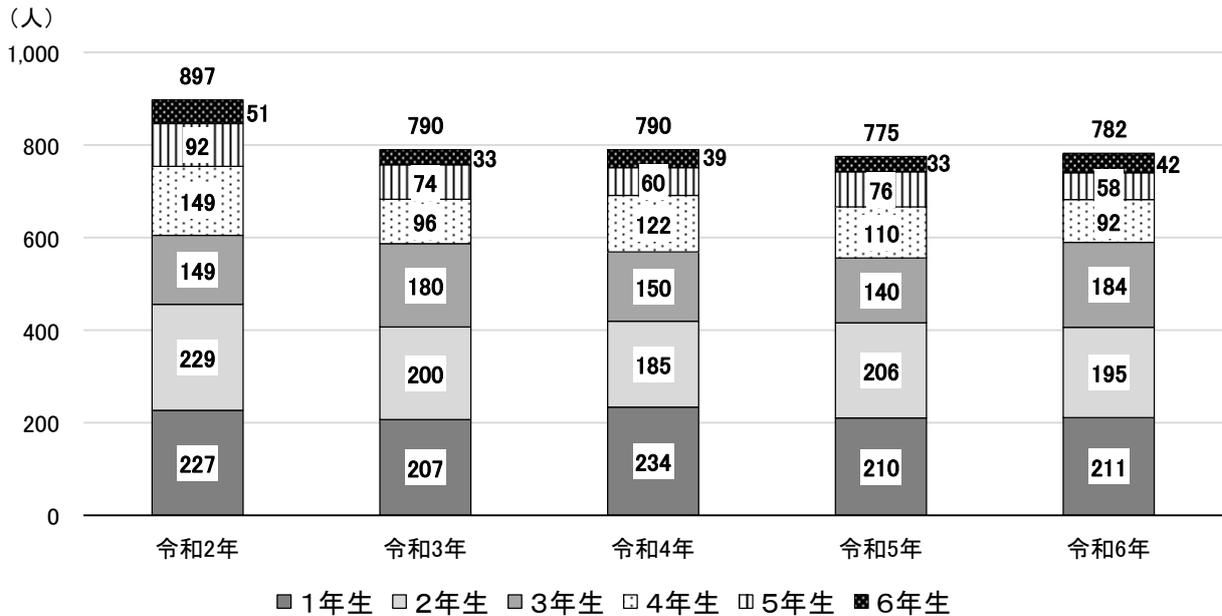
資料：阿南市教育委員会（各年度5月1日）

②放課後児童クラブ、児童館

放課後児童クラブの登録者数は、令和3年以降はほぼ同水準で推移しています。

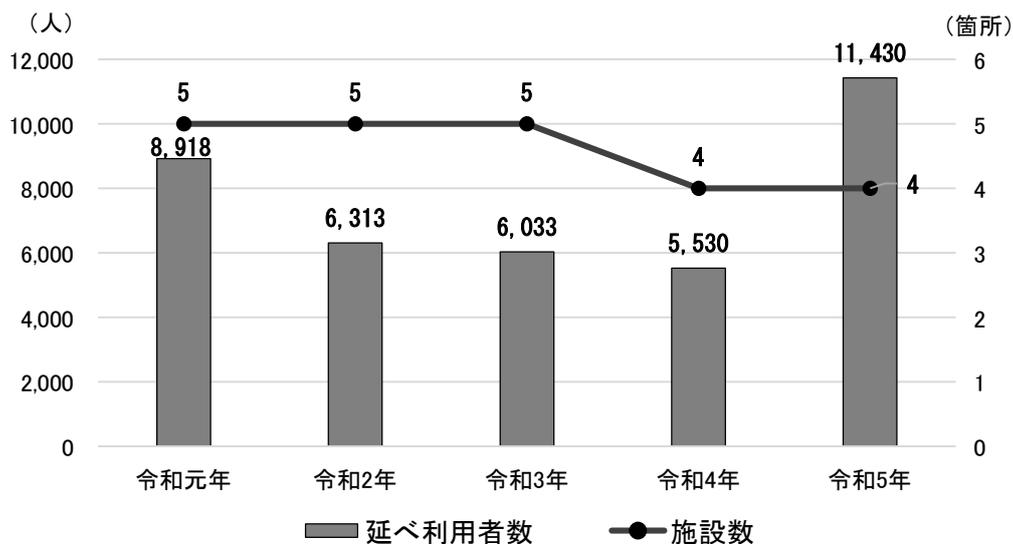
また、健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館を市内4箇所開設しています。延べ利用者数は、近年減少傾向で推移していましたが、令和5年は前年から倍増し、コロナ前（平成30年度 12,505人）に近い利用水準まで回復しています。

■放課後児童クラブの登録者数の推移



資料：阿南市（各年度4月1日）

■児童館の開設数、延べ利用者数の推移



資料：阿南市（各年度における実績）

(7) 子どもの貧困の状況

①国における子どもの貧困の現状

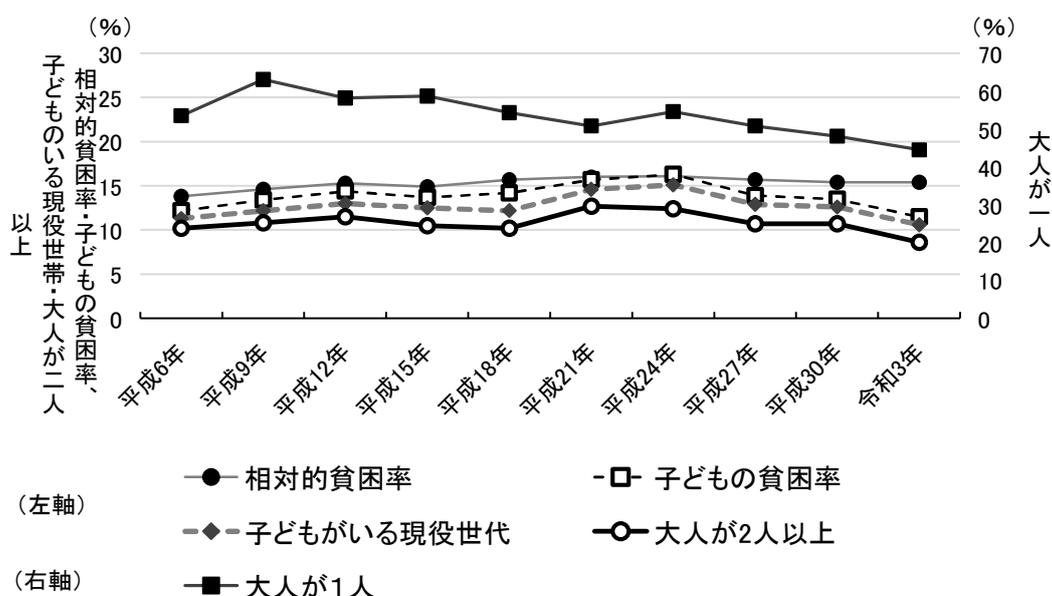
国が実施した「国民生活基礎調査」によると、全国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央平均値の半分の額である貧困線（令和3年は127万円）に満たない世帯の割合）は、平成30年に15.7%であったものが令和3年には15.4%と微減し、これらの世帯で暮らす子ども貧困率（18歳未満の子どもがいる世帯のうち、相対的貧困状態にある世帯で暮らす子どもの割合）も14.0%から11.5%に減少しています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳から65歳の世帯）のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の8.6%に比べ高い水準となっています。

■貧困率の推移（平成6年～令和3年）

（単位：％）

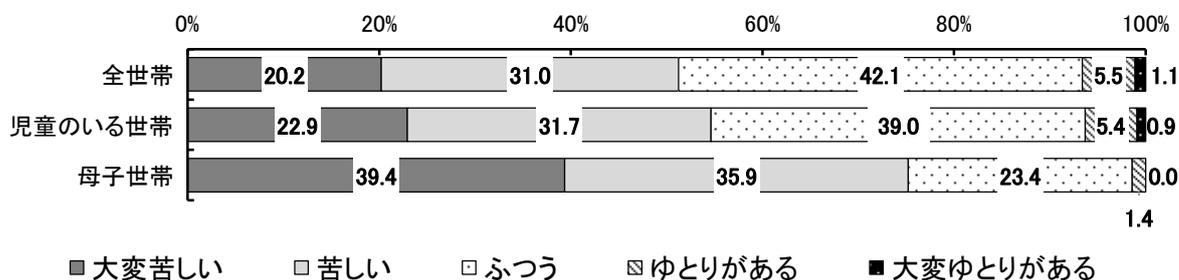
区分	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
									旧基準	新基準	新基準
相対的貧困率	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
子どもの貧困率	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
中央値（万円、a）	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧困線（円、a/2）	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127



資料：国民生活基礎調査（令和4年）

各種世帯の生活意識をみると、『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）の割合は、「母子世帯」が75.3%、「児童のいる世帯」が54.6%となっています。

■各種世帯の生活意識



資料：国民生活基礎調査（令和4年）

②本市における子どもの現状

■生活状況

本市において、子どもの貧困の実情や生活状況を把握することを目的に、阿南市内の小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

※詳細は、34ページを参照

■生活保護受給率

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	865	864	838	821
被保護実人員	1,153	1,139	1,090	1,060
教育扶助人員	74	70	61	55
保護率	16.1%	16.5%	15.9%	15.8%

資料：阿南市（各年度平均）

《参考》徳島県 保護率 17.5%（令和6年1月）

■児童扶養手当受給者数

（単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
受給者数	466	440	421	407
受給対象児童数	733	679	651	647

資料：阿南市（各年3月31日）

■就学援助受給率

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数	3,641	3,538	3,463	3,323
	要保護児童数 a	46	43	40	31
	準要保護児童数 b	470	456	455	410
	①計 (a + b)	516	499	495	441
	援助率	14.17%	14.10%	14.29%	13.27%
中学校	生徒数	2,007	1,987	1,960	1,930
	要保護生徒数 a	29	29	24	27
	準要保護生徒数 b	277	281	284	286
	②計 (a + b)	306	310	308	313
	援助率	15.25%	15.60%	15.71%	16.22%
児童生徒数合計		5,648	5,525	5,423	5,253
①+②		822	809	803	754
援助率		14.55%	14.64%	14.81%	14.35%

資料：阿南市教育委員会（各年度実績）

※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市教育委員会が定めた基準に基づき認定した者の数

《参考》徳島県の要保護・準要保護認定援助率 12.58%（令和4年度）

2 子ども・子育て支援に関する市民の意識調査

(1) 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査結果

①調査の目的

「子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査」は、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本市で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、阿南市内の就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象にアンケート（ニーズ）調査として実施しました。

②調査概要

【子どもの成長と子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査】

調査地域	阿南市全域	
調査対象者	未就学児童	阿南市内在住の0～6歳の未就学の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
	小学生児童	阿南市内の小学校に通う2年生、4年生の子どもがいる世帯（令和5年11月末現在）
抽出方法	調査対象者の中から無作為抽出	
調査時期	令和5年12月11日～令和5年12月22日	
調査方法	未就学児童：郵送での配布・回収またはwebでの回答 小学生児童：学校を通じた配布・回収	
配布数	未就学児童：1,000件	小学生児童：1,122件
回収率	未就学児童：52.0%(520件)	小学生児童：87.3%(979件)

※調査結果の見方

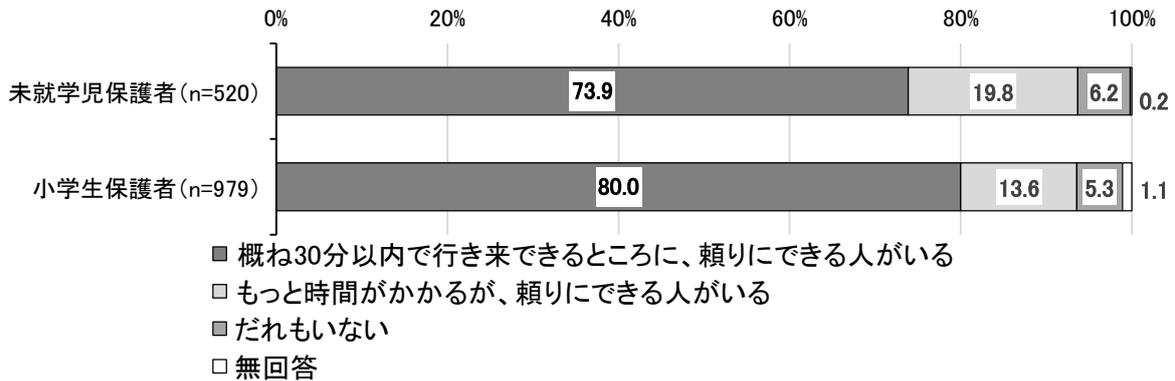
- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書の分析文章、グラフ及び表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表中に「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

③調査結果（抜粋）

Q1 お子さんに何かあったときに頼りにできる親戚・知人などがおられますか。（1つに○）

子どもに何かあったときに頼りにできる親戚・知人に存在についてみると、「概ね30分以内で行き来できるところに、頼りにできる人がいる」の割合が、未就学児保護者73.9%、小学生保護者80.0%となっています。「だれもいない」では、未就学児保護者6.2%、小学生保護者5.3%となっています。

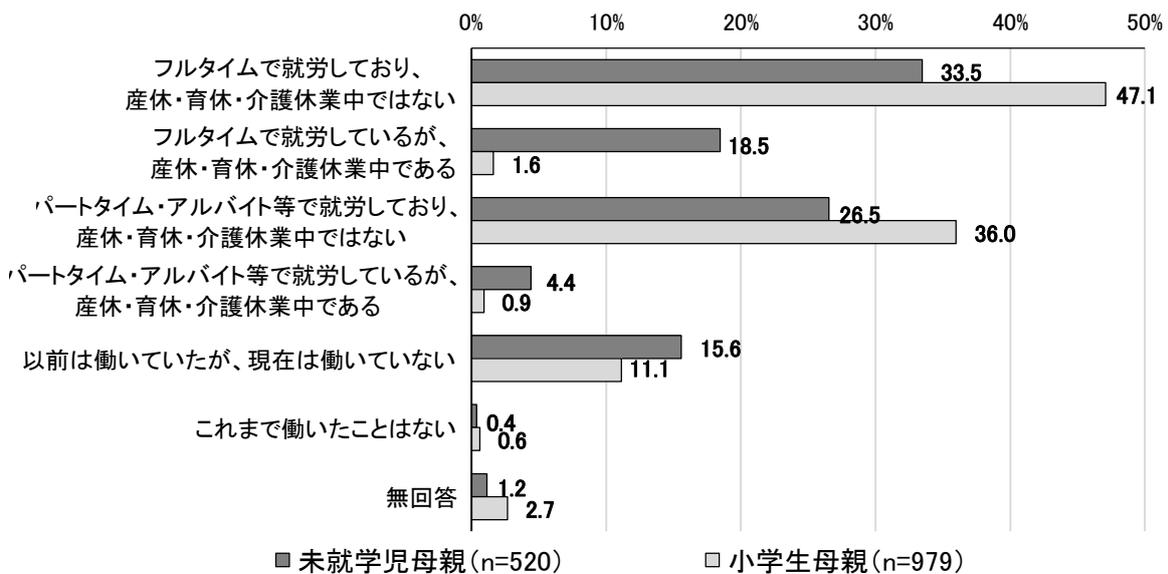
【未就学児・小学生保護者】



Q2 お子さんの保護者の方の、現在の就労状況（自営業等も含む）をお答えください。（1つに○）

母親の就労状況をみると、フルタイムもしくはパートタイム・アルバイト等で就労している人の割合の合計（産休・育休・介護休業中を含む）は、未就学児母親82.9%、小学生母親85.6%となっています。

【未就学児・小学生の母親】



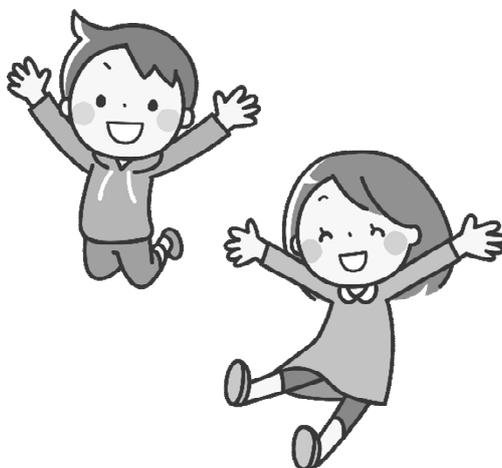
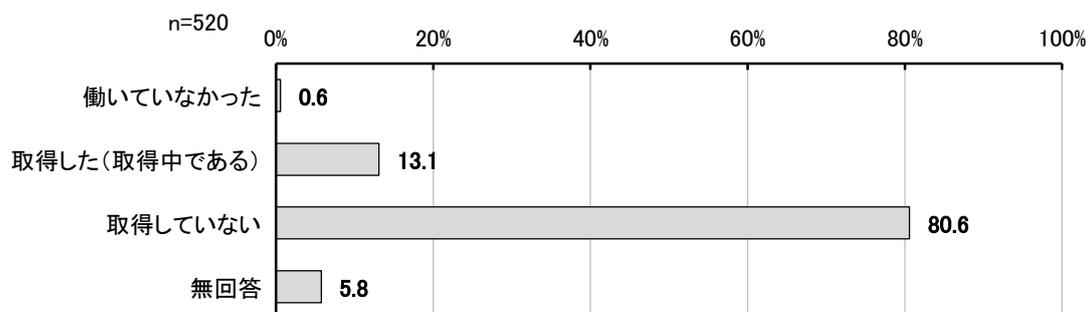
Q3 宛名のお子さんが生まれたとき、母親か父親のいずれか、もしくは双方が育児休業を取得しましたか。(1つに〇)

育児休業の取得についてみると、母親では「取得した(取得中である)」の割合は59.0%、「取得していない」10.0%となっています。父親では、「取得した(取得中である)」の割合は13.1%、「取得していない」80.6%となっています。

【未就学児の母親】



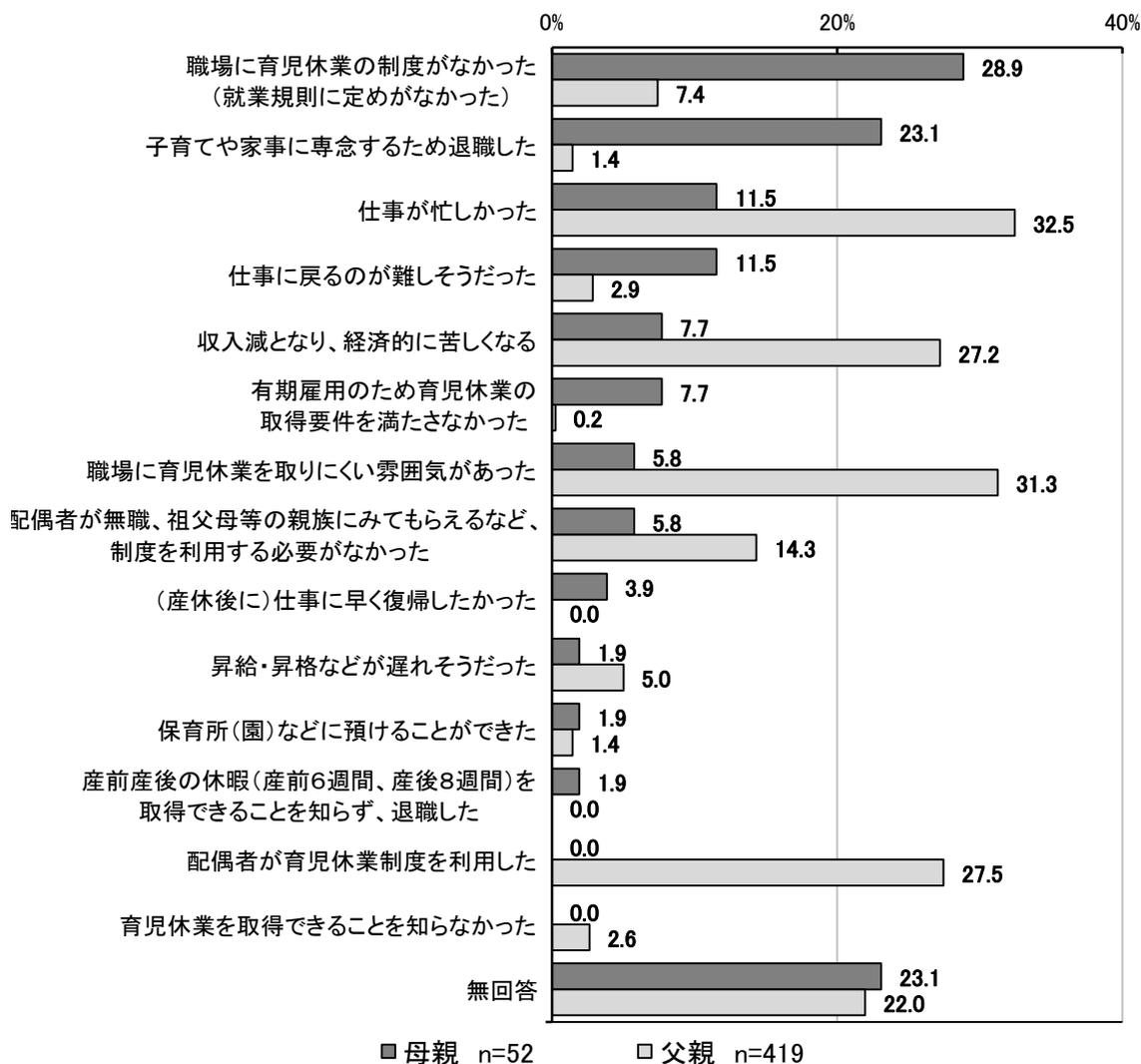
【未就学児の父親】



Q4 育児休業を取得していない方におうかがいします。取得していない理由は何ですか。
(〇はいくつでも)

育児休業を取得していない理由をみると、母親では「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が28.9%と最も高く、父親では、「仕事が忙しかった」が32.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が31.3%となっています。

【未就学児保護者】

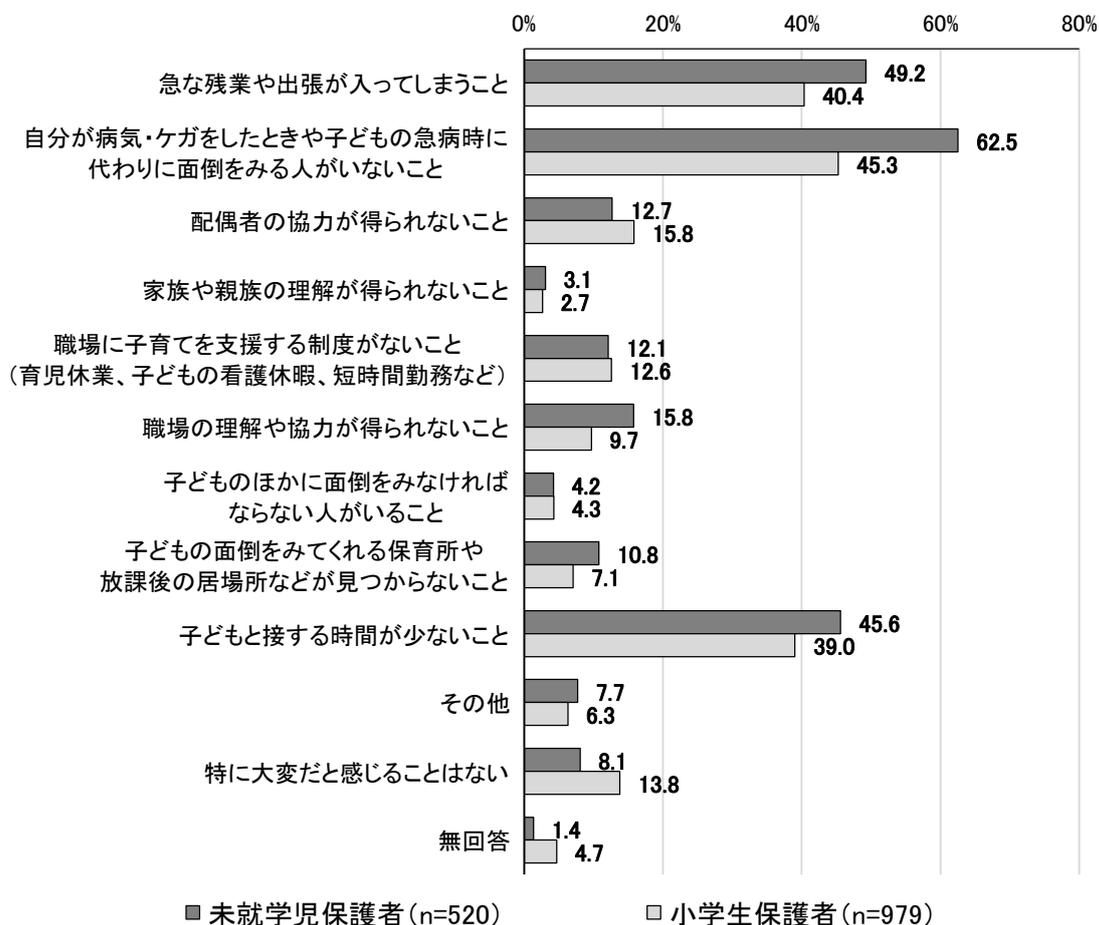


Q5 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることをみると、「自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと」が、未就学児保護者 62.5%、小学生保護者 45.3%と、ともに割合が最も高くなっています。

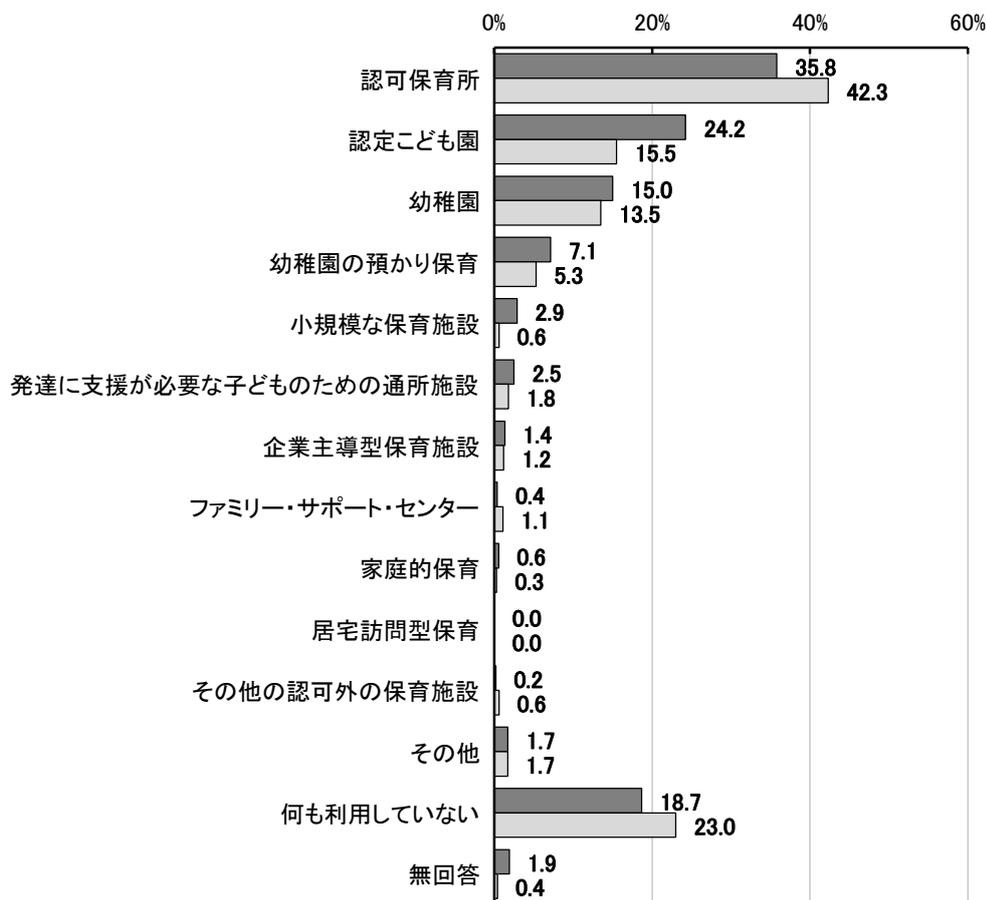
【未就学児・小学生保護者】



Q6 お子さんの『平日』の『定期的』な保育所、幼稚園などの利用状況についてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

平日の定期的な教育・保育の利用状況を見ると、「認可保育所」の割合が今回調査 35.8%、前回調査 42.3%と、ともに最も高くなっていますが、今回調査では 6.5 ポイント前回調査よりも低くなっています。「認定こども園」が今回調査では 8.7 ポイント高くなっています。

【未就学児保護者、今回調査・前回調査】

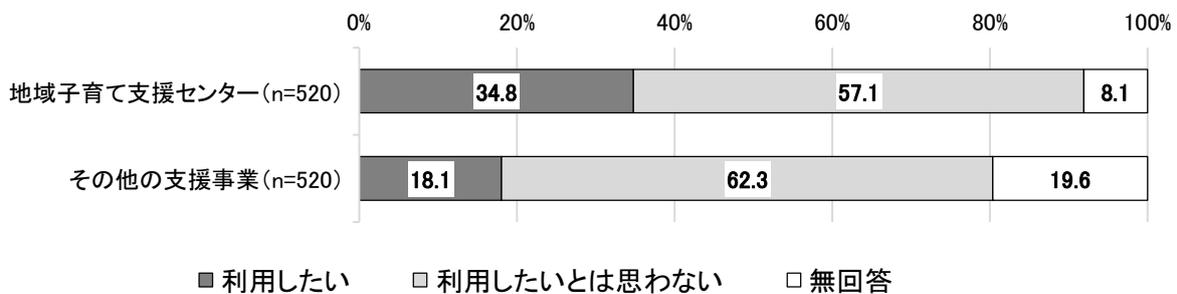


■ 今回調査 n=520 □ 前回調査 n=994

Q7 阿南市では、親子で集える場、保護者同士の交流や学習活動、子育てに関する情報提供などを行う場（地域子育て支援センターや他の同様の事業）が開設されています。あなたの今後の利用希望についてお答えください。（それぞれ1つに○）

地域子育て支援センターの今後の利用希望について、未就学児保護者の回答は、「利用したい」の割合が34.8%、「利用したいとは思わない」57.1%となっており、その他の支援事業の今後の利用希望をみると、「利用したい」が18.1%、「利用したいとは思わない」62.3%となっています。

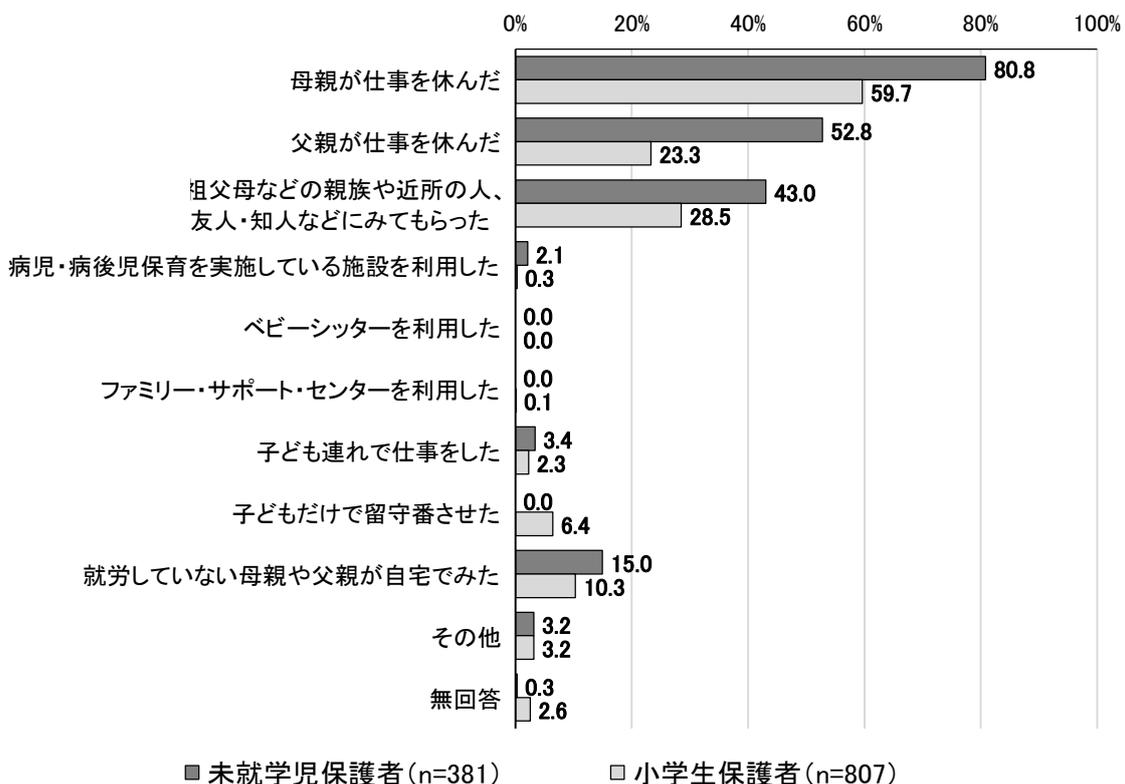
【未就学児保護者】



Q8 「この1年間に、お子さんが病気やケガで保育所や幼稚園などを休まなければならないことがありましたか」の問いに「そういうことがあった」と回答した方にうかがいます。そのときにどのように対処しましたか。（あてはまるものすべてに○）

子どもが病気やケガで保育所や幼稚園などを休まなければならなかった時の対処をみると、「母親が仕事を休んだ」の割合が未就学児保護者 80.8%、小学生保護者 59.7%と、ともに最も高くなっています。一方、「子ども連れて仕事をした」「子どもだけで留守番させた」の割合が1割以下ですが存在します。

【未就学児・小学生保護者】



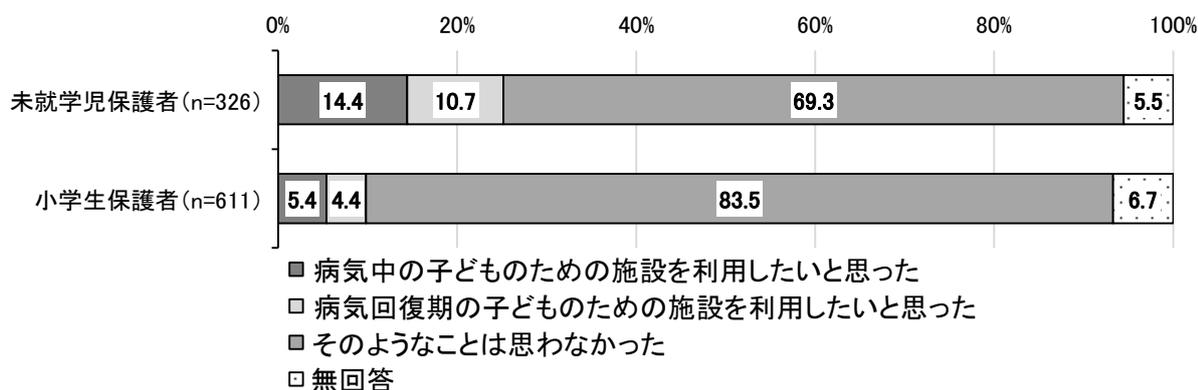
Q9 「この1年間に、お子さんが病気やケガで保育所や幼稚園などを休まなければならないことがありましたか」の問いに「母親が仕事を休んだ」または「父親が仕事を休んだ」と回答した方にうかがいます。

そのときに「できれば病気の子どものための施設を利用したい」と思いましたか。

(1つに○)

子どもが病気やケガで保育所や幼稚園を休まなければならなかったとき、「できれば病気の子どものための施設を利用したい」と思わなかった割合は、未就学児保護者 69.3%、小学生保護者 83.5%となっています。(※その理由として、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が41.3%と最も高くなっています。)

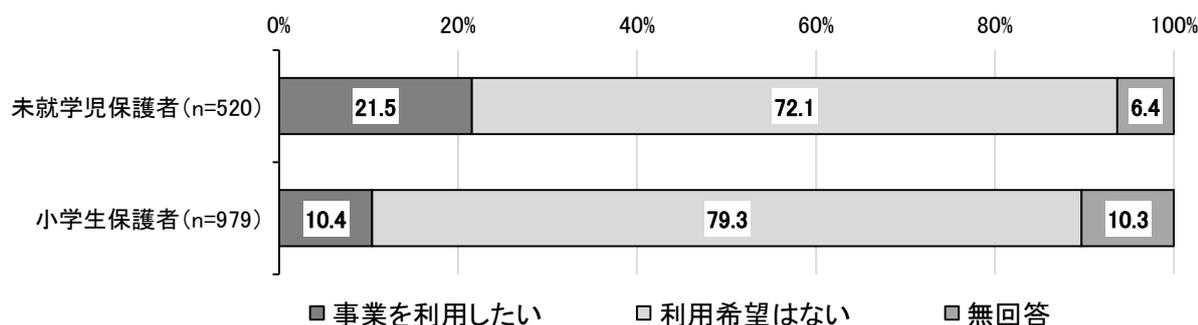
【未就学児・小学生保護者】



Q10 お子さんについて、ふだん利用している教育・保育事業のほかに、有料事業（実費負担のものも含みます）を利用したいと思いますか。(1つに○)

有料事業の利用希望についてみると、「利用希望はない」の割合が、未就学児保護者 72.1%、小学生保護者 79.3%と、いずれも7割以上を占めています。

【未就学児・小学生保護者】



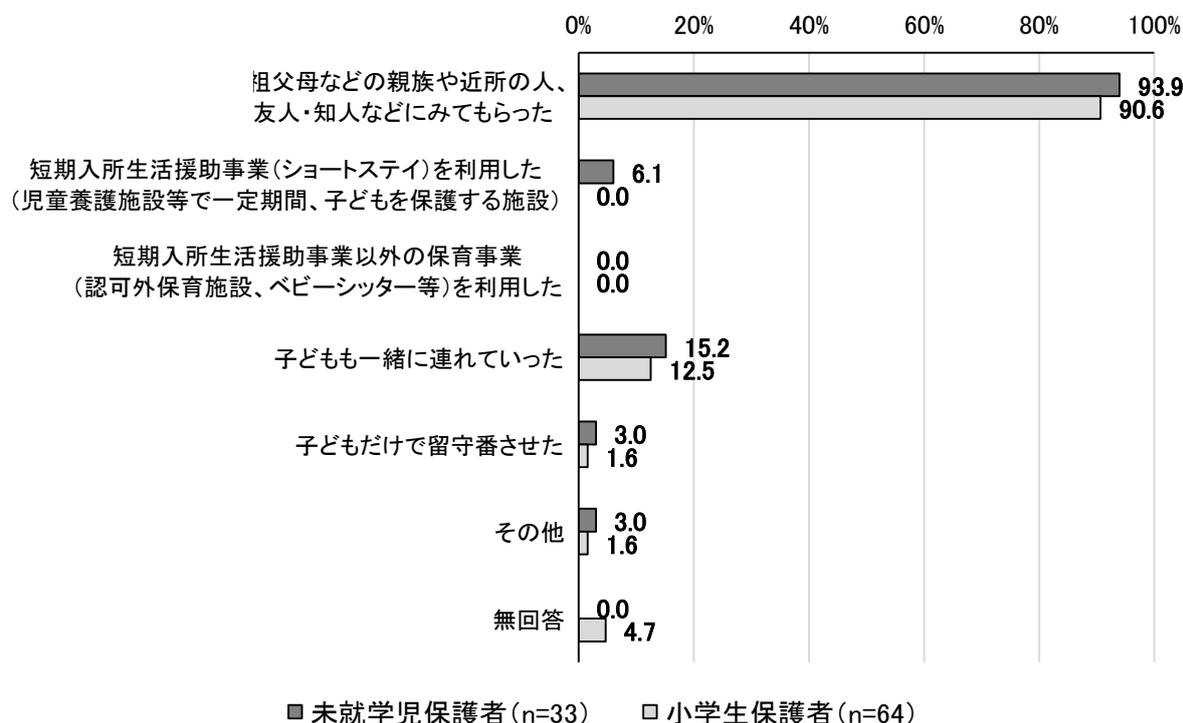
※有料事業は、幼稚園の預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、夜間養護等事業（トワイライトステイ）、ベビーシッター等になります。

Q11 「この1年間に、保護者の方の緊急の用事（冠婚葬祭や保護者・家族の病気など）により、お子さんを「泊りがけ」で家族以外の人（施設）にみてもらわなければならないことがありましたか」の問いに「そういうことがあった」と回答した方にうかがいます。

そのときにどのように対処しましたか。（あてはまるものすべてに○）

保護者の「泊りがけ」の緊急の用事での対処についてみると、「祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などにみてもらった」の割合が、未就学児保護者 93.9%、小学生保護者 90.6%と最も高くなっています。一方、「子どもだけで留守番させた」が未就学児保護者 3.0%、小学生保護者 1.6%と若干ですが存在します。

【未就学児・小学生保護者】

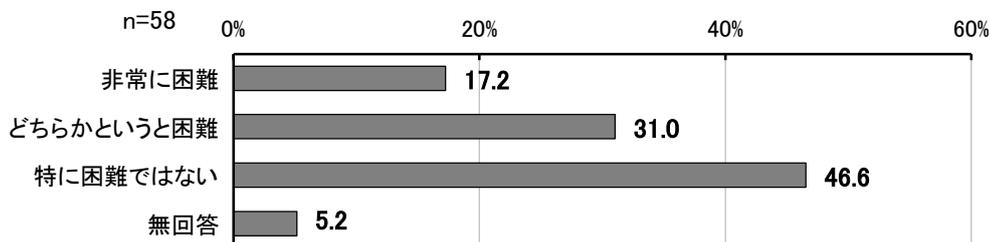


Q12 Q11で「祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などにみてもらった」と回答した方にうかがいます。

その場合の困難度はどの程度でしたか。（1つに○）

祖父母などの親族や近所の人、友人・知人などにみてもらった場合の困難度をみると、「特に困難ではない」の割合が46.6%と最も高く、「どちらかという困難」31.0%、「非常に困難」17.2%となっています。

【小学生保護者】

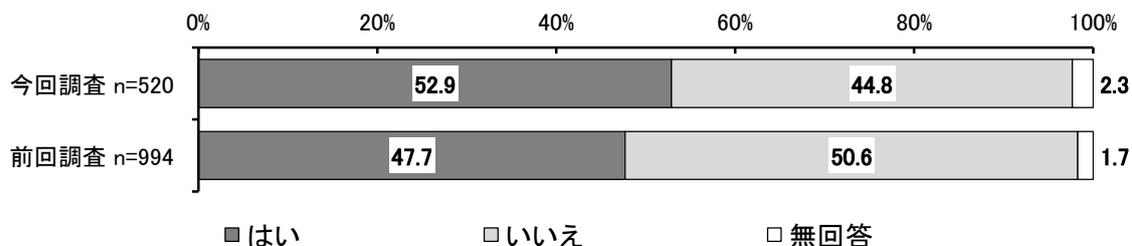


Q13 児童虐待について次のことをご存知ですか。

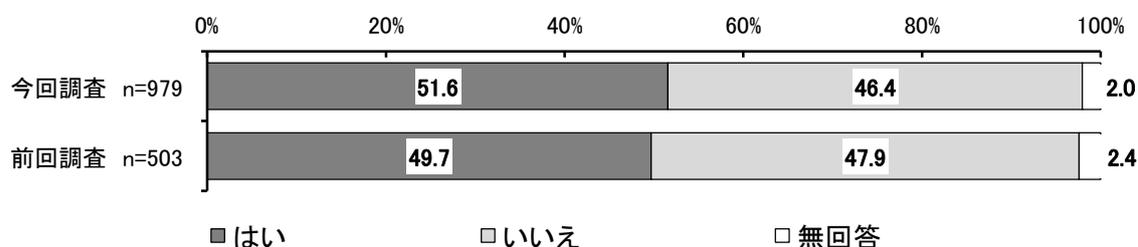
児童虐待を発見した場合の通報先をご存知ですか。(1つに○)

児童虐待の発見時の通報先の認知度についてみると、未就学児保護者で「はい」の割合が52.9%と半数を超え、前回調査の47.7%よりも5.2ポイント高くなっています。小学生保護者で「はい」の割合が51.6%と半数を超え、前回調査の49.7%よりも1.9ポイント高くなっています。

【未就学児保護者】



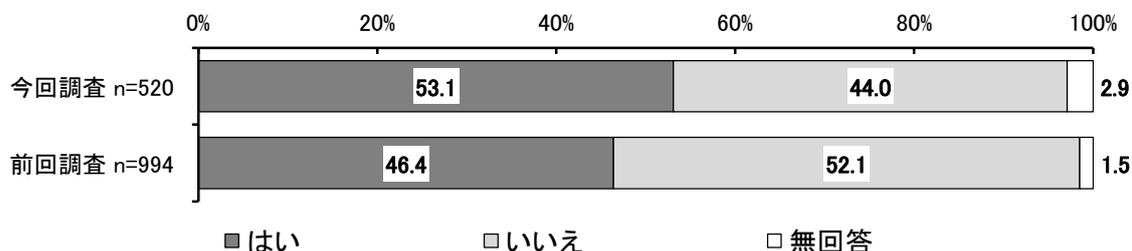
【小学生保護者】



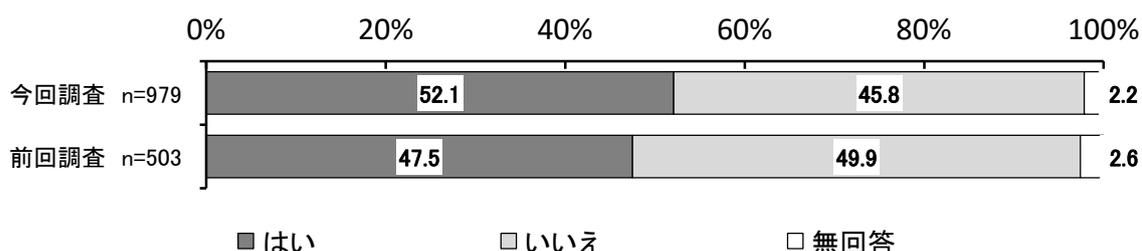
ご家庭で虐待の心配があったら相談できる機関をご存知ですか。(1つに○)

虐待の相談先機関の認知度をみると、未就学児保護者で「はい」の割合が53.1%と半数を超え、前回調査の46.4%よりも6.7ポイント高くなっています。小学生保護者で「はい」の割合が52.1%と半数を超え、前回調査の47.5%よりも4.6ポイント高くなっています。

【未就学児保護者】



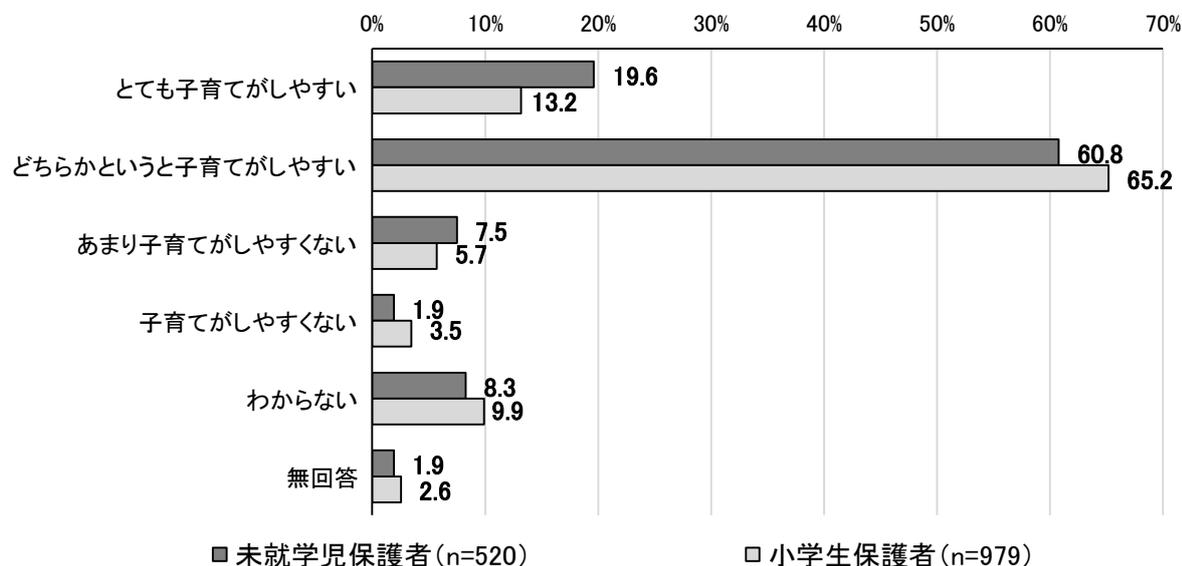
【小学生保護者】



Q14 阿南市は子育てがしやすいところだと思いますか。(1つに○)

阿南市の子育てのしやすさをみると、『子育てしやすい』(「とても子育てしやすい」と「どちらかという子育てしやすい」の合計)の割合が、未就学児保護者 80.4%、小学生保護者 78.4%となっています。いずれの保護者も前々回調査、前回調査より子育てしやすい意識が増えています。

【未就学児・小学生保護者】



	未就学児保護者			小学生保護者		
	今回調査	前回調査	前々回調査	今回調査	前回調査	前々回調査
とても子育てしやすい	19.6%	17.2%	9.6%	13.2%	9.1%	7.4%
どちらかという子育てしやすい	60.8%	63.1%	59.4%	65.2%	68.8%	61.7%
計	80.4%	80.3%	69.0%	78.4%	77.9%	69.1%

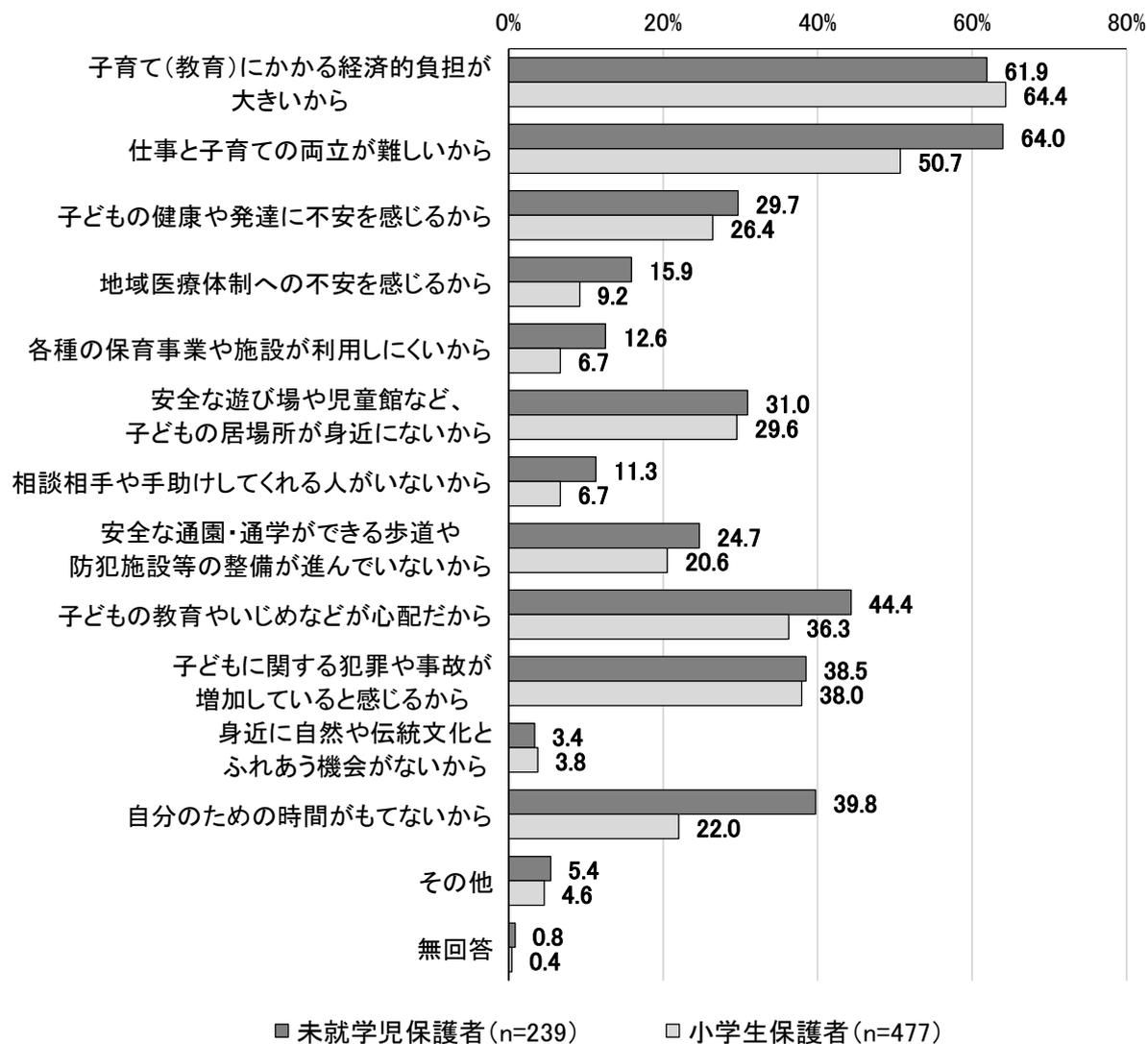


Q15 「子育てについて、どのように感じていますか」という問いに「不安や負担を感じる」と回答した方にうかがいます。

どのような理由で不安や負担を感じますか。(あてはまるものすべてに○)

子育てに不安や負担を感じる割合は、未就学児、小学生保護者とも前回調査からは減少しています。そのような状況で、子育てで感じる不安や負担の理由をみると、未就学児保護者では「仕事と子育ての両立が難しいから」が64.0%と最も高く、小学生保護者では「子育て(教育)にかかる経済的負担が大きいから」の割合が64.4%と最も高くなっています。

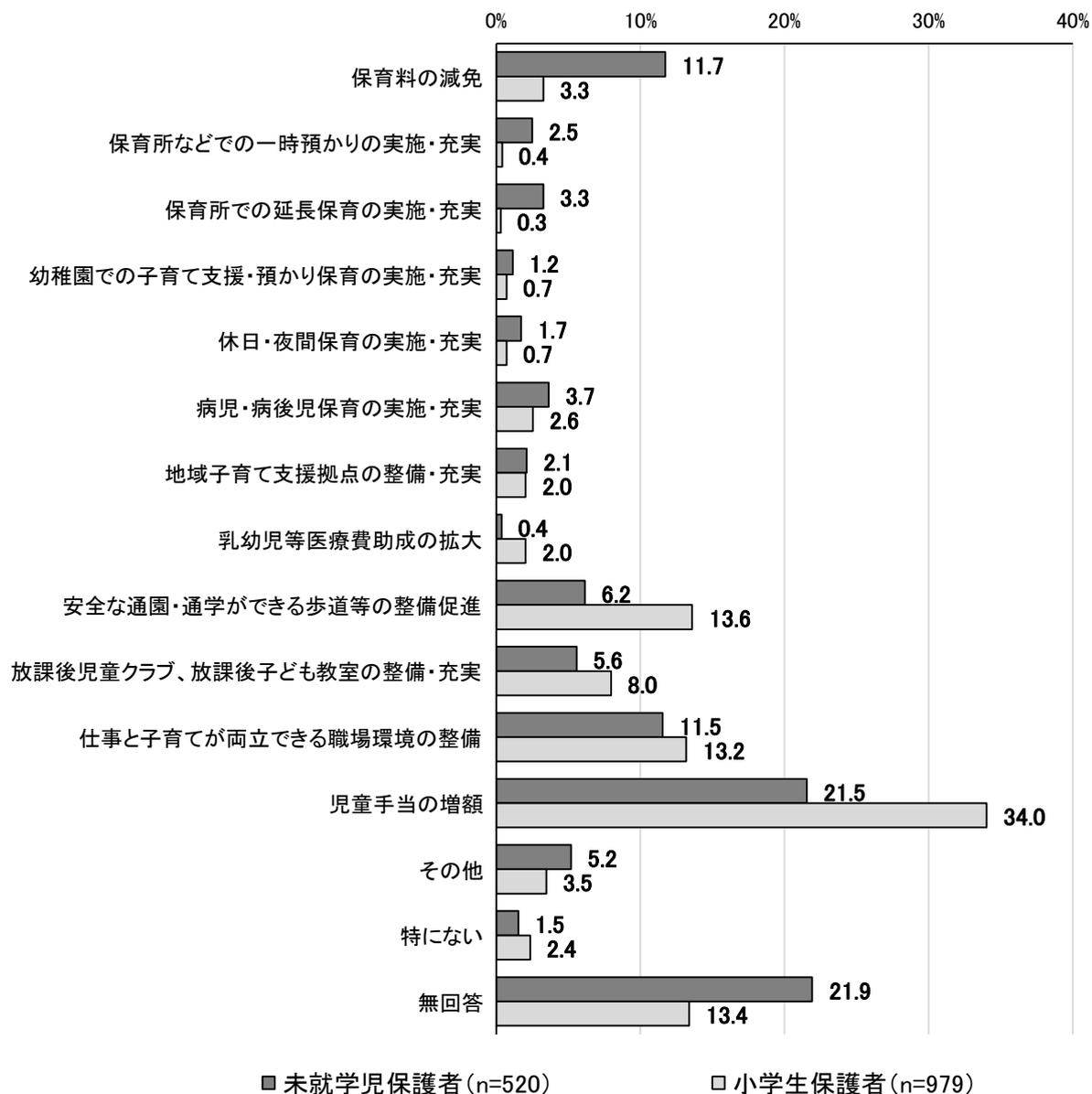
【未就学児・小学生保護者】



Q16 子育てをする上で、一番望まれる支援策は何ですか。(1つに○)

子育てで一番望む支援策は、「児童手当の増額」の割合が、未就学児保護者では21.5%、小学生保護者34.0%と、ともに最も高くなっています。未就学児・小学生保護者ともに「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」を挙げています。

【未就学児・小学生保護者】



(2) 子どもの貧困に関する調査

①調査の目的

「子どもの生活状況調査」は、子育ての実情や子どもの生活状況、貧困に関する状況を把握することを目的に、阿南市内に居住している小学5年生と中学2年生のいる家庭を対象にアンケート調査として実施しました。

②調査概要

【子どもの生活状況調査】

調査地域	阿南市全域	
調査対象者	小学生	阿南市内小学校の5年生
	中学生	阿南市内中学校の2年生
	保護者	上記小・中学校児童生徒の保護者
抽出方法	小学生・中学生の対象学年在籍者全数	
調査時期	令和5年12月11日～令和5年12月22日	
調査方法	学校を通じた配布・回収	
配布数	小学生：605件、中学生：600件、保護者：1,205件	
有効回収率	小学生：533件 88.1%、中学生：476件 79.3%、 保護者：980件 81.3%	

※徳島県の貧困調査が11月～12月に実施され、阿南市では、富岡小学校5年生全員と羽ノ浦中学校2年生全員が対象となったため、富岡小学校は6年生、羽ノ浦中学校は3年生を調査対象としました。

③子どもの生活状況調査結果（抜粋）

<調査分析にあたって>

保護者・子どもの生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、阿南市の現状を分析しました。「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行いました。

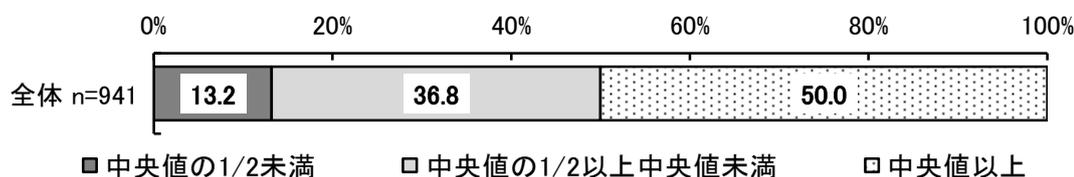
○等価世帯収入※の算出結果

分類		阿南市	国
中央値※となる等価世帯収入		305.0万円	317.5万円
中央値の2分の1となる等価世帯収入		152.5万円	158.8万円
中央値の2分の1未満	貧困の課題あり	13.2%	12.9%
中央値の1/2以上 中央値未満	貧困の課題を抱えるリスクあり	36.7%	36.9%
中央値以上		50.1%	50.2%

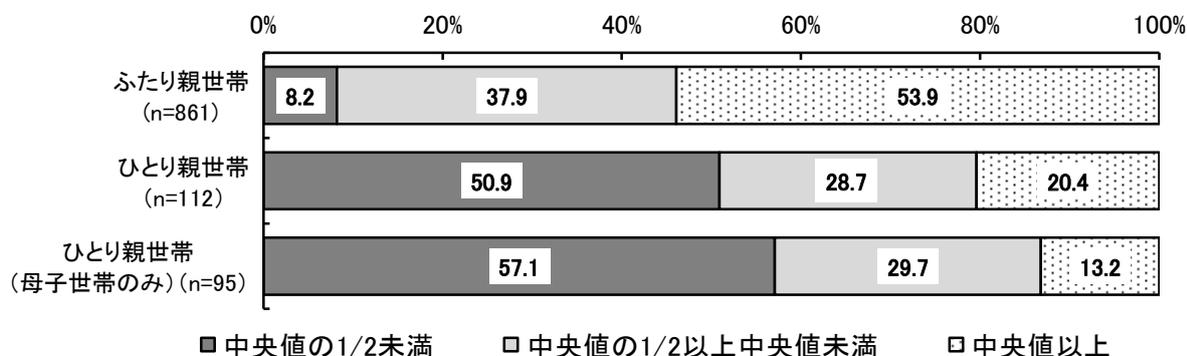
※等価世帯収入：世帯の収入を世帯人員の平方根で割って調整した所得のことです。この調整により、世帯の規模による生活水準の違いを考慮し、異なる規模の世帯間で所得を比較することができます。

※中央値：全世帯の等価世帯収入を低い順に並べたときに、ちょうど真ん中に位置する金額のことです。この中央値を基準として、その半分の金額を「貧困線」と定義し、それ未満の所得の世帯を相対的貧困状態＝貧困の課題ありとみなします。

■阿南市の等価世帯収入の水準



■阿南市の世帯の状況別、等価世帯収入の水準



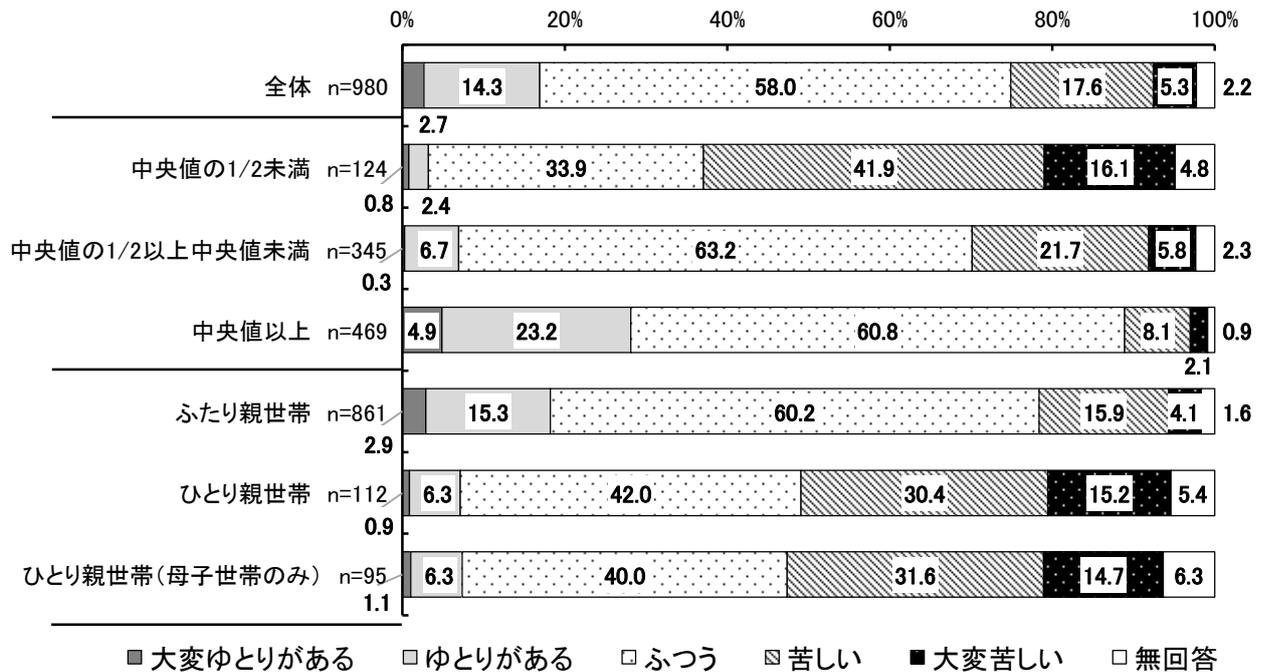
Q1 あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。(1つに○)

現在の暮らしの状況についてみると、全体では、「ふつう」の割合が58.0%と最も高くなっています。

等価世帯収入でみると、「中央値の1/2未満」では、『苦しい』(「苦しい」と「大変苦しい」の合計、以下同じ)が58.0%と過半数になっています。

世帯状況別でみると、「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯(母子世帯のみ)」の『苦しい』が45.6%と46.3%と半数弱となっています。

【保護者】



Q2 あなたの世帯では、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料・衣服・公共料金を買えなかったり、未払いになったことがありましたか。(1つに○)

お金が足りなくて、衣料、衣服が買えなかったり、公共料金が未払いになった経験をみると、どの項目でも「全体」の平均が一桁台の割合に対して、「中央値の1/2未満」と「ひとり親」は、二桁台となっており、「衣類」や「公共料金」では20%を超えています。

【保護者】

食料	・(全体)「よくあった」+「ときどきあった」	= 5.3%
	・(中央値の1/2未満)「よくあった」+「ときどきあった」	= <u>17.8%</u>
	・(ひとり親)「よくあった」+「ときどきあった」	= <u>13.4%</u>
衣類	・(全体)「よくあった」+「ときどきあった」	= 6.1%
	・(中央値の1/2未満)「よくあった」+「ときどきあった」	= <u>22.6%</u>
	・(ひとり親)「よくあった」+「ときどきあった」	= <u>14.3%</u>
公共料金	・(全体)電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払	= 4.8%
	・(中央値の1/2未満)電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払	= <u>21.0%</u>
	・(ひとり親)電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払	= <u>15.2%</u>

Q3 あなたは、将来、どの学校に進学したいですか。(1つに○)

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子どもが将来どの段階まで進学するか、子どもと親の回答を比べると、

①高校まで(親全体17.2%)

(中央値の1/2未満) 小学生27.6% 中学生23.9% 親33.9%

(ひとり親) 小学生9.3% 中学生22.0% 親26.8%

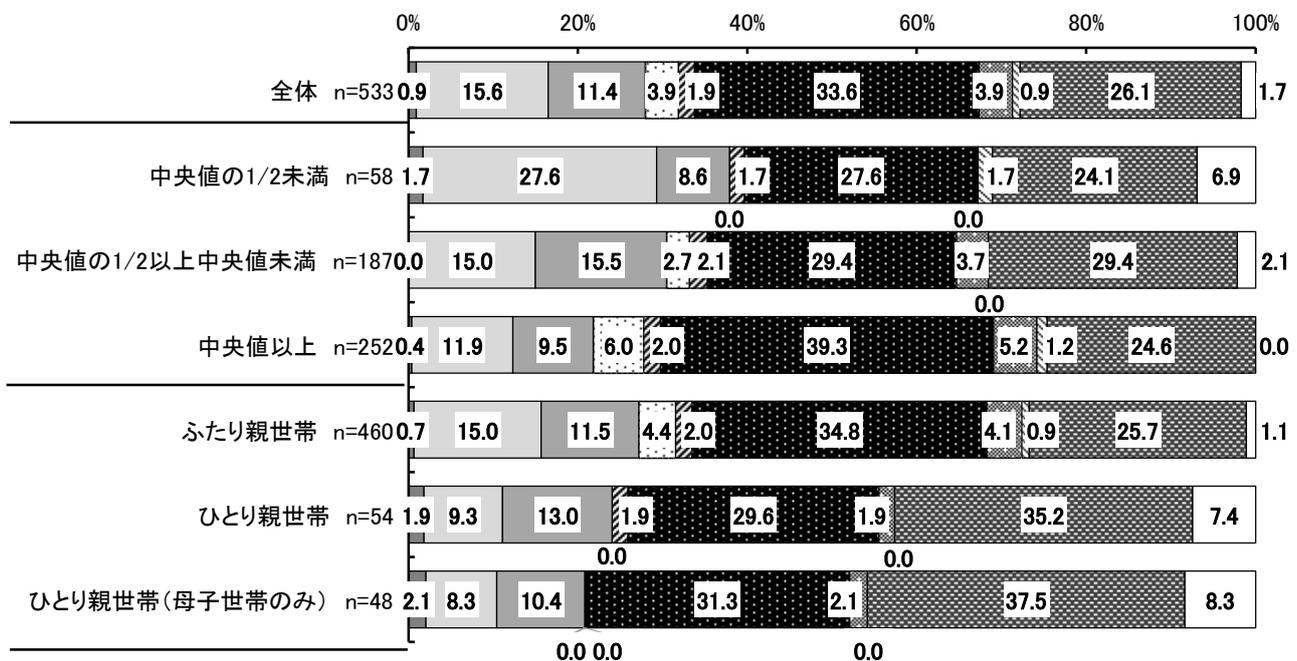
②大学まで(親全体48.3%)

(中央値の1/2未満) 小学生27.6% 中学生31.3% 親25.0%

(ひとり親) 小学生29.6% 中学生37.3% 親32.1%

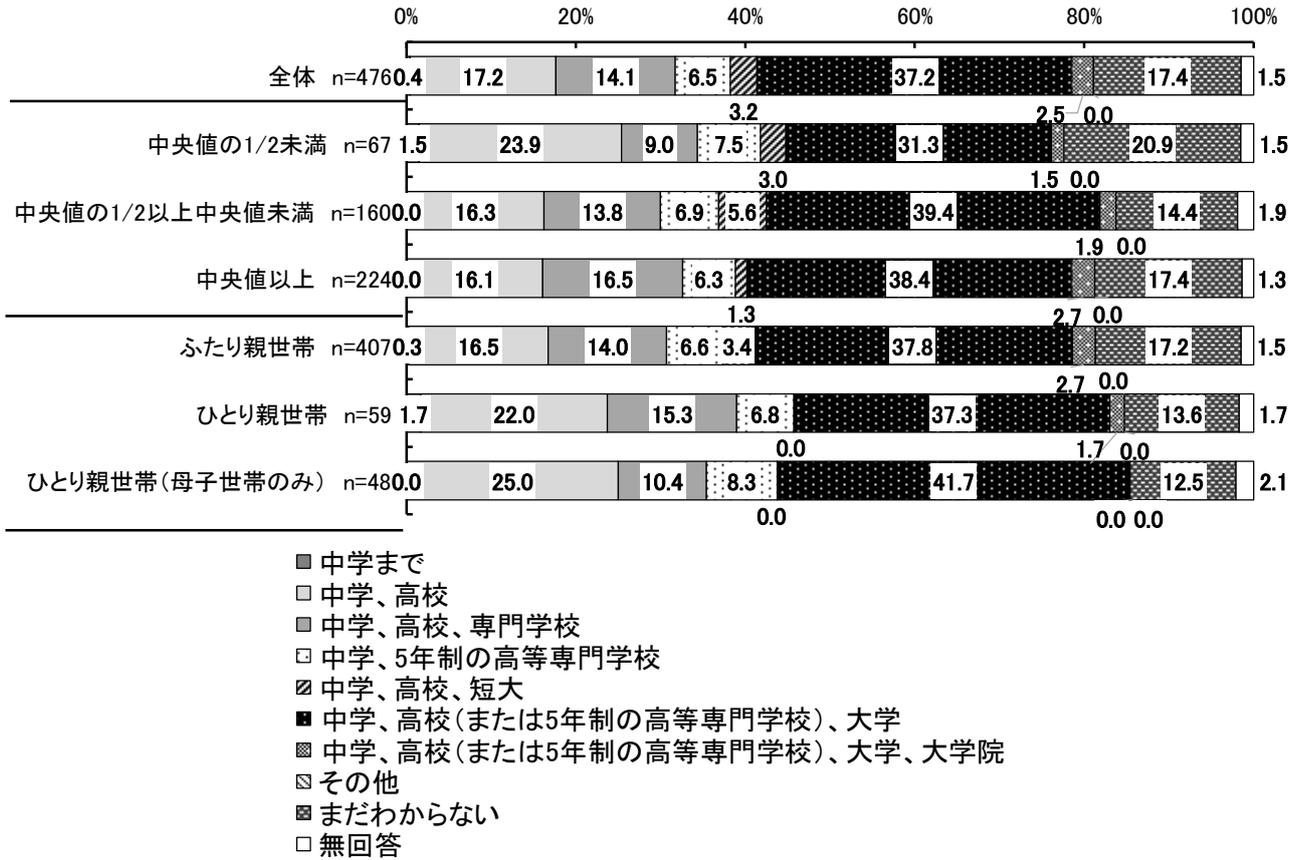
高校までをみると、子どもの希望より親の現実的な意向の方が多く、大学までをみると中学生は親の意向よりも希望の方が多くなっており、子どもの将来の進学先への影響を与えています。

【小学生】

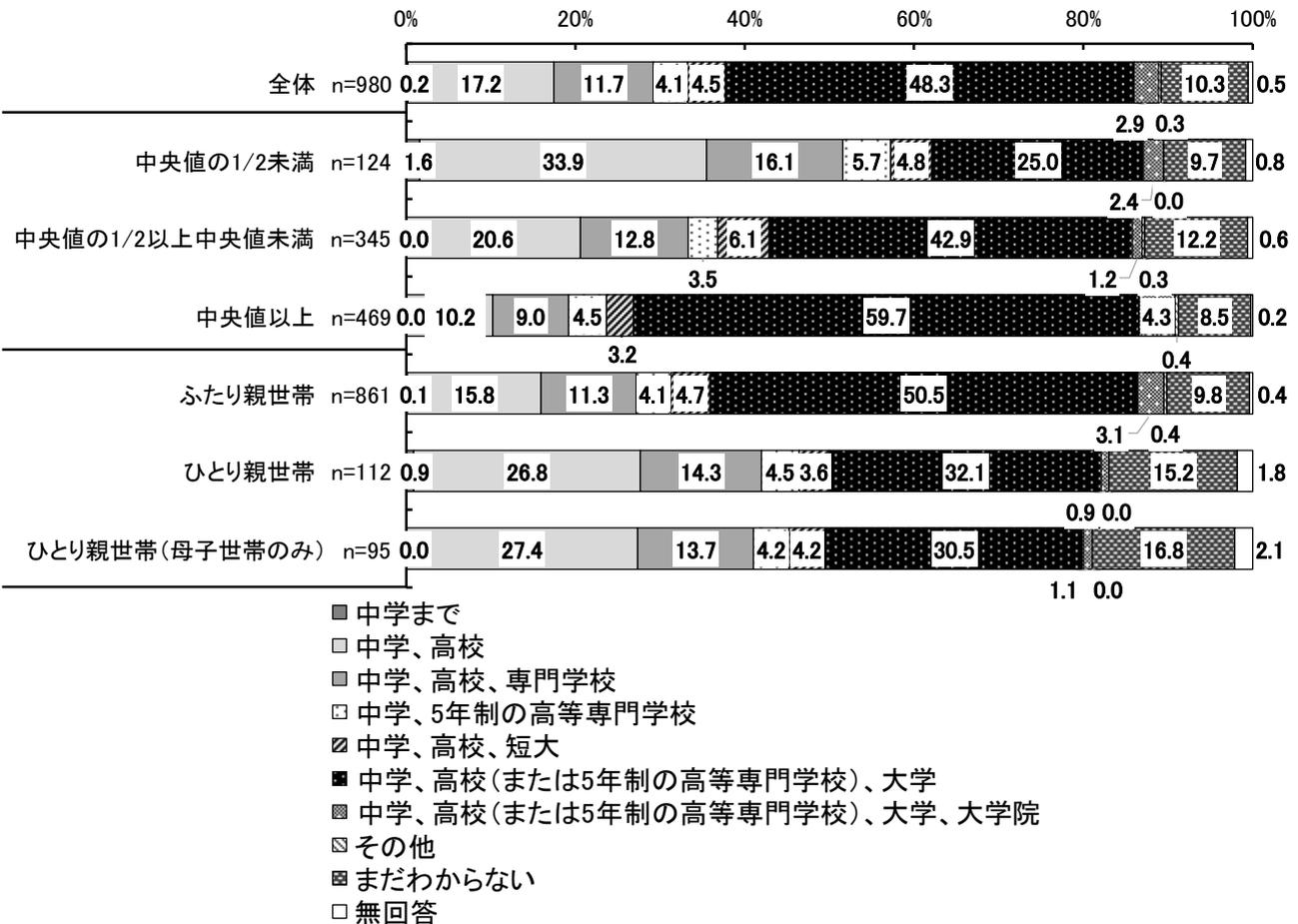


- 中学まで
- 中学、高校
- 中学、高校、専門学校
- 中学、5年制の高等専門学校
- ▨ 中学、高校、短大
- 中学、高校(または5年制の高等専門学校)、大学
- ▨ 中学、高校(または5年制の高等専門学校)、大学、大学院
- ▨ その他
- ▨ まだわからない
- 無回答

【中学生】



【保護者】



Q4 あなたは、スポーツ少年団、地域のスポーツクラブや文化クラブに参加していますか。
(1つに○)

■小学生

小学生のスポーツ少年団、地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加についてみると、全体では「参加している」の割合が47.3%となっています。

参加していない理由は、「入りたいクラブがないから」49.3%で最も高く、次いで「塾や習い事が忙しいから」22.5%などの順になっています。「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」は11.2%でした。

■中学生

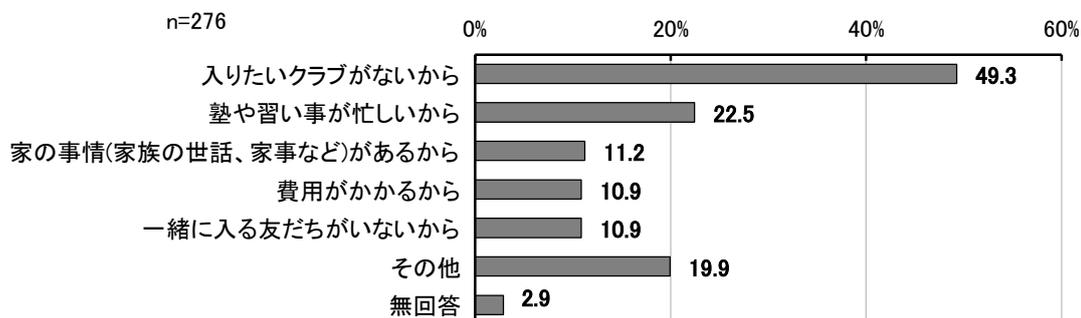
中学生は、「参加している」が8割以上を占めています。

参加していない理由は、「入りたいクラブ・部活動がないから」47.7%で最も高くなっています。「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」は2.3%でした。

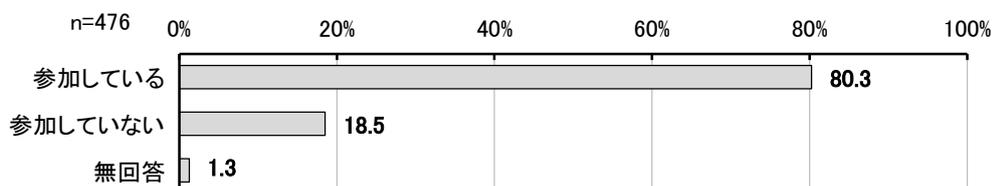
【小学生】



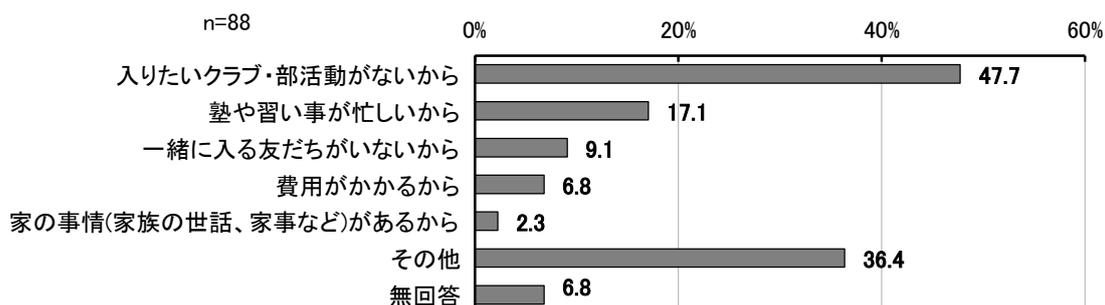
■参加していない理由



【中学生】



■参加していない理由



Q5 今あなたは週にどのくらい、食事をしていますか。(1つに○)

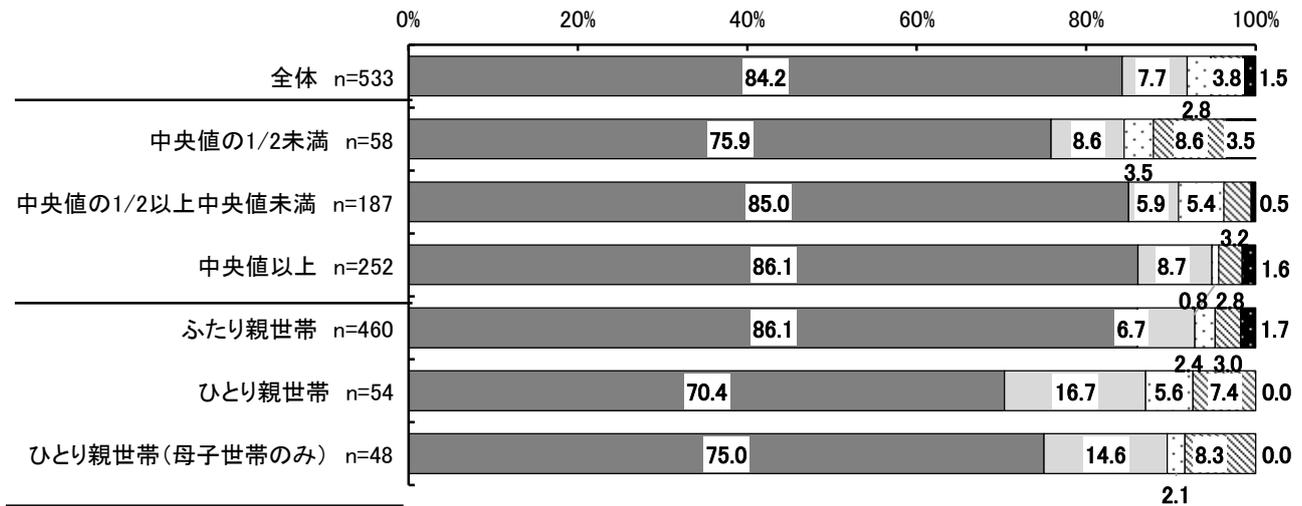
■小学生

小学生は朝食を「毎日食べる(週7日)」の割合が84.2%ですが、中央値の1/2未満では75.9%、ひとり親世帯では70.4%と低くなっています。

■中学生

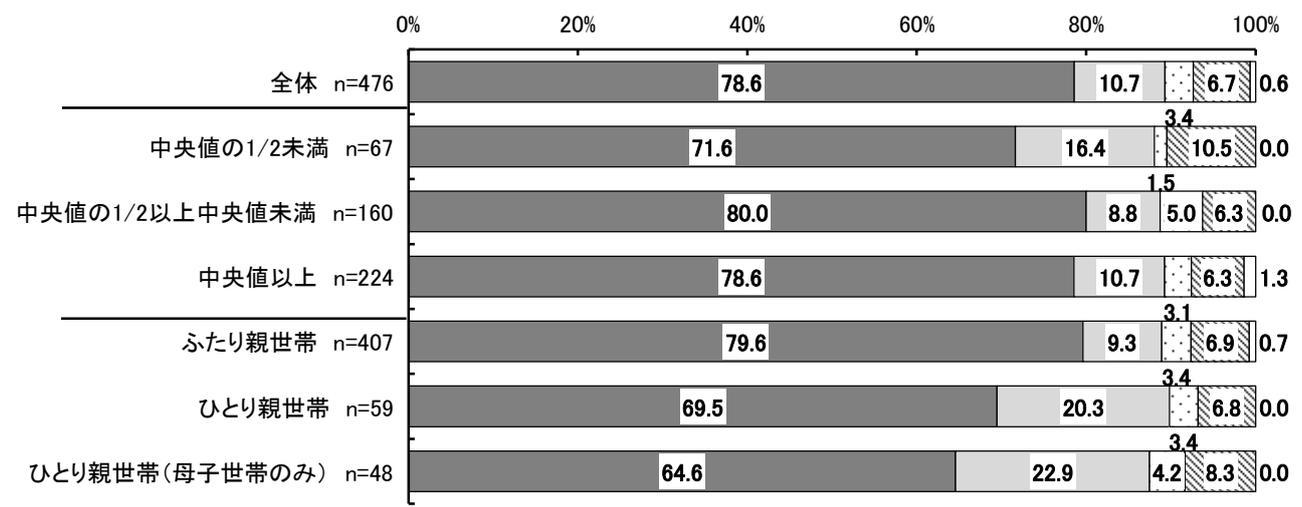
中学生は朝食を「毎日食べる(週7日)」の割合が78.6%ですが、中央値の1/2未満では71.6%、ひとり親世帯では69.5%と低くなっています。

■朝食【小学生】



■ 毎日食べる(週7日) □ 週5~6日 □ 週3~4日 ▨ 週1~2日、ほとんど食べない ■ 無回答

■朝食【中学生】

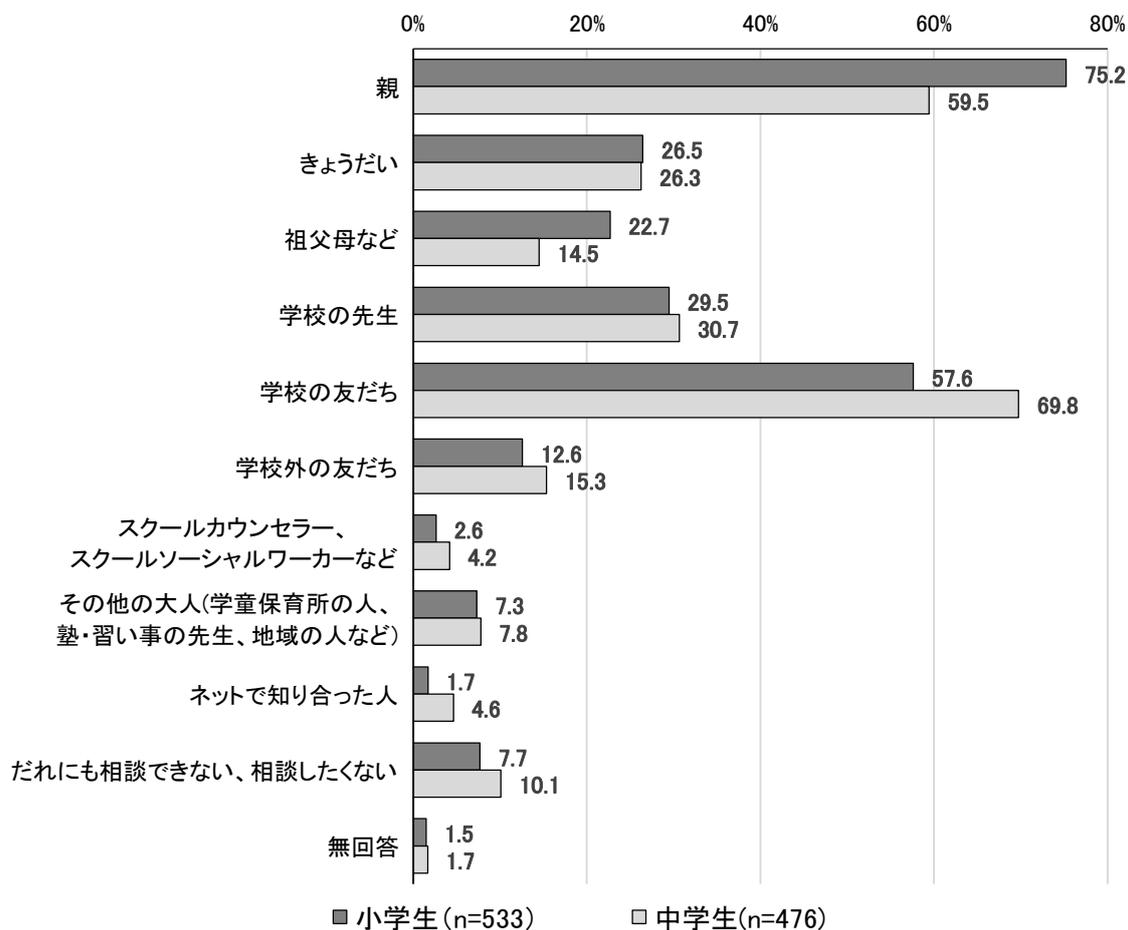


■ 毎日食べる(週7日) □ 週5~6日 □ 週3~4日 ▨ 週1~2日、ほとんど食べない □ 無回答

Q6 あなたに困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人はだれですか。(あてはまるものすべてに○)

相談相手(先)についてみると、小学生では「親」の割合が75.2%と最も高く、中学生では「学校の友だち」が69.8%となっています。一方、「だれにも相談できない、相談したくない」が小学生7.7%、中学生10.1%となっています。

【小学生・中学生】



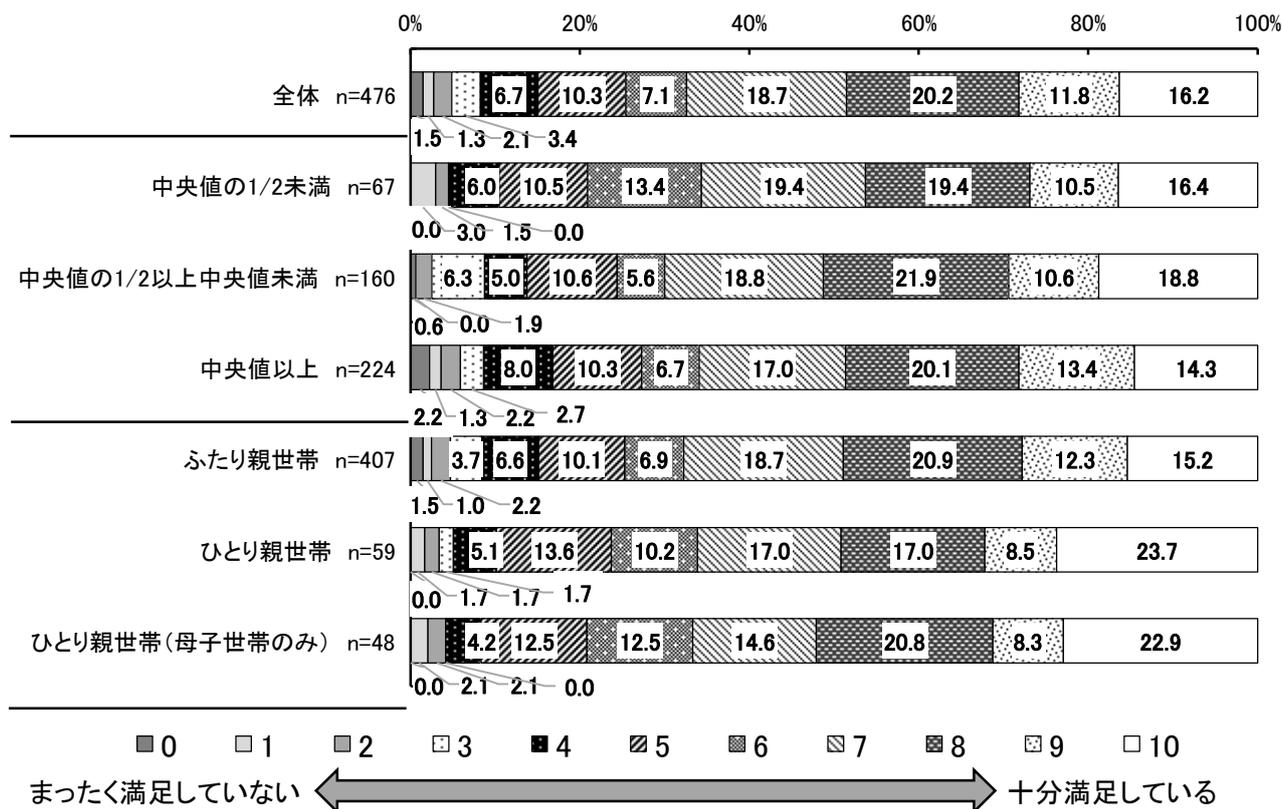
Q7 全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字で教えてください。（1つに○）

生活の満足度についてみると、『満足している』（「6」から「10」の合計、以下同じ）の全体の割合は74.0%となっています。

等価世帯収入で『満足している』をみると、「中央値の1/2未満」が79.1%と、「中央値以上」の71.5%よりも7.6ポイント高くなっています。

世帯状況別で『満足している』をみると、「ひとり親世帯（母子世帯のみ）」が79.1%と、「ふたり親世帯」の74.0%よりも5.1ポイント高くなっています。

【中学生】



(3) 子育て関連事業所、教育・福祉関係機関等調査結果

①調査の目的

普段から阿南市内で子どもや子育てに関わっている保育園・保育所、幼稚園、認定こども園並びに放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、児童養護施設、ボランティア団体を対象に、子どもに関する幅広い意見を伺い、市内の子ども・子育ての実態を把握すること、必要な支援策を検討することを目的に実施しました。

また、今回全国的な課題となっている子どもの貧困の解消に向けた取り組みを推進するため、見えにくい子どもの貧困等を把握する上で重要な役割を担うことができる教育関係機関や地域の子どもやその家族を支援する上で欠かせない役割を担う福祉関係機関を対象に現状をうかがい、子どもの貧困に対する市の現状把握とその支援策を検討することを目的に実施しました。

②調査方法

【調査の方法、回収状況等】

子ども・子育て支援、子どもの貧困に関する調査（幼稚園、保育関係施設）	
調査対象者	市内の公立・私立保育園・保育所、幼稚園、認定こども園の代表者
配布数	39件
有効回収数	32件（有効回収率82.1%）
調査方法	郵送・電子メールによる配布—郵送・FAX・電子メールによる回収
調査期間	令和6年6～7月

子ども・子育て支援、子どもの貧困に関する調査（子育て支援関係団体・機関）	
調査対象者	市内の放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館、児童養護施設、ファミリー・サポート・センター、ボランティア団体等の代表者
配布数	36件
有効回収数	22件（有効回収率61.1%）
調査方法	郵送・電子メールによる配布—郵送・FAX・電子メールによる回収
調査期間	令和6年6～7月

子どもの貧困に関する調査（教育関係施設）	
調査対象者	市内の市立小・中学校等教育関係施設の代表者
配布数	31件
有効回収数	31件（有効回収率100%）
調査方法	郵送による配布—ウェブ（電子申請）・郵送・FAXによる回収
調査期間	令和6年6～7月

子どもの貧困に関する調査（福祉関係機関）	
調査対象者	市内の福祉関係施設の（社協・障害児通所支援事業所・子ども食堂等）の代表者
配布数	28 件
有効回収数	10 件（有効回収率 35.7%）
調査方法	郵送・電子メールによる配布—ウェブ（電子申請）による回収
調査期間	令和 6 年 6～7 月

③調査結果（抜粋）

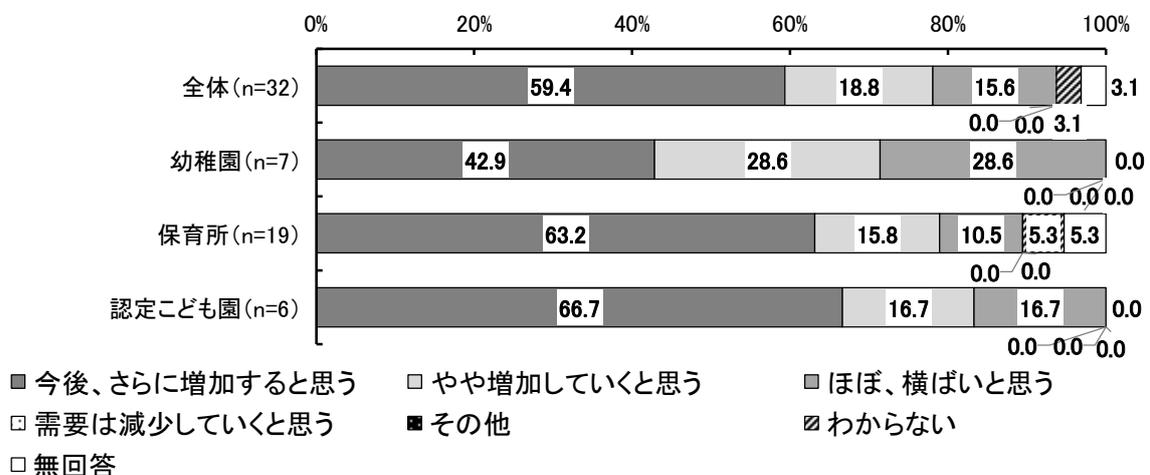
■子育ての悩みを抱える保護者

- 施設を利用する子どもの様子は、「甘える子が多い」「自分の思いを伝えられない」などの発達段階や環境に関連した特徴も挙げられているほか、最近の子ども達の特徴としてYouTube等の動画を見る時間が多い、動画やゲームの情報で友達とつながっているなどの状況がみられています。施設関係者の意見では、保護者 4 人のうち 3 人は、子どもの発育・発達に不安や悩みを抱えている人がいると挙げられています。
- 保護者の方が、子育てをするにあたってどのような悩みや問題を抱えていると感じるかについては、不安や悩みは、子育ての仕方、子どものしつけ方、子どもとの接し方、子どもの気持ちがかみ取れない等、多岐にわたっています。
- また、話し相手がないことや相談相手がないこと、パートナー以外に子育てを手伝ってもらえる人がいない不安を抱え子育てで孤立する課題がみえます。

■今後の保育サービスの重要性

- 幼稚園・保育関係施設に今後の保育サービスの見通しについて尋ねたところ、全体では、「今後、さらに増加すると思う」と「やや増加していくと思う」の合計が 78.2% と約 8 割を占めており、「需要は減少していくと思う」の回答は 0% となっています。

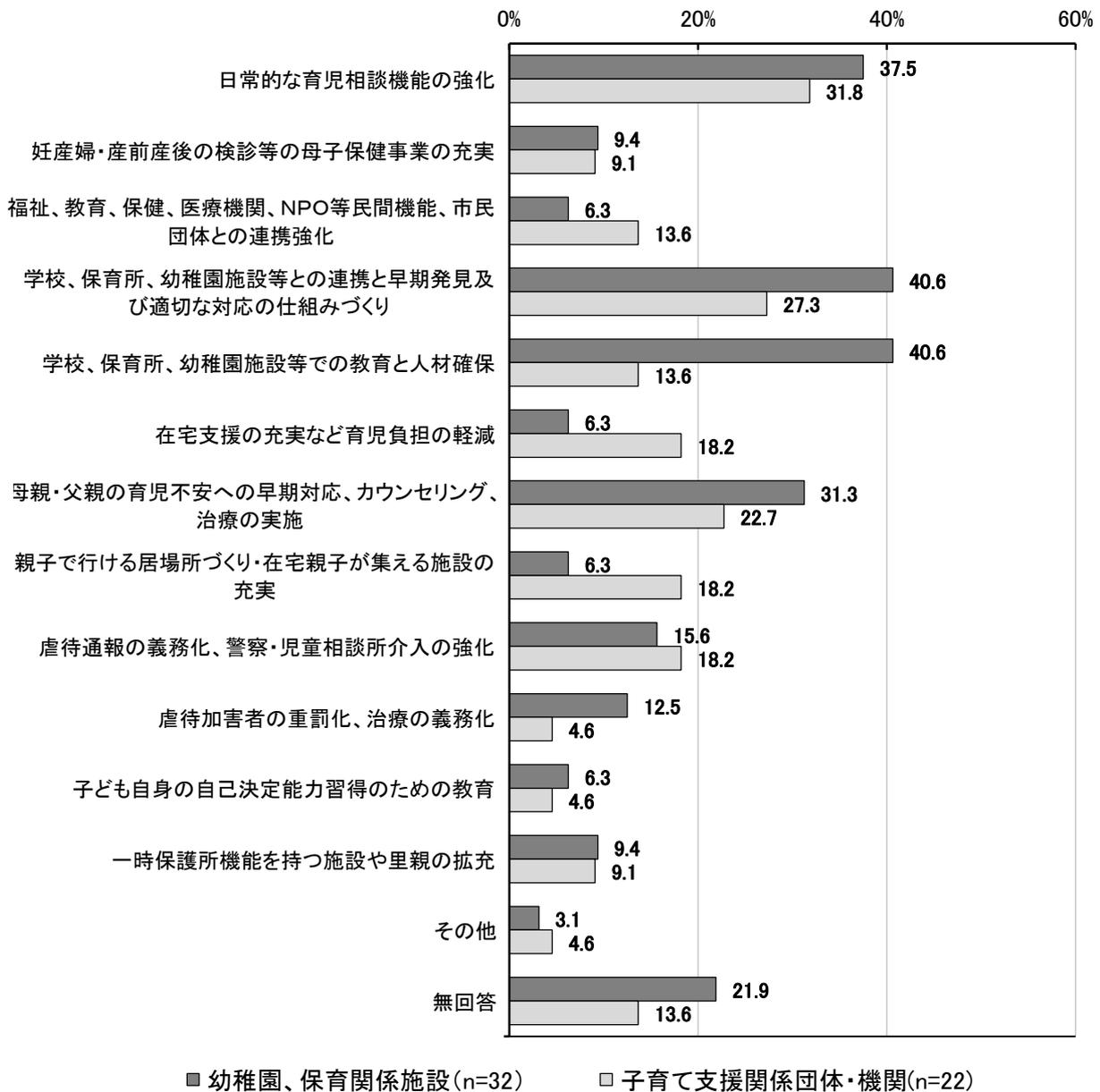
Q1 今後の保育サービスの需要



■虐待防止に必要な取組

- 児童虐待を防止するために必要な取り組みとしては、幼稚園・保育所関係施設では、「学校、保育所、幼稚園施設等との連携と早期発見及び適切な対応の仕組みづくり」、「学校、保育所、幼稚園施設等での教育と人材確保」が最も多い結果となりました。また、子育て支援関係団体・機関では「日常的な育児相談機能の強化」が最も多くなっています。児童虐待防止には、教育機関と支援機関が連携し、専門的な知識を持つ人材の育成と相談体制の強化が必要であることが示唆されています。
- 保護者の母親や父親の育児不安への早期対応、カウンセリング、治療の実施の必要性も挙げられています。

Q2 児童虐待を防止するために必要な取組



■今後行いたいこと、充実したいこと

- 今後、行いたいこと、充実したいことについて、幼稚園・保育園関連施設では、保育士研修や保育士の確保、保護者支援の充実が多く挙げられ、質の高い保育の実現が求められています。そのために、保健センター、他の保育所（園）等、専門性の高い関係者との連携を重視しています。
- 子育て支援関係団体・機関では、専門知識を持つ人材の確保や地域との連携強化、子育て相談機能の充実が重視され、親子が気軽に利用できる環境作りが期待されています。そのため、行政に求める支援としては、人材の確保や運営資金の安定化に対する支援、相談窓口の整備等に関する意見が見られます。

■子どもの貧困

- 教育関係者の意見では、学校だけでの対応には限界があるとの意見が出されています。家庭との関係構築の難しさや、貧困の兆候を見逃さない観察の重要性を認識しており、地域全体での支援体制の構築、関係機関との緊密な連携、そして社会保障の充実が求められています。また、子どもたちが安心して相談できる地域の施設や、教育格差の拡大を防ぐための取り組みの必要性も強調されています。
- 施設関係者の意見では、保護者への集金が難しく、何度お願いしても出てこないことがあり、最後は立て替えることもあったことや、子どもを見ると、生活が苦しく、服装や持ち物など十分に買い与えることができない姿を見ることもあったことが挙げられています。保護者や子どもと接する施設関係者は、疑問に思った時、どう理解してもらうか、対処方法に難しさがあるとの意見が出されています。
- 同様に、「貧困状態にあるだろう」ということを感じていても、保護者に対しては、見守る、子どもの状態を把握するという形でしか支援ができていないのが現状で、どこまで踏み込んでいいのか判断が難しいとの意見があるように、関係者間で連携した相談支援体制の構築が重要となっています。
- およそ半数の子どもは貧困の状態だと見受けられています。子どもたちの心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供することや、保護者の悩みや不安に気づき、日々のかかわりのなかで家庭の状況や問題を把握し、思いや意向を理解し、必要に応じた個別の支援が重要であるとの意見が出されています。

3 子ども・子育て支援施策の取組状況

第2期計画では、4つの「基本目標」を掲げ、施策の方向に応じた事業を行ってきました。事業は、全部で75あり、担当課において個別事業の点検・評価をした結果、概ね達成できている事業（「A」又は「B」）は72事業でその割合は、92%とほぼ計画どおり施策に取り組んでいる状況です。

■施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標 — 大分類	事業数	自己評価				
		A	B	C	D	E
1 すべての子どもと子育て家庭を支援する仕組みづくり (1) 地域における子育て支援の充実 (2) 配慮を要する子どもと家庭へのきめ細やかな取組の推進	32	16	14	3	0	2
2 子どもを安心して生み育てられる環境づくり (1) 子どもや親の健康と安心の確保	15	15	0	0	0	0
3 子どもの健やかな成長を支援する地域づくり (1) 子どもたちの生きる力と豊かな心の育成	13	3	10	0	0	0
4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり (1) 子育てを支援する生活環境等の整備 (2) 子どもの安心・安全の確保	15	6	8	1	0	0
合計	75	40	32	4	0	2

*評価には担当課がそれぞれで進捗管理している事業についての重複を含むため合計は一致しない。

自己評価（達成度）の基準

達成度	設定基準
A	計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ100%の成果を上げることができた。)
B	計画に掲げた施策をおおむね達成した。 (75%程度の成果を上げることができた。)
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度の成果を上げることができた。)
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた。)
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった。)

また、本市では「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されたさまざまな事業に取り組んでいます。その概要及び利用状況は次のとおりです。

■阿南市における地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業（対象業務を保育に関する業務などに限定して実施することも含まれます。）
時間外保育事業	認可保育園などで、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や公民館などの公共施設及び民間施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ）
子育て短期支援事業	保護者の病気や仕事等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	病氣中や病後の子どもを、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

事業名	事業概要
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯状況等を勘案して、施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費に要する費用を助成する事業

①利用者支援事業

計画に基づき、令和3年度以降、基本型・特定型と母子保健型でそれぞれ1箇所ずつ実施し、保育所等の入所や地域の子育て支援事業の情報提供、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健について等の相談・助言を行っています。

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1
	母子保健型	箇所	0	0	1	1	1
	合計	箇所	1	1	2	2	2

②時間外保育事業

時間外保育事業については、令和元年度から令和4年度にかけて減少傾向でしたが、令和5年度は実施箇所が増えたことにより利用者数も増加に転じています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人	300	174	104	81	112
実施箇所数	箇所	29	13	9	6	7

③放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブの登録人数は令和2年度以降780人前後で推移しています。実施箇所数については減少しつつあります。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人	897	790	790	775	782
実施箇所数	箇所	29	29	29	28	27

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院の3箇所に委託して実施しています。令和2年度から4年度まで利用者数がコロナ禍で減少していましたが、令和5年度は利用者が増加しています。また、令和6年度から新たに1箇所委託しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	人日	35	10	4	30	96
実施箇所数	箇所	3	3	3	3	3

⑤地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点事業は、令和元年度は8箇所、令和2年度以降は地域子育て支援センターなど計10箇所を実施しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	人日	24,927	20,803	18,518	19,420	19,651
実施箇所数	箇所	8	10	10	10	10

⑥一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち7箇所（令和5年度）で保護者の状況や地域の実状に応じて預かり保育を行っています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	人日	23,756	20,217	30,648	27,726	27,588
実施箇所数	箇所	6	6	6	6	7

⑦一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。令和5年度は、保育所で実施している「一時預かり」を4箇所、「トワイライトステイ」を2箇所で開催しています。

また、「子育ての援助を受けたい方」（依頼会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって地域で助け合う有償の相互援助活動である「子育て援助活動支援事業」を実施するファミリー・サポート・センターを市内に1箇所設けています。

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	一時預かり	人日	3,565	2,847	3,250	3,396	3,411
	トワイライトステイ	人日	21	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業	人日	233	257	273	263	250
	合計	人日	3,798	3,104	3,523	3,659	3,661
実施箇所数	一時預かり	箇所	3	3	3	3	4
	トワイライトステイ	箇所	2	2	2	2	2
	子育て援助活動支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	合計	箇所	6	6	6	6	7

■（参考）ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員数	人	903	899	956	1,002	875
提供会員数	人	586	657	663	667	118
両方会員数	人	93	72	73	80	82
援助活動年間件数	件/年	1,064	1,084	1,579	1,901	1,436

⑧病児保育事業

病児保育事業は、現在は岩城クリニックの1箇所で開催しており、令和3年度以降利用者は200人日程度で推移しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	人日	323	163	209	206	204
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

⑨子育て援助活動支援事業（就学児対象）

子育て援助活動支援事業（就学児対象）の利用者数は減少しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	人日	15	9	9	8	6
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

⑩妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦に対する健康診査は、各病院及び診療所において、基本的な妊婦一般診査等を実施しています。妊婦健康診査の年間実利用者数は減少しており、令和5年度は552人となっています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	人	676	606	589	582	552

⑪乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、保健センターのほか、第一子のみ新生児家庭訪問を在宅助産師に委託して実施しています。出生数の低下に伴い、訪問者数は減少傾向にあり、令和5年度は271人となっています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間訪問者数	人	357	320	291	251	271

⑫養育支援訪問事業

養育支援事業は、保健センター及び子ども相談室で開催しており、訪問者数は300人台前半で推移しています。

区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問者数	人	348	307	342	305	321

4 子ども・子育て支援の課題

(1) すべての子どもと子育て家庭への支援に関する課題

- 母親の就労率が高いため、それに伴う子どもの預かり、一時預かりへの要望は高まります。保護者が安心して就労できるよう、子育てを支援する事業の充実が必要です。
- 子どもに何かあった場合、みてもらえる親族・知人がいる割合は高いですが、そこには「困難」もあり、保護者の不安を取り除くため、広報を含め、子育て支援事業の利用促進を通じて、より安全に、安心して子育てが行える環境整備を行う必要があります。
- 子どもの発育・発達に不安や悩みを抱えている人が、身近に話し相手がないことや相談相手がないこと、パートナー以外に子育てを手伝ってもらえる人がいない不安を抱えており、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、産後、子育て期における切れ目ない支援を行うことが必要です。
- また、相談相手がない人や子どもの預け先がない人への対策として、子育てにかかわる情報や取組の周知を行い、既存事業へつなげ、また、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが求められます。
- 母親の就労状況を見ると、フルタイムもしくはパートタイム・アルバイト等で就労している人の割合が8割以上と高く、潜在的な保育ニーズがみられます。保護者の就労状況の変化等により、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、幼児教育・保育のニーズの増加を適切に見込み、幼稚園、保育所の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

(2) 子どもを安心して産み育てられる環境づくりに関する課題

- 妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができるよう、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

(3) 子どもの健やかな成長を支援する地域づくりに関する課題

- 今後も引き続き、地域・社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取組を推進していく必要があります。
- 母親の就労状況が高いこと、共働き家庭の増加など子育て環境が変化しています。学齢期は社会性の発達や心身の成長が著しい時期であることから、学校教育とともに放課後等における子どもの健全な育成を図るため、学習や遊びのほか、多様な体験・交流活動のための機会を提供していく必要があります。
- 放課後等の児童の安全・安心な居場所づくりを引き続き推進するとともに、児童が安心して過ごせる多様な居場所の確保や、地域の協力を得ながらさまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

(4) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりに関する課題

- 今回の調査で、父親の育児休業の取得率が前回調査から10倍に上がっています。今後も子育て支援の充実とともに、主に保護者の職場環境の整備、またはワーク・ライフ・バランスに関する啓発等の取組を通して、子育てを支援する生活環境の整備を進めていく必要があります。
- 母親の就労率の高さから、普段親子で過ごす時間は、限定されることがうかがわれます。子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもと過ごす時間を増やせるような働き方や、両親ともに子育てに向き合う時間を作り出せるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 安全な通学路の整備、交通安全の推進の取組によって、子どもの安全・安心を確保し、子どもと子育てにやさしいまちづくりが求められています。

(5) 支援を必要とする家庭への対応の重要性

- 保護者の経済状況や婚姻状況によって、子どもの学習、将来の夢、日常生活、心理面等の広い範囲で深刻な影響を与えています。収入水準の低い世帯やひとり親世帯では、親子ともに多くの困難に直面しており、貧困の連鎖を断ち切るための子どもと保護者へ支援が必要とされています。
- 発達障がいをはじめ、発達に課題のある子どもと、その家族については、継続した相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を関係機関と連携を図っていくことが必要です。
- 児童虐待防止対策の推進により、通報先や相談機関の認知度が向上していますが、さらなる情報発信が必要です。
- 子どもへの虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの多様な支援ニーズの顕在に対応していく、相談支援・関係機関と連携した支援体制を構築していくことが必要です。

○今後は、支援を必要とする子どもや、困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人一人の個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。

（子どもの貧困）

- 生活状況において、等価世帯収入で暮らしの状況を見ると、「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、全体の2倍以上に及んでおり、経済状況の影響を受けています。なかでも、必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は所得が低くなるにつれて多くなっており、生活面での様々な格差が浮き彫りになっています。所得による経済的制約は、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神的にも大きな影響を与えています。
- 家庭の経済状況は保護者の就業状況によって大きな違いがあり、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠となりますが、特にひとり親家庭においては、不安定な就労等により生活困窮に陥るリスクが高くなっています。安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、育児の不安や負担感を軽減するための支援体制を構築することが重要となります。
- 収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、高校進学までをみると、子どもの希望より保護者の現実的な意向の方が多く、大学までをみると中学生は保護者の意向よりも希望の方が多くなっており、子どもの将来の進学先への影響を与えていることがわかっています。経済面での困窮は、進学費用や教育費の問題から子どもの将来の進路が狭まってしまうといった課題が見えています。学校教育と連携し、基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。また、経済面で課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援が重要です。
- 教育・施設関係者の意見では、「貧困状態にあるだろう」ということを感じていても、保護者に対しては、見守る、子どもの状態を把握するという形でしか支援ができていないのが現状との意見が出されています。困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づいたとき、適切な支援につなげていくことが求められています。しかしながら保護者は、支援を拒むことや困難な状況を隠すこともあり、支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生

子どもは阿南市の宝、社会の希望であり、本市の未来をつくる力となります。

妊娠・出産の希望を叶え、子どもの健やかな成長と子育てを地域社会全体で支えることは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、未来への投資であり、地域社会で取り組むべき重要な課題です。

子育てとは、子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に寄り添いながら、養育者も共に成長していく尊い営みです。それは多くの人々に喜びや生きがいをもたらし、社会全体で支え合うべき大切な営みでもあります。

しかしながら、少子化や、核家族化など、子育て家庭を取り巻く環境は変化し、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、子どもの心身の健やかな発達を妨げたり、近年では生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない状況もあります。そうした場合に、地域社会が手を差し伸べ必要な支援へとつなげることで、自立した幸せな生活を送る上で重要な意義を果たすことができます。

子ども一人一人の育ちや、子育て家庭の状況に応じた支援を行い、全ての子育て家庭が安心して子育てできる環境を整えること、また、子どもを産み育てたいと思える社会を創り、支援体制を充実させていくことにより、まちに子どもの笑顔があふれる活気ある地域づくりを目指していくことが重要だと考えます。

加えて、全ての子どもたちが尊重され、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することができるよう、社会全体（社会のまんなか）で可能な限り支援し、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指します。

2 計画の基本目標と体系

本計画の基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を推進します。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

核家族化、共働き世帯の増加などの社会変化とともに、多様化する子育てニーズを踏まえ、教育・保育施設などの子育て支援サービスの量的拡充と質的改善を図るとともに、子どもの健やかな成長と、保護者の子育てや子どもの成長に喜びを感じられるよう、子育て支援施策の充実に努めます。

また、多様な働き方が広がる中、職場の子育て家庭に対する配慮を啓発し、子育てにやさしい職場づくりと、保護者の子育てと仕事の両立を進めます。



基本目標2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠・出産期からの切れ目のない支援が重要となる中、母子の健康を確保し、親の妊娠・出産・子育てへの不安や心配を軽減し、子育ての過程で自信や喜びを感じられるよう、妊娠期から子育て期まで一貫したサポート体制を構築し安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。



基本目標3 すべての子どもの健やかな成長への支援

子どもが豊かな人間性を形成し、健やかな成長と確かな学力を育むことができるよう、学校教育に限らず、家庭・地域の連携による教育環境の充実、子どもの居場所づくり、子どもの権利擁護を推進します。子どもたちが多様な経験を積み、自己肯定感を高められるよう、地域全体で子どもの成長を見守り、支える体制を整えます。放課後児童クラブや子ども食堂の充実、子どもの意見を尊重する仕組みづくりなどを通じて、子どもの最善の利益を実現する社会づくりを目指します。



基本目標4 困難な状況を抱える家庭への支援

将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、経済的困難、ひとり親家庭、障がいのある子どもなど、さまざまな課題を抱える家庭に対して、きめ細かな支援を提供します。子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的に講じるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制を強化し、関係機関との連携を密にして、子どもの安全と健やかな成長を守ります。



基本目標5 子育て環境の整備

子どもと子育て家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、地域の環境整備・改善に取り組むとともに、交通安全、防犯、防災・減災の活動を推進します。



【基本理念】

「こどもまんなか笑顔あふれる阿南」の創生

基本目標

施策項目

基本目標 1
地域における子育て支援の充実

子育て支援の充実

保育事業の充実

仕事と家庭の両立の支援

基本目標 2
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

妊娠・出産の希望実現と母子保健事業の推進

子どもの健康を守るための取組

基本目標 3
すべての子どもの健やかな成長への支援

学校・家庭・地域教育の充実

子どもの居場所づくりの推進

子どもの権利擁護の推進

基本目標 4
困難な状況を抱える家庭への支援

多様な支援ニーズへの対応

児童虐待防止対策の強化

基本目標 5
子育て環境の整備

子育てにやさしい安全安心なまちづくり

災害・犯罪等から子どもを守る取組の推進

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実

核家族化や地域のつながりの希薄化、また共働き世帯の増加等により、多様化する子育て支援へのニーズへ対応していくため、子育て支援策を充実させ、子どもの豊かな育ちを支援するとともに、誰もが安心して子育てをできるまちの実現に努めます。

施策名	施策の内容
地域子育て支援センター事業の推進	主に乳幼児を在宅で育児する親とその子どもを対象に施設・園庭を開放し、保育サービス、育児講座・相談、情報提供を行う地域子育て支援センター事業の利用時間延長や対象者拡大を検討します。
つどいの広場	主に乳幼児とその親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアによる育児相談などを行う場を確保することで、地域の子育て支援の充実と、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図ります。
一時預かり事業	保育所を利用していない家庭の保育需要に対応するため、保育所において一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ります。
幼稚園での子育て支援サービス	保育の必要性のある家庭に対し、幼稚園での「預かり保育」や在宅親子を対象とした、遊びの場の提供と子育て相談を行う「未就園児園庭開放」を実施します。
病児・病後児保育事業	入院の必要がなく、症状が安定または回復期にある児童を委託した医療機関の専用スペースで一時預かりし、保護者の仕事等と子育ての両立を支援します。委託先との連携や周知を強化し、利用しやすい環境を整え、サービスの拡充や利用者の増加を目指します。
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病等により、一時的に家庭において養育することが困難になった場合に児童養護施設等で児童を養護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を目指します。育児疲れや親子での利用、子ども自身の希望による利用も可能で、きめ細やかなサービスの提供に努めます。
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合いを行う会員組織です。 依頼会員への利用料金の補助及び提供会員への報酬の増額により利用しやすいサービスの提供に努めます。

施策名	施策の内容
こども誰でも通園制度の実施 (令和8年度から)	こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず0歳6か月～2歳の未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で保育所等を利用できる制度です。子どもの発達促進と社会性の向上、保護者の育児負担軽減と孤立感解消を目指します。
ともだち広場開催事業の推進	私立保育園の一部を開放し、乳幼児の在宅親子を対象に、保育サービスを通じて育児相談やサークルの育成を行っています。在宅親子の交流や保育士による育児相談を実施し、育児に係る保護者の精神的ストレスや、育児不安を解消し子育て支援を推進します。
在宅育児家庭への支援	在宅で育児する保護者の経済的負担の軽減を目的に育児に必要な用品等の購入に使用できるデジタルギフトを支給しています。オンラインでの申請、受給により、育児中の保護者の負担軽減を図ります。
地域における多様な集団活動事業の利用支援	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減し、子どもの健全な成長と発達を地域で支える取り組みを促進します。
子育て支援情報の発信	出産・育児等子育てに関する行政サービスのわかりやすい「子育てガイドブック」の発行やホームページ・公式LINE等により情報発信に努めます。
ブックスタート事業	4か月児健診時に赤ちゃんと保護者にブックスタートパック（絵本、おすすめ絵本リスト、図書館の利用案内等のセット）を贈呈し、読み聞かせを行います。本事業を通じて、家庭での読み聞かせを促進し、本への関心を育み、絵本を介して親子のふれあいが生まれるよう支援していきます。
読み聞かせ推進事業	読み聞かせボランティアと連携して、図書館、図書館カウンターにおいておはなし会を開催し、絵本の読み聞かせを実施することにより、幼少期から本に親しむ環境を整え、心豊かな子どもの育成に寄与していきます。

(2) 保育事業の充実

多様な保育ニーズに応えるため、発達過程に応じた質の高い保育サービスを提供し、子どもの健やかな成長と保護者の安心感を提供できるように努めます。

施策名	施策の内容
通常保育事業	保護者が就労等により家庭で十分に保育することができない就学前の児童に対し、保育所において適正な保育を実施し児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。
時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等のやむを得ない理由により延長保育が必要である児童を、午後6時を越えて保育し、就労支援を行います。

施策名	施策の内容
保育料等の完全無償化	国の制度である3歳児以上の幼児教育保育料の無償化に加え、0歳児から2歳児の保育料、子育てのための施設等利用料、3歳児から5歳児の給食費又は副食費を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
保育士等の労働環境の改善による保育士等の確保	保育士等の処遇改善をはじめとした労働環境の整備及び保育業務の効率化を図るとともに、教育・保育に係る経験者や社会保険労務士等の専門家を活用した教育・保育施設等におけるキャリアパスの構築、関連加算の取得、園内マネジメントの強化、就業規則の改善等に取り組み保育士等の確保に努めます。
保育の質の向上	園内研修に係る支援、各職階・役割に応じた研修、公私・施設類型を超えた合同研修、分野別研修などを実施し、教育・保育施設における専門的な人材の育成に努めます。
施設整備	阿南市教育・保育施設整備実施計画（案）に基づき公立の保育所と幼稚園を統合し、「認定こども園」の整備を計画的に推進します。

(3) 仕事と家庭の両立の支援

多様な働き方が広がる中、すべての人が子育てへの充実感と幸福感を感じられるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた育児休業や介護休業制度の普及啓発、労働時間短縮など、子育てにやさしい職場づくりや意識づくりに取り組みます。また、性別に関わらず、育児や介護に参画できる環境の整備を推進します。

施策名	施策の内容
仕事と子育てを両立するための意識づくり	男女がお互いを理解し、協力しながら豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域への男性の参画を重視した講座の充実を図り、学習機会の提供に努めます。
両立支援のための職場環境づくり	あらゆる雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保され、仕事と家庭生活が両立できるよう、啓発と周知に努めます。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	保護者が仕事で夜間、休日に不在となる場合に児童養護施設等で子どもを預かり、食事の提供や身の回りの世話をを行うことで、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

基本目標 2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

(1) 妊娠・出産の希望実現と母子保健事業の推進

切れ目のない支援の出発点として、妊娠・出産期の不安や悩みに対する相談体制を整備するとともに、妊娠を希望する方、妊婦、産婦、およびそのパートナーや家族が正しい知識を得られる機会を提供し、妊娠・出産に対する安心感の醸成に努めます。

施策名	施策の内容
不妊治療費助成	不妊治療を受けやすい環境を整え、妊娠・出産を希望する夫婦の経済的負担を軽減します。
母子健康手帳・父子健康手帳の交付	妊娠届出時に母子健康手帳・父子健康手帳を交付し、保健師や助産師による保健指導を通じて妊娠期の不安軽減を図り、父親の育児参加を促進します。
妊産婦健診の促進	妊産婦とお腹の赤ちゃんの健康を保つための定期的な妊婦健康診査及び産婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、妊産婦の経済的負担を軽減し、健康診査受診率の向上を図ることで、安全安心な妊娠・出産を支援し、さらに健診結果を基に医療機関と連携した早期支援を実施します。
親子関係形成支援事業の実施	「親子の絆づくりプログラム」を開催し、育児をする親子を対象に参加者同士が育児の悩みなどを話し合いながら、これからの子育てに必要な知識を学ぶとともに、育児不安の相談や共有、情報の交換ができる場を設け、親子間における適切な関係の構築を図ります。
乳幼児相談事業	妊娠届出時や健康教室・健康診査時に保健師等専門職による個別相談（聴力相談・視力相談・母と子の相談・児童相談・ことばの相談）を実施し、適切な指導を行うとともに心身障害等の発見に努め、療育指導を行うことで、乳幼児の健全な発育・発達を促すとともに、保護者の育児不安の軽減に努めます。
訪問指導の実施	初妊婦や特定妊婦、新生児期の家庭に対し、必要があると認めるときは、保健師等が訪問し必要な指導を実施します。「こんにちは赤ちゃん事業」など、継続的な訪問支援を通じて、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、母子の健康と乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
地域の子育て支援サポート体制の充実	地域で子育て中の親子を支援する「サポートママ」ボランティアは、母子保健事業や子育て支援の重要なマンパワーとなっており、核家族化や近隣関係の希薄化による育児中の親の孤立に対応するため、身近な相談者となるボランティアの育成を推進します。
産後ケア事業の実施	退院直後の母子に対して心身ケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図り、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えていきます。

施策名	施策の内容
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	「妊婦等包括相談支援」として母子健康手帳交付時、妊娠8か月前後、新生児訪問時に保健師などが相談に応じ、妊婦や子育て家庭のニーズに即した必要な支援につなげます。また、妊娠時、新生児訪問時にそれぞれ「妊婦のための支援給付」を実施し、経済的負担の軽減を図ります。経済的支援と相談支援を一体的に提供することで、全ての出産・子育て世帯がより安心して子どもを産み育てられる環境を構築します。

(2) 子どもの健康を守るための取組

子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安や悩みを軽減し、包括的に子どもの健康づくりを支援し、子どもとその家族が心身ともに健やかに成長し、豊かな生活を送れるよう取り組めます。

施策名	施策の内容
乳児健康診査の充実	乳児健康診査では、満1歳未満の乳児を対象に、医療機関での一般健康診査受診票を交付し、4か月児・9か月児・先天性股関節脱臼検診を集団健診方式で実施しています。問診、身体計測、小児科診察に加え、育児相談や離乳食学習会、歯磨き指導を行うとともに専門職による総合的な支援を通じて乳児の月齢に応じた発達状況の確認等に努めます。
幼児健康診査の充実	1歳6か月児と3歳児の健康診査を集団方式で実施し、心身の発達確認、生活習慣の確立、育児支援、虐待予防に重点を置いています。問診、身体測定、各種診察・相談・検査に加え、フッ素塗布も行います。多様な専門職が関わり、疾病の早期発見だけでなく、様々な視点から、身体面・精神面の発達、歯科衛生、視力・聴力、母と子の関わり等多様化する個々の親子の問題に対して総合的指導、支援を行い子どもの健康を守ります。
予防衛生事業の推進	予防接種法に基づき乳幼児・児童の定期予防接種を実施し、感染症の発生と予防に努めています。子どもの季節性インフルエンザの罹患防止と子育て世帯への経済的負担の軽減を目的に小学校就学前の子どもを対象にインフルエンザ予防接種を任意で接種する際の費用の一部を助成します。
食育の推進	阿南市食育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進を図ります。
小児科医療体制の周知	阿南医師会や阿南医療センターと連携し、夜間・休日の医療体制を整えとともに、さまざまな事業を通じて小児科医療体制等に関する情報発信に努め、安心して医療を受けられる環境整備を推進します。
こどもの医療費助成	子育てをしている保護者の経済的負担を軽減するため、18歳に達する年度末まで医療費の一部負担、食事療養費の助成を行っています。 子どもの保健向上を図る目的だけでなく、少子化対策及び子育て支援対策と位置づけて取り組めます。

施策名	施策の内容
未熟児養育医療の給付	<p>未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟で疾病に罹りやすく、その死亡率は極めて高い上、心身の障がいを残すことも多いことから出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要です。</p> <p>未熟児に対し指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行っています。</p>



基本目標 3 すべての子どもの健やかな成長への支援

(1) 学校・家庭・地域教育の充実

子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、学校・家庭・地域それぞれの場所で多様な学びを生み出せるよう、関係機関が連携して、子どもの成長を支える体制づくりと、生きる力を育む教育力の向上を推進します。

施策名	施策の内容
次代の親の育成	「赤ちゃん授業」は、次世代を担う中学生が赤ちゃんに関わる体験を通じ、命の大切さや親の思いに触れることで、自分自身や身近にいる人を大切にす気持ちや育み、将来的な育児不安を少しでもなくし、コミュニケーション能力を養う機会とすることを目的として実施します。
教育・保育施設と小学校との連携	教育・保育施設において基本的な生活習慣や、学びが小学校教育につながるよう指導内容や目標を調整しています。また、体験入学や行事を通じて小学校の環境、先生及び上級生に慣れるようにしています。教育・保育施設での要録を小学校に送り、児童一人一人の特性や学習状況について情報を共有しています。
確かな学力の向上	未来社会の作り手となるために必要な資質能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。また、家庭との連携を一層密にし、家庭学習習慣及び読書習慣の確立を推進します。 問題解決学習・体験学習・ICTの活用など、指導方法の工夫・改善を推進するとともに、必要に応じて放課後や長期休業日中の補充学習を行います。 「家庭学習の手引き」や「家庭学習の友（家庭学習ノート）」の活用を図るとともに、適宜、評価やアドバイスをを行い、子どもの家庭学習を支援します。 朝読書や読み聞かせ、学校図書館の積極的な活用等に取り組むことにより、学校における読書の時間を確保するとともに、学校図書館サポーターの配置により、ブックトークなど多様な読書活動や学習活動における本の積極的な利用を推進します。
学校施設の整備	令和6年9月策定の「阿南市立小・中学校再編実施計画」に基づき、学校施設保有資産量の適正化を図り、現有施設の長寿命化を行っていきます。学校施設の整備を通じてすべての子どもたちが安全で快適な空間で学び、健やかに成長できる基盤を整えます。

施策名	施策の内容
豊かな心の育成	<p>道徳教育の推進体制を充実し、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて児童・生徒の道徳性を育てていきます。</p> <p>よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実現に向け、「特別の教科道徳」において問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習、地域教材を取り入れた学習等を適切に取り入れた指導方法の工夫改善を行います。</p> <p>道徳科の授業参観を実施するとともに、学校・学級便り等で道徳教育の取組について広報することにより、保護者や地域の人に道徳教育の大切さや家庭における道徳教育のあり方についての周知を図ります。</p>
健やかな体の育成	<p>保護者・関係機関等とのより一層の連携を図り、基本的な生活習慣及び運動習慣の確立を図ります。</p> <p>各学校に食育リーダーを配置し、栄養教諭との連携を図り、学校教育活動全体を通じた食育を推進します。食育パワーアップ作戦・生活習慣アンケートを実施し、体系的、系統的な食育の充実を図ります。</p> <p>各校で全国体力・運動能力調査の結果を分析し、体力向上計画を作成・実践・評価することにより、体力・運動能力及び運動習慣の向上を図ります。</p>
家庭教育への支援	<p>保育所、幼稚園、小学校、中学校において参観日等の保護者が集まる機会を捉え、乳幼児期から思春期の子育てなどについての講演会、意見交換会等を開催し家庭教育支援活動を行っています。</p> <p>また、初めて母親・父親になる方々に対する講座を保健センターと連携して開設しています。</p> <p>様々な機関との連携を密にしていくことで、保護者が必要としている情報が得られるよう、また、できるだけ多くの保護者が参加できるよう、時期や時間帯を工夫し、また参加したい、聴いてみたいと思われる講演会や家庭教育学級を開催していきます。</p>
教育支援教室による支援の推進	<p>不登校状況実態調査をもとに学校・家庭・地域・関係機関との連携を密にし、早期発見・早期対応を図ります。</p> <p>「ふれあい学級」の運営や活動について広く知ってもらうための情報発信に加え、「ふれあい学級」が不登校児童生徒にとって魅力的な居場所の一つとなるよう、様々な体験活動や出前授業、級外行事等を工夫し、学校復帰や一人一人の自己実現・社会的自立に向けた継続的な支援の充実を図るとともに指導員の配置を含む環境整備に努めます。</p> <p>不登校に悩む児童生徒及びその保護者や学校関係者への相談活動の充実、情報提供、助言等の支援を行います。</p>

施策名	施策の内容
地域の教育力の向上	<p>子どもたちに「生きる力」を育てていくためには、地域社会の中で大人や様々な年齢の人々と交流し、様々な自然体験や社会体験などを豊富に積み上げることが大切です。そうした活動を公民館事業に積極的に取り入れ地域ぐるみで子どもの成長を支援する環境づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。</p>
環境保全活動・学習の支援	<p>子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的に、国や県と連携して、市内の小中学生を対象に、こどもエコクラブ事業（エコパーク阿南の施設見学や那賀川河口付近の干潟観察など）や出前講座（環境学習）を実施しています。</p>
多様な体験活動の実施	<p>成長過程にある子どもたちにとって、学校以外での多様な「学び」や「体験」は、子どもの自主性や社会性、他人への思いやりの心の育成を養い、豊かな人間性をはぐくむため不可欠調和のとれた人間形成を図る上で重要な役割を担っています。</p> <p>産学官が連携した「こどもフェスティバル」の開催や「子ども会体験教室」などを実施し、「学び」や「体験」の機会を提供するとともに、毎月の催しや行事を掲載した「くらしとまなび」の発行によるきめ細やかな情報提供に努め、子どもたちの地域社会での活動を豊かなものにします。</p>
コミュニティ・スクールの活用	<p>コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められたもので、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するため「学校運営協議会」を設置し、地域と学校が連携・協働しながら学校運営を行っていくものです。</p> <p>目的としては、「地域とともにある学校づくり」に向け、学校と地域がビジョンや課題、情報等を共有し、熟議し、意思を形成する場として、相互に連携・協働していくことです。</p> <p>協議会は年に概ね3回程度開催し、主な議題としましては、学校経営方針・学校行事・学力向上・生徒指導・防災安全・学校評価・学校再編等です。</p> <p>各学校におけるコミュニティ・スクールの取組は、「学校行事への地域の協力体制の構築」「登下校時の交通安全への協力活動」等、学校運営上の課題解決関わるものであり多岐にわたっています。</p> <p>コミュニティ・スクールがより一層充実し、学校と地域の連携がより一層強まり、児童生徒の地域に根ざした体験活動を通じて確かな学びにつながるよう、積極的な取組を推進しています。</p>

(2) 子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもが相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう社会全体で支えていくことが必要です。遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との交流全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかは子ども本人が決めるものであるという前提に立った居場所づくりを推進します。

施策名	施策の内容
放課後児童健全育成事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を預かり、授業終了後等に適切な遊びと生活を支援し健全育成を図ります。学校再編等の状況を踏まえ、運営委員会や関係各所と連携しながら、児童クラブの適切な開設場所の確保に努めるとともに希望する児童クラブについては事業者への民間委託を進め、保護者の負担を軽減します。
こども食堂への支援	地域住民が主体となって展開する「こども食堂」の持続可能な運営体制を整備し、地域コミュニティの強化を推進します。 こども食堂の活動を支援するネットワークを構築し、民間の自主的かつ自発的な取組を後押しすることにより、「子どもの貧困対策」と「地域の活動拠点づくり」に取り組みます。
子ども第三の居場所事業の実施	様々な困難や課題を抱えている子どもたちに対し、学校や家庭以外の居場所を提供し、子どもとその家庭の置かれている状況等に応じて、基本的な生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、体験活動の提供及び関係機関と連携した支援を包括的に実施することにより、すべての子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長していく力を育みます。
児童館事業の実施	18歳までの子どもが自由に利用できる場として、児童館に専門職員を配置し、各種イベントの実施など適切な運営を行うことで、子どもの心身の成長を支援します。
公共施設における居場所の整備	新たな公共施設の整備や既存施設の改修時には、子どもの意見やニーズを反映させた、子どもの居場所を含む多機能な空間設計を検討します。地域の特性や子どもの年齢に応じた多様な居場所を創り、安全で快適な環境を提供することで、子どもの健全な成長を支援します。

(3) 子どもの権利擁護の推進

子どもは守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体として認識し、次世代の社会を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が尊重されるよう、必要な環境整備を図ります。

施策名	施策の内容
子どもの人権の尊重	<p>保育所・幼稚園・小中学校では、人権尊重の精神の涵養*を図るとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進し、すべての子どもの自立と自己実現に向け連携を図っています。</p> <p>子どもに対し、いかなる差別もなしに権利を尊重し、確保することを定める「児童の権利に関する条約」の趣旨に則り、子どもの人権に関する教育・啓発活動を学校・地域等の場や機会を通じ推進するとともに、児童虐待、いじめ等が社会問題となっている現状から、子どもの人権を守る相談・支援体制の充実を図ります。</p> <p>*涵養(かんよう):水が自然と浸み込むように、無理をせずゆっくりと養い育てること</p>
いじめ問題解決に向けた取組	<p>いじめ問題の解決のため、学校や教育関係機関等と連携した「いじめ相談」「啓発活動」に取り組みます。</p>
いじめ等により被害を受けた子どもたちの立ち直り支援	<p>いじめを受けた子どもに対しては、教職員のみならず、スクールカウンセラーなど外部の専門家等による心のケアに努めています。さらに各学校において人権教育や道徳教育の充実を図っています。</p> <p>いじめを受けた子どもに対して教職員と外部専門機関とが連携し、子どもの心のケアにあたりるとともに、学校全体で教職員がいじめを許さないという共通認識のもと、道徳教育や人権教育の充実を図り、相手を思いやる心の育成に努めます。</p> <p>また、携帯電話・スマートフォンを使用する上でのルールづくり、「携帯電話安全教室」の実施に努めます。</p>
子どもが意見を表明しやすい環境整備	<p>子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢や成長過程に応じて社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、意見は各種審議会等において活用するなど、意見を政策に反映させられるような仕組み作りを整えます。</p>

基本目標 4 困難な状況を抱える家庭への支援

(1) 多様な支援ニーズへの対応

全ての子育て世帯を対象とした基本的な支援の充実に加え、生活困窮やひとり親、ヤングケアラー等の家庭、病気や障がいなどさまざまな状況や支援を必要とする家庭に対して、それぞれが抱える課題や個別のニーズに応じた支援を適切に実施し、子どもや子育て家庭に対する包括的な支援体制づくりを進めます。

施策名	施策の内容
生活困窮者自立相談支援事業の実施	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における自立支援及び就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進します。
就学援助事業	就学の援助は、教育の機会均等の精神に基づき義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒等の保護者に対し、就学援助費を支給しています。 子どもの貧困が社会問題となっており、今後も援助を必要とする者の増加が予想されるため、引き続き援助を実施していきます。
奨学金制度の充実	修学の意欲があり、かつ、経済的理由のために高等学校や大学への就学が困難な者に対し、奨学資金の貸付けを行い教育の機会均等を図ります。
心身障がい児在宅介護等支援の充実	在宅の心身障がい児が保護者の病気や家庭の用務等により、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録しておいた登録介護者に介護及び送迎サービスを委託することにより、心身障がい児及び家族の地域生活を支援する事業を実施します。
障がい児通所支援事業等の実施	心身障がい児・重度障がい児に対しては、日常生活の円滑化に向けて、障がいを補うための用具の交付や修理などを行っています。 障がい児に対しては、市独自に0～2歳児の児童発達支援の利用者負担の無償化を実施し、経済的負担の軽減を行っています。 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について分かりやすい制度説明に努めるとともに必要なサービスを提供します。

施策名	施策の内容
教育・保育施設における特別支援の充実	<p>保育所・幼稚園において、特別な支援を必要とする児童に加配保育士を配置し、子ども一人一人の個別のニーズに応じたケアやサポートを提供しています。</p> <p>また、保育所等での子どもの発達の観察や相談を行う「巡回ひまわり教室」、言葉の訓練を行う「ことばの教室」、数人のグループで就学に向けての生活習慣を身につける訓練を行う「ひまわり教室」を実施しています。</p>
特別支援教育による支援の推進	<p>幼・小・中学校には担任のほかに特別支援教育コーディネーターがおり、必要に応じて関係機関へつなげています。障がいに対する正しい理解がなされ、共に生活できる社会を実現していくため、特別支援教育の理念がすべての子どもに通じることをめざします。</p> <p>また、特別支援教育の合理的配慮がさらに進められ、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが個に応じた教育が受けられるように支援していきます。発達調査については医療機関との連携を促進し、最適な学びの場が決定できるようにしていきます。</p>
児童扶養手当の支給	<p>ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を養育している方に児童扶養手当の支給を行います。</p>
ひとり親家庭への相談体制の充実	<p>ひとり親家庭が抱える子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題に対し、母子・父子自立支援員が相談に応じています。</p> <p>相談窓口として、ひとり親等に関する各種制度の知識を深め関係機関との連携等により、支援の充実を図ります。</p>
ひとり親家庭への就労支援	<p>ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安定を図るため、就労に繋がる教育訓練の受講や就職に有利な資格を取得するための給付事業を行います。</p> <p>また、各家庭の状況に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携してひとり親家庭の就労支援を行います。</p>
ひとり親家庭等への医療費の補助	<p>ひとり親家庭の親と子、または父母のいない児童に対し、医療機関で診療を受けた医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭とその子どもたちの生活を経済的支援と健康支援の両面から支えます。</p>
ひとり親家庭への各種資金の貸付	<p>生活の安定と児童の福祉の向上を図るために20歳未満の児童を扶養しているひとり親に対し、母子父子福祉資金の各種貸付を行い経済的な支援を行います。</p>
家庭支援事業の実施	<p>子育てに不安や負担を感じる家庭、虐待リスクの高い家庭、支援が必要な妊産婦などを対象に、訪問による家事・育児支援、相談支援、一時預かり、などを提供し、これらの支援を通じて、家庭の養育環境を整え、虐待リスクを軽減し、子育ての負担感や不安を和らげ、適切な親子関係の構築を促進します。</p>

施策名	施策の内容
ヤングケアラー支援	子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。ヤングケアラーについての理解及び周知啓発を促進し、また様々な関係者が情報共有・連携して早期発見・把握に努め、関係機関との連携を図りながら、さまざまな課題を抱える子どもと家庭に寄り添った支援につなげていきます。
重層的支援体制の整備	制度・分野にとらわれない包括的相談支援、地域づくり、参加支援を一体的かつ重層的に実施します。

(2) 児童虐待防止対策の強化

相談支援体制の充実や育児不安の緩和・育児負担の軽減に対応した子育て支援サービスにつなげるなど、虐待の未然防止に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

施策名	施策の内容
阿南市要保護児童対策地域協議会の充実	<p>児童虐待の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携協力のもとで対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の2）において規定される要保護児童*対策地域協議会を設置し、運営しています。</p> <p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組み、地域の子どもが安心して暮らせる仕組みが強化されるよう、市における相談体制の確保と南部こども女性相談センターなど関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>*要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、具体的には、保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などの事情にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなどのことです。</p>
養育支援訪問事業	<p>保健師、子ども家庭支援員等の専門職員が家庭を訪問し、育児等の具体的な養育指導、助言など援助活動を行いつつ、養育上の諸問題の解決や軽減を図っています。</p> <p>子どもや家庭の状況に応じたアセスメントし、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援します。</p>
家庭児童相談の充実	<p>主に18歳までの子どもを対象として、家庭での教育問題、心身の発達に関すること、学校生活での問題などの相談に専門の相談員が応じています。</p> <p>核家族化の進行や地域社会の変容により、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化するなか、相談者や家族のニーズにあわせた専門的支援が求められています。そうした相談に対応ができるよう、相談員が専門知識やスキルを身に付けるための研修を受講するなど、相談支援の体制の充実を図ります。</p>

基本目標 5 子育て環境の整備

(1) 子育てにやさしい安全安心なまちづくり

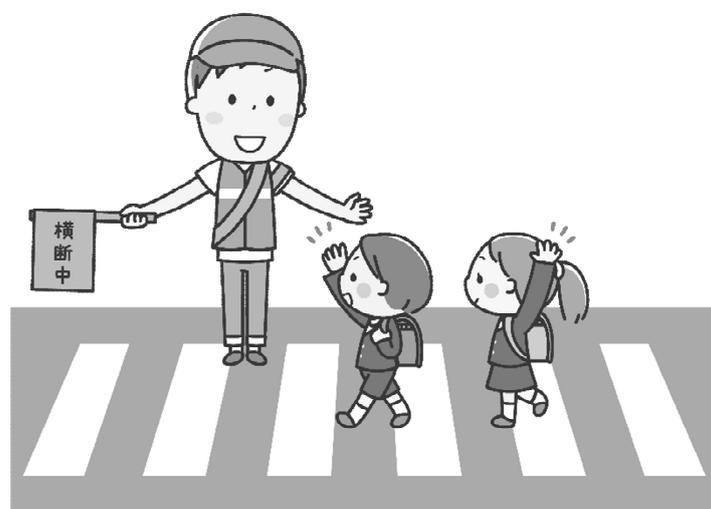
関係機関・関係団体と密接に連携して、交通事故防止対策を進めるなど、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。

施策名	施策の内容
安全な道路交通環境の整備	歩道部を有する道路整備では、小さい子ども等の交通弱者に配慮した道路整備を行います。また、阿南駅周辺においては、JR阿南駅周辺再整備基本計画（案）基本方針に基づき、誰もが歩いて楽しめるウォークブル*な環境の創出や歩行者等にやさしい道路整備を検討します。 *ウォークブル：「歩く」を意味する「walk」と「できる」を意味する「able」を組み合わせた造語で、「歩きやすい」、「歩きたくなる」という意味です。
公園の維持管理	子どもたちの遊び場となる市立公園における遊具の安全性の確保や公園内の環境を整えるため、「阿南市公園施設長寿命化計画」に基づいた施設の更新・修繕を適切に行うとともに、利用者のニーズに沿った公園整備に当たっては、民間活力の導入も検討します。
公共施設における「子育てバリアフリー」の推進	公共建築物の整備については、「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」の整備基準を尊重した設計を行います。すべての人が安全に安心して円滑かつ快適に利用できる施設整備に努めます。
子育て世帯に利用しやすい公共施設の整備	公共施設への授乳コーナー・託児室・ベビーベッドを備えたトイレ等を整備するなど、子育て世帯に利用しやすい環境を施設の新設に合わせて整備していきます。
子どもの安全対策の推進	幼稚園・小学校においては「不審者対応訓練」を実施し、危機管理意識の高揚を図ります。また、定期的に幼稚園における園児が移動する経路及び小学校区の通学路の危険箇所の点検を行い、事故の未然防止に努めます。
子どもの交通安全教育の推進	交通安全指導として阿南市交通安全教育推進協議会による交通安全教室を保育所・幼稚園・小学校・中学校等で実施し、交通ルールとマナーの遵守による交通事故防止の指導を行っています。 保護者の子どもに対する意識の向上、チャイルドシートの着用・子どもの自転車乗車時のヘルメット着用（幼児の後部席への同乗も同様）を促進し、安全性の確保に努めています。
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	青少年にとって健全育成を妨げる有害環境の浄化のためコンビニや書店等への立入調査や、白いポストによる有害図書類の回収を行います。

(2) 災害・犯罪等から子どもを守る取組の推進

子どもを自然災害や犯罪から守るため、防災・減災への取組や防犯対策を通して、子どもと子育て家庭が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策名	施策の内容
保育所・幼稚園の防災に関する取組の推進	南海トラフ地震など、自然災害への備えとして、施設ごとに想定される課題を見直し、防災訓練を実施します。
福祉避難所の設置等に関する取組	特別な配慮を要する方（高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等）の受け入れを目的として、市内の福祉施設と、福祉避難所としての使用に関して協議を行うとともに、一般避難所における福祉避難所（スペース）確保に努めます。また、民間ホテル等とも連携しながら、福祉避難所としての協定の締結を検討していきます。
女性や子育て家庭の視点に立った避難所用備蓄品の充実	避難所生活において、女性や子育て家庭が必要とする備蓄品（例：女性用生理用品や粉ミルクなど）を充実させ、避難所における生活の質（QOL）の向上を図り、少しでも快適な避難所生活が送れるよう配慮していきます。
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	子どもを犯罪被害から守るため警察・学校等、関係機関と連携して青色パトロールカーによる巡回、不審者対応訓練の実施、不審者情報の提供などの見守り活動を実施します。



第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本計画期間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、次のように区域を設定し、ニーズを表す「量の見込み」及び提供量を表す「確保の方策」については次のとおり定めます。

①教育・保育

本市では、居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っており、そのため、教育・保育提供区域については、これまでどおり市内全域を1つの区域として設定するものとします。

②地域子ども・子育て支援事業

事業の内容、性質に応じて次のように区域設定を行います。

施策・事業	区域
利用者支援事業	【全市域を一区域とする】 事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を1つの区域とします。ただし、事業の実施にあたっては、地域的な偏在が発生しないよう、利用者の利便性に十分配慮することとします。
地域子育て支援拠点事業	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業	
子育て援助活動支援事業	
一時預かり事業	【教育・保育に係る区域設定に準じる】
時間外保育事業	教育・保育と利用実態が共通であるため、教育・保育に係る区域と同一の区域とします。
病児保育事業、子育て援助活動支援事業	【全市域を一区域とする】 上記に同じ
放課後児童健全育成事業	【小学校区による区域とする】 利用の実態が小学校区であるため、小学校区ごとの区域とします。
子育て世帯訪問支援事業	【全市域を一区域とする】 上記に同じ
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
乳児等通園支援事業	
産後ケア事業	

2 量の見込みの推計について

①量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの算出にあたっては、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を推計し、具体的な目標設定を行っています。しかしながら、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、必要に応じて教育・保育施設の配置状況、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を勘案するなど、地域の実情等を考慮し、「量の見込み」と「確保の方策」を定めます。

②認定区分ごとの量の見込みの算出

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けなければなりません。

認定区分は1号認定から3号認定となり、認定区分の必要な事業については、教育・保育提供区域ごと、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を決定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設	利用時間
1号認定	3～5歳	なし	・特定教育・保育施設 (認定こども園及び幼稚園)	①教育標準時間
2号認定	3～5歳	あり	・特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所)	②保育標準時間 ③保育短時間
3号認定	0～2歳※	あり	・特定教育・保育施設 (認定こども園及び保育所) ・地域型保育事業	②保育標準時間 ③保育短時間

※0歳、1歳、2歳を区分して必要利用定員総数を算出。

3 量の見込みと確保の方策

①教育・保育

単位：人、%

年度	区分	1号認定		2号認定		3号認定	
				(教育)	(保育)	1・2歳	0歳
				3～5歳			
令和7年度	推計児童数	1,275				787	356
	量の見込み（必要利用定員総数）	128	166	696	663	70	
	保育利用率			54.6%	84.2%	19.6%	
	確保の方策	特定教育・保育施設	465		1,082	683	210
		特定地域型保育事業				42	15
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			18	6	2
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	260				
		計	885		1,100	731	227
	差（確保の方策-量の見込み）	591		404	68	157	
令和8年度	推計児童数	1,233				766	347
	量の見込み（必要利用定員総数）	124	160	673	645	69	
	保育利用率			54.6%	84.2%	19.7%	
	確保の方策	特定教育・保育施設	465		1,082	683	210
		特定地域型保育事業				42	15
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			18	6	2
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	260				
		計	885		1,100	731	227
	差（確保の方策-量の見込み）	601		427	86	158	
令和9年度	推計児童数	1,214				746	337
	量の見込み（必要利用定員総数）	122	158	663	628	66	
	保育利用率			54.6%	84.2%	19.5%	
	確保の方策	特定教育・保育施設	395		1,078	657	209
		特定地域型保育事業				42	10
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			18	6	2
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	240				
		計	795		1,096	705	221
	差（確保の方策-量の見込み）	515		433	77	155	

単位：人、%

年度	区分	1号認定		2号認定		3号認定	
				(教育)	(保育)		
				3～5歳		1・2歳	0歳
令和10年度	推計児童数	1,184				726	328
	量の見込み（必要利用定員総数）	119	154	646	612	65	
	保育利用率			54.6%	84.3%	19.7%	
	確保の方策	特定教育・保育施設	365		1,053	642	209
		特定地域型保育事業				42	10
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			18	6	2
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	240				
		計	765		1,071	690	221
	差（確保の方策-量の見込み）	492		425	78	156	
令和11年度	推計児童数	1,154				705	317
	量の見込み（必要利用定員総数）	116	150	630	593	62	
	保育利用率			54.6%	84.1%	19.6%	
	確保の方策	特定教育・保育施設	360		947	607	206
		特定地域型保育事業				42	10
		企業主導型保育施設、認可外保育施設			18	6	2
		確認を受けない幼稚園	160				
		幼稚園及び預かり保育	240				
		計	760		965	655	218
	差（確保の方策-量の見込み）	494		335	62	156	

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 市内全域を一つの区域とします。
- 国の示した方法に従い算出したニーズ量は、3号認定（0歳児）について利用実績と大きくかけ離れました。0歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いため、令和2年から令和6年までの利用実績を基に算出したものを「量の見込み」としました。
- 3号認定（0歳児）以外の区分については、国の示した方法に従い算出したニーズ量を「量の見込み」としました。なお、2号認定については、幼児期の教育の利用希望が強い「2号認定（教育）」と、それ以外の2号認定（「2号認定（保育）」）に区分して算出しています。
- 2号認定（教育）については、1号認定を受けて入園する幼稚園・認定こども園と当該幼稚園・認定こども園における長時間及び通年の預かり保育により対応します。
- 教育・保育施設については、今後、阿南市教育・保育施設整備実施計画（案）に沿って、市全体で公立幼稚園と公立保育所の集約を行い、認定こども園への移行等にあわせて定員の見直しを行っております。
ただし、3号認定（0～2歳児）については、現状の利用状況と比べてニーズ量が増えることが想定されるため、保育所や認定こども園の長時間部における年齢別定員の拡充が必要です。
- また、教育・保育の無償化や、母親の就労意向が高まっていることに伴い、3歳以上の子どもについても認定こども園の長時間部や幼稚園の一時預かりの利用希望が増加することが想定されるため、これらのニーズへ対応を図っていく必要があります。



②地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

単位：箇所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(A)	1	1	1	1	1
確保の方策	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(B)	1	1	1	1	1
差(B-A)		0	0	0	0	0

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた機能を併せた機能を有する「こども家庭センター」を令和7年度に設置します。
- 母子保健と児童福祉が連携、協働し、すべての妊産婦、子ども、その家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた継続的な支援を行います。

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	18,596	17,598	16,654	15,760	14,914
確保の方策 (B)	18,596	17,598	16,654	15,760	14,914
実施箇所数	11	11	12	12	12
差 (B-A)	0	0	0	0	0

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 地域子育て支援拠点事業については、認定こども園（宝田・橘・新野・今津・平島・岩脇・はのうら幼稚園・エクセレント羽ノ浦こども園）に併設する形で8箇所、私立保育園（阿南保育園）に併設した1箇所、単独設置（おひさまひろば・子育て支援スペースNuuN）の2箇所で開催していることから、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。（妊婦健康診査）

単位：人

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	525	499	475	452	430
確保の方策 (B)	実施機関：各医療機関 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか（健診回数14回） 実施期間：おおむね妊娠8週から39週頃				

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 引き続き定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより全数の保健指導を目指すとともに、供給体制の確保に努めます。

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	254	238	223	209	196
確保の方策(B)	実施機関：こども家庭センター				

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- 引き続き供給体制の確保に努めます。

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	316	312	307	302	298
確保の方策(B)	実施機関：こども家庭センター				

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

- 市内全域を一つの区域とします。
- 量の見込みについては、近年の実績から算出しました。
- こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の一体的な支援の実施と供給体制の確保に努めます。

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	34	33	33	32	31
確保の方策 (B)	100	100	100	100	100
実施箇所数	4	4	4	4	4
差 (B-A)	66	67	67	68	69

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とする

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業は、たちばな学苑、宝田寮、徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院、ファミリーホーム高橋に委託して実施しています。育児疲れや親子での利用、子ども自身の希望による利用が可能となり、利用の増加が見込まれますが、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと思われまます。

■子育て援助活動支援事業（就学後）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。（ファミリー・サポート・センター事業）

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	91	87	80	78	75
確保の方策 (B)	100	100	100	100	100
実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)	9	13	20	22	24

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国が示した方法で算出しました。

○ファミリー・サポート・センター事業において、「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）の確保、マッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

■一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(ア) 一時預かり事業（幼稚園型）

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	27,938	28,292	28,651	29,014	29,382
確保の方策 (B)	58,100	58,100	53,700	53,700	53,700
実施箇所数	7	7	6	6	6
差 (B-A)	30,162	29,808	25,049	24,686	24,318

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、国が示した方法で算出したニーズ量は、保育所や認定こども園等を定期的にご利用する児童も対象となっています。算出された数値は、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、過大なニーズ量が推計されていると想定されるため、近年の実績から算出しました。

○幼稚園が行う一時預かり事業は、保護者の就労等により教育課程の前後に預かり保育を実施するものです。現在、公立幼稚園（横見・加茂谷・大野・見能林）4園、私立幼稚園（神崎幼稚園・阿南聖母幼稚園・はのうら幼稚園）3園で実施しており、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

(イ) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	5,527	5,362	5,250	5,115	4,973
一時預かり	6,100	6,100	8,300	8,300	10,500
実施箇所数	4	4	5	5	6
ファミリー・サポート・センター※	400	400	400	400	400
実施箇所数	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	30	30	30	30	30
実施箇所数	3	3	3	3	3
合計 (B)	6,530	6,530	8,730	8,730	10,930
差 (B-A)	1,003	1,168	3,480	3,615	5,957

※就学児対象を除く。

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業は、保育所（阿南保育園・阿南ひまわり保育園・なかがわ保育園）認定こども園（エクセレント羽ノ浦こども園）の一時預かり、ファミリー・サポート・センター（未就学児対象のみ）、トワイライトステイ（たちばな学苑・宝田寮・ファミリーホーム高橋）で実施しており、現状の供給体制でニーズ量は充足できるものと思われます。

■時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。

単位：人、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	109	106	104	101	98
確保の方策 (B)	122	121	132	131	130
実施箇所数	12	12	13	13	13
差 (B-A)	13	15	28	30	32

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、市の実情を加味して終了時間を18時30分とし、国が示した方法に従って算出しました。

○現状の供給体制（宝田こどもセンター・橘こどもセンター・阿南保育園・お山保育園・阿南ひまわり保育園・あけぼの保育園・あざみ保育園・なかがわ保育園・エクセレント羽ノ浦こども園・SunnySide 保育園・阿南5star インターナショナル保育園・SKY 保育園）で、ニーズ量は充足できるものと思われま。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病氣中や病後の子どもを医療機関に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：人日、箇所

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (A)	192	181	170	160	150	
確 保	病児・病後児対応型	870	870	870	870	870
の	実施箇所数	1	1	1	1	1
方	ファミリー・サポート・センター※	0	0	0	0	0
策	実施箇所数	0	0	0	0	0
合計 (B)	870	870	870	870	870	
差 (B-A)	678	689	700	710	720	

※ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについて、近年の実績から算出しました。

○現在、岩城クリニックで実施しており、確保方策については、施設の利用定員及び開設日数で見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況を見ながら適切な事業の実施に努めます。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室などの公共施設及び民間施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人、箇所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	242	233	214	208	197
	2年生	242	233	214	208	197
	3年生	242	233	214	208	197
	低学年計	726	699	642	624	591
	4年生	216	209	209	192	184
	5年生	132	126	126	112	109
	6年生	84	82	81	76	72
	高学年計	432	417	416	380	365
	合計 (A)	1,158	1,116	1,058	1,004	956
確保の方策 (B)		953	949	1,163	1,163	1,203
	実施箇所数	26	26	31	31	32
差 (B-A)		▲205	▲167	105	159	247

単位：人、箇所

中野島小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	16	16	14	14	13
	2年生	16	16	14	14	13
	3年生	16	16	14	14	13
	低学年計	48	48	42	42	39
	4年生	13	12	12	11	11
	5年生	8	7	7	7	6
	6年生	5	5	5	5	4
	高学年計	26	24	24	23	21
	合計 (A)	74	72	66	65	60
確保の方策 (B)		80	80	80	80	80
	実施箇所数	2	2	2	2	2
差 (B-A)		6	8	14	15	20

単位：人、箇所

横見小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	6	6	6	5	5
	2年生	6	6	6	5	5
	3年生	6	6	6	5	5
	低学年計	18	18	18	15	15
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	4	4	4	3	3
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年計	12	12	12	11	10
	合計 (A)	30	30	30	26	25
確保の方策 (B)		30	30	30	30	30
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		0	0	0	4	5

単位：人、箇所

富岡小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	36	34	31	30	29
	2年生	36	34	31	30	29
	3年生	36	34	31	30	29
	低学年計	108	102	93	90	87
	4年生	28	27	27	25	24
	5年生	17	16	16	15	14
	6年生	11	11	11	10	9
	高学年計	56	54	54	50	47
	合計 (A)	164	156	147	140	134
確保の方策 (B)		104	104	160	160	160
	実施箇所数	3	3	4	4	4
差 (B-A)		▲60	▲52	13	20	26

単位：人、箇所

宝田小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	11	11	10	10	9
	2年生	11	11	10	10	9
	3年生	11	11	10	10	9
	低学年計	33	33	30	30	27
	4年生	10	9	9	9	8
	5年生	6	6	6	5	5
	6年生	4	4	4	3	3
	高学年計	20	19	19	17	16
	合計 (A)	53	52	49	47	43
確保の方策 (B)		25	25	65	65	65
	実施箇所数	1	1	2	2	2
差 (B-A)		▲28	▲27	16	18	22

単位：人、箇所

大野小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	7	7	6	6	6
	2年生	7	7	6	6	6
	3年生	7	7	6	6	6
	低学年計	21	21	18	18	18
	4年生	6	6	6	5	5
	5年生	4	4	4	3	3
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年計	12	12	12	10	10
	合計 (A)	33	33	30	28	28
確保の方策 (B)		40	40	40	40	40
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		7	7	10	12	12

単位：人、箇所

長生小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	7	7	6	6	6
	2年生	7	7	6	6	6
	3年生	7	7	6	6	6
	低学年計	21	21	18	18	18
	4年生	6	6	6	5	5
	5年生	4	3	3	3	3
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年計	12	11	11	10	10
	合計 (A)	33	32	29	28	28
確保の方策 (B)		33	32	30	30	30
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		0	0	1	2	2

単位：人、箇所

見能林小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	28	27	25	24	23
	2年生	28	27	25	24	23
	3年生	28	27	25	24	23
	低学年計	84	81	75	72	69
	4年生	25	24	24	22	21
	5年生	15	15	15	13	13
	6年生	10	10	10	9	9
	高学年計	50	49	49	44	43
	合計 (A)	134	130	124	116	112
確保の方策 (B)		60	60	100	100	140
	実施箇所数	1	1	2	2	3
差 (B-A)		▲74	▲70	▲24	▲16	28

単位：人、箇所

津乃峰小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	4	4	3	3	3
	2年生	4	4	3	3	3
	3年生	4	4	3	3	3
	低学年計	12	12	9	9	9
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	4	4	4	3	3
	6年生	3	2	2	2	2
	高学年計	13	12	12	11	10
	合計 (A)	25	24	21	20	19
確保の方策 (B)		40	40	40	40	40
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		15	16	19	20	21

単位：人、箇所

桑野小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	11	11	10	10	9
	2年生	11	11	10	10	9
	3年生	11	11	10	10	9
	低学年計	33	33	30	30	27
	4年生	11	11	11	10	9
	5年生	7	6	6	6	6
	6年生	4	4	4	4	4
	高学年計	22	21	21	20	19
	合計 (A)	55	54	51	50	46
確保の方策 (B)		55	55	55	55	55
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		0	1	4	5	9

単位：人、箇所

山口小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	2	2	2	2	2
	2年生	2	2	2	2	2
	3年生	2	2	2	2	2
	低学年計	6	6	6	6	6
	4年生	2	2	2	2	2
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	高学年計	4	4	4	4	4
	合計 (A)	10	10	10	10	10
確保の方策 (B)		16	16	16	16	16
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		6	6	6	6	6

単位：人、箇所

吉井小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	4	4	3	3	3
	2年生	4	4	3	3	3
	3年生	4	4	3	3	3
	低学年計	12	12	9	9	9
	4年生	3	3	3	3	3
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
	高学年計	6	6	6	6	6
	合計 (A)	18	18	15	15	15
確保の方策 (B)		40	40	40	40	40
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		22	22	25	25	25

単位：人、箇所

橘小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	4	4	4	3	3
	2年生	4	4	4	3	3
	3年生	4	4	4	3	3
	低学年計	12	12	12	9	9
	4年生	5	4	4	4	4
	5年生	3	3	3	2	2
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年計	10	9	9	8	8
	合計 (A)	22	21	21	17	17
確保の方策 (B)		22	22	22	22	22
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		0	1	1	5	5

単位：人、箇所

福井小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	3	3	3	3	3
	2年生	3	3	3	3	3
	3年生	3	3	3	3	3
	低学年計	9	9	9	9	9
	4年生	4	4	4	3	3
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	2	2	1	1	1
	高学年計	8	8	7	6	6
	合計 (A)	17	17	16	15	15
確保の方策 (B)		30	30	30	30	30
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		13	13	14	15	15

単位：人、箇所

椿小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1
	低学年計	3	3	3	3	3
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	1	1	1	1	1
	合計 (A)	4	4	4	4	4
確保の方策 (B)		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (B-A)		▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

単位：人、箇所

椿泊小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	1	1	1	1	0
	2年生	1	1	1	1	0
	3年生	1	1	1	1	0
	低学年計	3	3	3	3	0
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	1	1	1	1	1
	合計 (A)	4	4	4	4	1
確保の方策 (B)		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (B-A)		▲4	▲4	▲4	▲4	▲1

単位：人、箇所

新野小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	6	6	5	5	5
	2年生	6	6	5	5	5
	3年生	6	6	5	5	5
	低学年計	18	18	15	15	15
	4年生	5	5	5	4	4
	5年生	3	3	3	2	2
	6年生	2	2	2	2	2
	高学年計	10	10	10	8	8
	合計 (A)	28	28	25	23	23
確保の方策 (B)		0	0	0	0	0
	実施箇所数	0	0	0	0	0
差 (B-A)		▲28	▲28	▲25	▲23	▲23

単位：人、箇所

新野東小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	1	1	1	1	1
	2年生	1	1	1	1	1
	3年生	1	1	1	1	1
	低学年計	3	3	3	3	3
	4年生	1	1	1	1	1
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	0	0	0	0	0
	高学年計	2	2	2	2	2
	合計 (A)	5	5	5	5	5
確保の方策 (B)		15	15	15	15	15
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		10	10	10	10	10

単位：人、箇所

今津小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	9	8	8	8	7
	2年生	9	8	8	8	7
	3年生	9	8	8	8	7
	低学年計	27	24	24	24	21
	4年生	8	8	8	7	7
	5年生	5	5	5	4	4
	6年生	3	3	3	3	3
	高学年計	16	16	16	14	14
	合計 (A)	43	40	40	38	35
確保の方策 (B)		43	40	40	40	40
	実施箇所数	1	1	1	1	1
差 (B-A)		0	0	0	2	5

単位：人、箇所

平島小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	20	19	18	17	16
	2年生	20	19	18	17	16
	3年生	20	19	18	17	16
	低学年計	60	57	54	51	48
	4年生	21	21	21	19	18
	5年生	13	12	12	11	11
	6年生	8	8	8	8	7
	高学年計	42	41	41	38	36
	合計 (A)	102	98	95	89	84
確保の方策 (B)		120	120	120	120	120
	実施箇所数	3	3	3	3	3
差 (B-A)		18	22	25	31	36

単位：人、箇所

羽ノ浦小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	47	44	41	40	38
	2年生	47	44	41	40	38
	3年生	47	44	41	40	38
	低学年計	141	132	123	120	114
	4年生	39	38	38	35	34
	5年生	24	23	23	21	20
	6年生	16	15	15	14	13
	高学年計	79	76	76	70	67
	合計 (A)	220	208	199	190	181
確保の方策 (B)		160	160	200	200	200
	実施箇所数	4	4	5	5	5
差 (B-A)		▲60	▲48	1	10	19

単位：人、箇所

岩脇小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	18	17	16	16	15
	2年生	18	17	16	16	15
	3年生	18	17	16	16	15
	低学年計	54	51	48	48	45
	4年生	15	14	14	13	13
	5年生	9	9	9	8	8
	6年生	6	6	6	5	5
	高学年計	30	29	29	26	26
	合計 (A)	84	80	77	74	71
確保の方策 (B)		40	40	80	80	80
	実施箇所数	1	1	2	2	2
差 (B-A)		▲44	▲40	3	6	9

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内21小学校区を区域とします。

○量の見込みについては、全体は国の示した方法に従って算出し、低学年については1年生：2年生：3年生を1：1：1の割合で高学年については、4年生：5年生：6年生を5：3：2の割合で按分し算出しました。小学校区ごとについては小学校区別の児童数構成比で按分し算出しました。

○市内いくつかの小学校区では、高学年児童の受入れやニーズ増により見込みを上回る利用が予想されます。今後は、学校再編にあわせたクラブのあり方の検討に加え、民間の放課後児童クラブや児童館の利用を含め、年度毎の利用状況をみながら、クラブによっては、定員の拡大や新たな施設・支援員の確保を行う必要があります。また、事業継続のため民間事業者への事業委託を含め安定した供給体制の確保に努めます。

■子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児等の支援を行う事業です。

単位：人日

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	58	56	55	53	51
確保の方策 (B)	30	60	60	60	60
差 (B-A)	▲28	4	5	7	9

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○令和7年度中に供給体制を確保し、令和8年度以降の安定した事業の実施に努めます。

■児童育成支援拠点事業

養育環境に課題のある児童に安全安心な居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。子ども一人一人の状況を丁寧に把握・評価し、さまざまな関係機関と協力しながら、子どもの健やかな成長を支える総合的な支援事業です。

単位：人

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	17	17	16	16	15
確保の方策 (B)	0	0	20	20	20
実施箇所数	0	0	1	1	1
差 (B-A)	▲17	▲17	4	4	5

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○供給体制の確保に努めます。

■親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

単位：人

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	24	23	23	22	21
確保の方策 (B)	40	40	40	40	40
差 (B-A)	16	17	17	18	19

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○この事業については、現在「BPプログラム」として実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと思われます。

■妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子健康及び子育てに関する情報の提供を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の推進を図ることを目的としています。

単位：回

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	942	903	864	828	792
面接回数	3	3	3	3	3
確保の方策 (B)	942	903	864	828	792
差 (B-A)	0	0	0	0	0

[量の見込み、確保にあたっての考え方]

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○令和7年度からこども家庭センターで実施し、引き続き供給体制の確保に努めます。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の方の就労要件などを問わず、子どもを保育所などの施設に通わせることができる新たな制度です。令和8年度から全自治体で実施する予定です。

単位：人日

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	0	5	5	15	15
	確保方策（延べ人数）	0	5	5	15	15
1歳児	量の見込み（延べ人数）	0	2	2	4	4
	確保方策（延べ人数）	0	2	2	4	4
2歳児	量の見込み（延べ人数）	0	2	2	4	4
	確保方策（延べ人数）	0	2	2	4	4

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○令和8年度から令和11年度までの確保の方策について以下の算出式を参考に、算出をいたしました。なお、本市では令和7年度は実施いたしません。

○量の見込み、確保の方策については、国から提示された「必要整備量の見込みの把握」に準じ、下記基本的な算出式により、各年度4月1日時点の対象年齢ごとの必要定員数を算出しました。

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

（対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）） ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

令和8年度および令和9年度は、月一定時間の利用可能枠での実施が難しいと判断し、月3時間の利用可能枠として算出しました。

（※1）0歳6か月から満3歳未満（※2）月一定時間は、月10時間と仮定します。

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とします。

■産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

単位：人日

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	124	119	114	109	105
確保の方策（B）	124	119	114	109	105
差（B-A）	0	0	0	0	0

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○市内全域を一つの区域とします。

○量の見込みについては、国の示した方法に従って算出しました。

○助産師による自宅への訪問型産後ケアを実施しており、引き続き供給体制の確保に努めます。

4 教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、令和5年3月に策定した「阿南市教育・保育施設整備基本方針」の考え方にに基づき、地域の実情を踏まえて認定こども園化への推進と、民間活力の導入を図ることで持続可能な財政運営を継続し、効果的・効率的な事業の推進に努め、保護者が安心して子どもをあずけられる保育環境の整備を行うこととします。

また、公立幼稚園・保育所等の整備により集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の充実や近い将来発生が想定される大規模災害時の防災の視点を踏まえた安全・安心な施設環境の確保を図り、教育・保育環境の質の向上に努めます。



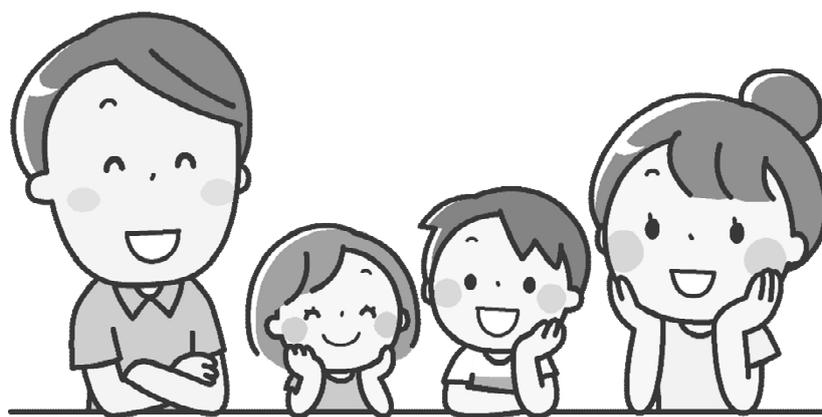
■ 阿南市教育・保育施設整備実施計画（案） 【年次計画】

エリア	施設名称	施設経過年数(年)	入所児童R6.4(人)	前期	見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する)	中期	見直し期間 (阿南市人口ビジョンによる人口推移を基に整備計画を検討する)	後期
				2025年～2029年(R7～R11)		2030年～2034年(R12～R16)		2035年～2039年(R17～R21)
阿南中校区	富岡保育所	54	80	150人規模認定こども園	閉所を含めた今後の在り方検討	閉所を含めた今後の在り方検討	150人規模認定こども園	
	富岡幼稚園	51	31					
	寿保育所	50	7					
	見能方保育所	36	28					
	見能林幼稚園	34	38					
	津乃峰保育所	36	25					
	(私立6施設)		321					
阿南一中・加茂谷中校区	宝田こどもセンター	43	74	100人規模認定こども園	閉所を含めた今後の在り方検討	100人規模認定こども園		
	本庄保育所	50	10					
	長生保育所	45	24					
	明星保育所	48	59					
	中野島保育所	44	24					
	横見保育所	51	12				少人数による休園統合の検討	
	横見幼稚園	45	8				少人数による休園統合の検討	
	大野保育所	42	24					
	大野幼稚園	49	32					
	加茂谷幼稚園	44	11				少人数による休園統合の検討	
	(私立2施設)		125					
中阿・南二新野中・校福井区	桑野保育所	44	46	100人規模認定こども園	閉所を含めた今後の在り方検討	100人規模認定こども園		
	新野こどもセンター	23	47					
	福井保育所	33	15				少人数による休園統合の検討	
	橘こどもセンター	11	39					
那賀川中校区	今津こどもセンター	20	79	公私連携型保育所				
	平島こどもセンター	16	139					
	(私立1施設)		95					
羽ノ浦中校区	羽ノ浦くるみ保育所	47	75	公私連携型保育所				
	岩脇こどもセンター	7	134					
	(私立4施設)		322					

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。この改正により、「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されました。それに伴い、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等（一時預かりや病児保育事業やファミリー・サポート・センターなどを含む）を利用した際の利用料に対して、無償化給付請求によって、給付上限までの範囲を支給する給付制度「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市では、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案するとともに、教育・保育施設と協働し、適切な給付を実施します。



第6章 計画の推進に向けて

I 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健、医療・福祉、教育、生涯学習、勤労、雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたるため、子ども・子育て支援施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めるとともに、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

市民や関係機関・団体との連携に加え、子ども自身が施策に理解を深め、意見を表明しやすい環境づくりが重要です。子どもの視点に立った情報発信を行い、子どもの参加を促進することで、多様な視点での意見聴取、地域のニーズの的確な把握が可能となり、持続可能な支援体制の構築につながります。

また、市民、教育・保育施設などの関係機関・団体の代表、学識経験者から組織されている「阿南市子ども・子育て会議」を通して、子育て支援の施策の総合的かつ計画的な推進のために、会議から幅広い意見をうかがい、計画の実行性を高めます。

さらに、子育て支援に関して主体的に取り組む市民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者などの各種関係機関・団体の協力を得て、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

(3) 国・県との連携

本計画を推進するためには、政策の一貫性を保持し、広域的なネットワークを形成における地域間の協力の促進、また成功事例の活用を含めた専門的知識の活用の面においても国や県との連携は重要です。

子どもの最善の利益が尊重され、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく中で、国における今後の制度改革等の動きを注視し、国や県との連携を強化していきます。これにより、本市の役割を十分に果たし、包括的な子育て支援体制を構築します。必要に応じて、国や県へ具体的な要望を伝え、地域の実情に即した支援策を提案・実施していきます。

2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理については、各施策の取組状況について年度ごとに点検と評価を行い、その結果を踏まえて施策の充実・見直しを検討し、計画を総合的かつ円滑に推進していきます。

なお、取組状況については、「阿南市子ども・子育て会議」に報告し、子育て支援施策の今後の方向性についての意見を聴取します。また、広報紙やインターネットを活用した多様な媒体を通じて、各施策の内容や取組状況についての情報を公開し、広く市民への周知に努め、幅広い意見を施策に活かしながら一層の推進を図ります。

(2) 社会・経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の施策の動向など、状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に計画を推進していきます。

また、計画に挙げた施策等は、状況の変化に応じて随時見直しを行うものとし、地域のニーズに即した支援策を継続して提供していくことを目指します。



I 策定体制

■阿南市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日
阿南市条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、阿南市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長がこれを招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関する関係のある専門委員(以下「委員等」という。)の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員等の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員等以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(会議の運営)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮ってこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月27日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

■阿南市子ども・子育て会議 委員

(令和7年2月1日現在)

条 例	氏 名	区 分
1号委員	石橋 奈々	市立保育所保護者代表
〃	山口 亜弓	私立保育所保護者代表
〃	川上 志穂	市立幼稚園保護者代表
〃	犬伏 友美	私立幼稚園保護者代表
〃	小椋 佑香	放課後児童クラブ保護者代表
2号委員	古里 健一	事業主を代表する者
3号委員	鎌田 耕一郎	労働者を代表する者
4号委員	折原 彰子	市立保育所長代表
〃	明石 あゆみ	市立保育所現業部会代表
〃	横手 桂子	私立保育園長代表
〃	梶本 悦子	市立幼稚園長代表
〃	木内 啓嗣	私立幼稚園長代表
〃	上手 永子	放課後児童クラブ支援員代表
5号委員	渡部 友子	阿南市議会文教厚生委員長
〃	幸田 初美	主任児童委員代表
〃	片山 美幸	児童クラブ連絡協議会代表
〃	小西 嘉代子	公募委員
〃	黒川 喜美恵	公募委員
〃	佐々木 晃	学識経験者

2 策定の経緯

日程	事項	内容
【令和5年】 11月27日	第17回阿南市 子ども・子育て会議	・第3期阿南市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査内容について
12月11日～ 12月22日	アンケート調査 (ニーズ調査と生活状況調査)	・就学前児童、小学校2年生・4年生のいる世帯を対象としたニーズ調査と小学校5年生、中学校2年生とそれらの保護者を対象とした生活状況調査の実施
【令和6年】 3月25日	第18回阿南市 子ども・子育て会議	・アンケート調査結果について
8月6日～	阿南市子ども・子育て 会議(書面協議)	・計画骨子案について、書面にて委員の意見を聴取
9月20日	第19回阿南市 子ども・子育て会議	・骨子案について ・計画の施策体系について
11月11日	第20回阿南市 子ども・子育て会議	・阿南市子ども・子育て支援事業計画素案について
【令和6年】 12月27日～ 【令和7年】 1月17日	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
2月3日	第21回阿南市 子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・阿南市子ども・子育て支援事業計画最終案について
3月	計画策定	



第3期阿南市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行：阿南市

編集：阿南市 保健福祉部こども家庭局 こども支援課

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

電話：0884-22-1677 FAX：0884-23-4200

阿南市ホームページ

<http://www.city.anan.tokushima.jp>